

# 報告書案に対する意見招請結果 及び これに対する考え方

2006年9月13日

《注釈》

- ・提出された意見を引用するに当たっては、必要に応じ、事務局において趣旨を損なわない範囲で要約している。
  - ・「考え方」の記載に当たっては、読みやすさの観点から以下の略号を用いている。
    - ：報告書案に賛同するご意見。
    - ☆：今後の検討に当たって参考又は留意すべきご意見。
- 「考え方」で引用している報告書のページは、修正後の報告書（案）のページ。

第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化

項目	提出者	意見	考え方
(1) ブロードバンド化の進展	KDDI	ブロードバンド化は固定通信の分野と同様、移動通信分野でも進展している。加入電話を超える規模にまで普及した移動通信の伸張は、通信のパーソナル化を示すものであり、この傾向は今後も見込まれることから、市場の動向を踏まえて競争ルールを見直すには、固定・移動両面でのブロードバンド化を視野に入れることが必要。	☆

2. IP化の進展に対応した競争ルール見直しの必要性

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	競争ルールの見直しについて、「行政当局は可能な限りそのロードマップを明確にし、政策の予見可能性（Predictability）を高めていくことが必要である」とする報告書案に賛同。 なお、当該ロードマップに則って、各種検討が行われていくものと考えるが、報告書案にあるとおり検討の過程において定期的なモニタリング、進捗報告、リポリングを実施することは有効。	○ 定期的なモニタリング、進捗報告、リポリングの実施等については、第7章に記述のとおり。
NTTコム	本報告書が、「検討のロードマップ」の明確化を目的とするという記載を支持。本報告書の内容は、競争ルールの在り方を予断するものではなく、検討課題を示すものであり、それぞれの項目については、今後、意見募集等の所定の手続きを経て検討されるべきものであると理解。	○ ご指摘の点については、競争ルールの策定・見直しプロセスの透明性の確保として第2章1（5）に記述のとおり。
ニフティ、JAIPA	垂直統合のビジネスモデルは、各レイヤーにおける自由な発展を阻害しかねないことを懸念しており、各レイヤー間のインターフェースのオープン化はビジネス上も、また標準化という点でも重要。垂直統合ビジネスモデルに対応する競争ルールを取り入れることに賛同。	○
経団連	今般、報告書案において、競争ルールの見直しの必要性を指摘し、具体的な政策案とルール整備までのロードマップを提示したことを高く評価したい。今後は、目指すべき社会の姿を描いた上で、報告書のとりまとめや具体的な競争ルールの整備等に取り組むことを期待。	○

第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則

項目	意見		考え方
	提出者		
総論	ソフトバンク	<p>IP化の進展に対応した競争ルールの検討に際して、その運用原則として報告書案記載の5つを定めることは適当。</p> <p>これらの中でも、物理網レイヤーと通信サービスレイヤーからなる「通信レイヤー」における公正競争の確保は、IPへの移行が進展した場合においても、NTT東西の有する設備のボトルネック性に大きな変化が見られないことを考慮すると、市場支配力を有する事業者と競争事業者との間の公平な競争環境を実現する上で、必須の要件であり、特に重要。</p>	○
	経団連	<p>報告書案のIP化の進展に対応した競争ルールの運用原則は妥当であるが、通信・放送を包含した新たな政策・法体系の青写真を示し、2010年からの施行を前提とし、可能なところから、早急に検討に着手すべき。</p>	○ 通信と放送に関する総合的な法体系の検討については、本懇談会における議論の対象外である。
	NTTドコモ	<p>「1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則」として、事前規制は事業法や独占禁止法において事後的に対処できない場合に限るなど最小限にとどめることが基本となるべき。</p> <p>また、平成18年5月10日の追加意見招請に対しても述べたとおり、「電気通信サービス市場の発展のためには、物理網レイヤーにおいて各事業者がインセンティブをもって安全性・信頼性の高いNW構築に向けた設備投資競争を行うことが最も重要であり、物理網レイヤーにおける設備投資競争を促進させることができれば、従来の電気通信設備に着目した事前規制は不要となり、仮に是正されるべき行為がいずれかのレイヤーで生じた場合に、事後的に対処することで十分となるもの」と考え、また、「垂直統合型ビジネスモデルの発展は事業者の創意工夫と技術革新によるところが大きいため、事前にこれらを規制するべきではなく、さらに、垂直統合型ビジネスモデル自体は独占禁止法上問題ないと考えられ、また効率性を高める側面もあることから、事後的な対処としても慎重さが求められるもの」と考える。</p> <p>加えて、P12「接続実態を踏まえつつ必要に応じてインターフェースのオープン化を図ることを原則とする」との記載があるが、P15「設備競争とサービス競争の双方を促進し、設備のボトルネック性に起因する市場支配力の濫用の懸念がなくなったと判断される場合には、ドミナント事業者に対する規制を解除するなど、設備競争とサービス競争の適正なバランスを計っていくことが必要」とあることから、「必要に応じて」とはボトルネック性が生じる場合と限定して考えられるべきところ、設備事業者及びサービス事業者の予測可能性を高め競争中立的な市場環境を整えるために、「必要に応じて」とはボトルネック性が生じる場合である旨明確化しておくことが必要と考える。</p>	<p>事前規制は最小限にすべきことはご指摘のとおりであり、そのことは、事前規制から事後規制への転換という流れにも一致する（第1章2に記述のとおり）。</p> <p>垂直統合型ビジネスモデルについては、本章1（2）に記述のとおり、一義的に規制を加えること等を意図するものではない。</p> <p>なお、P12の記述は設備競争とサービス競争の関係で述べられたものであり、P9のレイヤー間の公正競争確保という観点からのインターフェースのオープン化の議論と同列に論じることは適当でないと考えます。</p> <p>ちなみに、第3章3（6）に記述のとおり、「一般に、市場支配力の認定は設備のボトルネック性のみを十分条件とするものではない。すなわち、設備のボトルネック性がある場合の他、市場シェアが高い等の市場要因によって、当該市場において価格支配力を行使し得るかどうかという観点から市場支配力の認定が行われる」べきものである。</p>

(1) 通信レイヤーにおける公正競争の確保	イー・アクセス	IP化の進展にともない、ネットワークの構造もしくはビジネスモデルが変化する場合でも、競争の活性化のためには、通信レイヤーにおける公正競争の確保は必要であるので、運用原則の項目の一とすることに賛成。	○
(2) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保	KDDI	IP化が進展しても固定系加入者回線設備（線路敷設基盤を含む）という強固なボトルネック性を有する設備を保有し続けるNTT東・西については、その市場支配力が上位レイヤーに及ばないよう、設備開放ルールを厳格な運用が必要。NTT東・西が構築する次世代ネットワークについては、プラットフォームレイヤーも第一種指定電気通信設備とし、公正な競争が上位レイヤーにおいても担保されるよう競争ルールを整備することが必要。 一方、設備ベースでの競争が進展している移動通信については、新規参入や番号ポータビリティ制度の導入により、競争が一層激化することから、事業者の自由な事業活動を束縛することのないよう注視すべき。	垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保に当たっては、ご指摘の点にも留意しつつ検討する必要があると考える。 なお、移動通信市場において設備ベースの競争が生じていることは事実であるが、他方、周波数の有限性から市場が寡占性を有している面がある点にも着目する必要がある。
	ソフトバンク	IP化の進展により、今後、上位レイヤーと下位レイヤーとの融合が進んでいくことが想定される、下位レイヤーの市場支配力はネットワークのボトルネック性と密接に関係するものであり、容易に解消できるものではない点において、下位レイヤーの市場支配力の行使の方により注意を払う必要がある。 一方で上位レイヤーについては、様々なプレイヤーが比較的容易に市場に参入でき、競争もより激しく、仮に市場支配力が存在したとしても、下位レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに参入する場合を除けば、長期的・安定的なものとはなりえない。 従って、垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争確保については、特にボトルネック性が高い下位レイヤーから上位レイヤーへの市場支配力の行使に重点を置いて検討すべき。	垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保に当たっては、ご指摘の点にも留意しつつ検討する必要があると考える。
	イー・アクセス	垂直統合型のビジネスモデルの今後の進展については、公正競争を確保するための手当ては早急に検討する必要があるので、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることを原則とすることに賛成。 なお、オープン化を求める範囲及び実現するための具体的施策については、今後議論を深めていく必要がある。	○
(3) 競争中立性・技術中立性の確保	KDDI	公正で健全な競争が行われることによって、サービスの多様化や高度化、料金の低廉化といったお客様利便の向上が実現する。市場のメカニズム（競争原理）の中では、様々な技術や料金・サービス競争の結果として事業者間の優劣が決まり、市場のニーズに応えることができない事業者は淘汰されていくこととなる。競争原理が健全に働くためには、各事業者に競争の機会が公平に与えられる必要があり、そのためには、支配的事業者による競争阻害行為を排除し、公正な競争環境を整備する必要がある。	○
	イー・アクセス	技術中立性の確保を運用原則の項目の一とすることについて賛成。 したがって、具体的な施策へ反映する際には、FTTHに比重をおくことなく、メタル線、メタル線と光ファイバのハイブリッド及び無線技術の活用なども、有効なアクセス手段として同等に扱って頂くことを要望。	○ ご指摘の点については、技術中立性の観点から配慮すべきものと考えます。
(4) 利用者利益の保護	イー・アクセス	利用者利益の保護を運用原則の項目の一とすることについて賛成。 なお、IP網への移行の過渡期においては、特にNTT東西の次世代ネットワークへの移行に伴う加入電話利用者のマイグレーションの具体的な方法に対して、利用者利益の保護の観点と共に公正競争の確保の観点からも注視していく必要がある。	○☆ ネットワークの移行に伴う既存役務の整理・統合等に係る検討の必要性について記述を追加した（第3章4

			(2))。
	個人	<p>競争ルールを整備する中で、消費者利用者を保護し、公正な競争を促進する観点から、悪質事業者（プレイヤー）を排除する仕組みを策定することこそが国是ではなからうか。</p> <p>消費者の「安心・安全・便利」を確保し、保護するため、悪質代理店等の市場からの撤退ルール（レッドカードルール）を策定すべき。</p> <p>当然、代理店のみならず、不公正営業に関わる通信事業者に対しても、再発防止ルール（イエローカードルール）を設定すべきと思考。</p> <p>総括すると、公正競争推進という観点から、行政から、事業者の不公正営業を積極的に排除して頂きたい。</p>	競争ルールの整備を図る際の利用者保護の重要性については、本項目に記述のとおり。
(5) 競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保	KDDI	<p>報告書案の指摘する通り、競争ルールの見直しと運用にあたっては、市場構造の変化に対応できるよう柔軟かつ機動的な運用を確保することが必要。</p>	○
	ソフトバンク	<p>&lt;競争ルールの予見可能性の確保&gt;</p> <p>競争ルールの見直しについて、「当該ルールの策定・見直しプロセスの透明性を確保し、競争ルールの策定・運用に関する予見可能性を確保していくことが必要である。」とする報告書案に賛同。</p> <p>なお、競争ルールの見直しを行う際には、検討会等は公開を原則とし、必要に応じて事業者からの見解を求める場を設けるべき。</p> <p>&lt;電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保&gt;</p> <p>電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用の確保は必要。なお、総務省及び公正取引委員会が、それぞれ電気通信事業法・独占禁止法、並びに関連省令やガイドライン等に基づく運用を行っていく上で、重複的な規制の適用や施策の遂行を可能な限り回避するとともに、総務省と公正取引委員会との役割分担の明確化を推進しつつ、より効率的・効果的に公平な競争環境の整備を推進すべき。</p> <p>また、市場構造の急速な変化が予想される中で公正競争要件を確保するためには、事後規制型への移行の流れにおいても、電気通信事業法において必要な事前規制を明確に設定し、ドミナンスや、ボトルネックに起因する市場支配力の濫用が発生しないように事前規制を行う必要がある。</p> <p>&lt;競争ルールの国際的整合性の確保&gt;</p> <p>市場の国際化が進展する中、競争ルールをはじめとする規制政策の国際的整合性を確保することは重要。</p> <p>規制の鞘取りを回避するという視点だけでなく、海外における規制のベストプラクティスを取り入れることにより、日本における競争ルールを更に優れたものとするという視点が必要。</p>	○
	イー・アクセス	<p>電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用を引き続き行うこと及び共同ガイドラインの適宜の見直しについて賛成するが、共同ガイドラインが2001年に策定された後、有効に機能してきたかどうかについては、検証を行う必要がある。</p> <p>その検証の過程において、電気通信事業法と独占禁止法との間で適用が難しい範囲が存在しないかどうかについては留意が必要であり、特に独占禁止法では、要件への合致、手続き期間の長期化など、案件への即応が必要な場合には実効性が十分に見込めない場合があるので、反競争的行為に対する措置については電気通信事業法の枠内で幅広く扱うことが可能となるよう枠組みの見直しを要望。</p> <p>競争ルールの国際的整合性については、新しい観点として今後の取組みに期待。</p>	○☆

	日本電気	次世代ネットワーク（NGN）のキーとなるネットワークのIP化は、国境を容易に越えることができるネットワークの構築を意味する。必要なルールは国別の閉じたものであるよりも、各国間で協調性が保たれたものであることが望ましいと考える。従って、研究開発分野や標準化活動における国際連携が重要。日本が進む方向を明確化するためにも、国の働きかけなどを期待。	○
--	------	---	---

## 2. 検討に際しての時間軸

提出者		意見	考え方
	ソフトバンク	報告書案において、競争ルールの在り方の検討に際しては、2010年というマイルストーンにこだわることなく、進捗状況に応じて、可能な限り前倒しで検討を進めいただきたい。 また、報告書案にあるとおり検討の過程において定期的なモニタリング、進捗報告、リ波尔ピングを実施することは有効。	ご指摘の点については、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。 なお、検討の過程における定期的なモニタリング、進捗報告、リ波尔ピングの実施等については、第7章に記述のとおり。
	イー・アクセス	検討に際して、2010年という具体的な目標時期が設定されたことは、検討の先延ばしや形骸化を避ける意味で評価に値する。しかし、1999年に実施されたNTT再編成の趣旨が、IP化の進む市場構造に合致していないこと、FMCでのNTT東西とNTTドコモの連携など再編成では想定外の形態により新たな市場支配の構造が顕在化していること、またNTT東西によるNTT法の規制対象外である子会社への大幅な人員の移行が行われている事実など、現在の法律の枠組みが既に限界がきていることも事実であり、2010年という時期については、遅すぎないかと懸念。 それでもなお、2010年代初頭をマイルストーンとして設定する場合には、以下の観点について、十分に考慮して頂けるよう要望。 ・市場環境の急激な変化によるマイルストーンの見直し 最も懸念しているのは、NTTグループの資本分割もしくは機能分離論が先送りになったことによって、NTTグループによる市場独占、例えばNTT東西以外の競争事業者の収益もしくは市場シェア等のシュリンクが急激に進むなど市場への悪影響が顕著になる場合であり、このような場合には即座にマイルストーンの前倒しが必要。 ・行政機関（総務省殿）の中長期的な公正競争の確保を目的とした検討体制の維持 マイルストーンを2010年代初頭においたことで、総務省殿による検討も長期にわたるため、検討人員数の適切な配置ならびに専門性のさらなる向上（人員の中長期的配置）等、一貫した検討体制の維持が益々重要になる。	☆ 2010年代初頭をマイルストーンとして設定した根拠については、本項目に記述のとおり。 なお、検討の過程における定期的なモニタリング、進捗報告、リ波尔ピングの実施等については、第7章に記述のとおり。
	ケイ・オプティコム	報告書案に関して、2010年代初頭をマイルストーンとし、それまでに検討すべき事項を網羅的に整理され、かつ、検討の時期を明確に記述されている点について、高く評価。 その中で、検討の時間軸については、検討の着手、および検討の結論を得る時期は極力早期に実施いただくよう希望。NTTは2010年段階でFTHHを利用した光IP電話の加入者を3000万加入見込んでいることから、早急に検討結果を出し、継続して公正な競争ルールや環境を整備する必要があり、出来るだけ前倒して検討していくことが必要。	○ ご指摘の点については、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。
	エニーユーザー	IP化時代における情報技術分野の革新スピードはドッグイヤー（dog year）と表現され	2010年代初頭をマイルストーン

	<p>るように通常の7倍のスピードで業界は推移しており、2010年というマイルストーンの設定では世界レベルの競争に対応していくのは難しい。本報告書ではKDDIやNTTの計画について述べられているが、グローバル時代の世界の動きに追随していくためには、旧来型の業界を中心とした計画ではなく、よりスピードの速いショートタームでの検討・対策が必要。今後の競争ルールのあり方については短期での見直しを求める。</p>	<p>と設定した根拠については、本項目に記述のとおり、ご指摘の点以外の観点も踏まえたものである。</p> <p>なお、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。</p>
<p>BT</p>	<p>報告書案は2010年代初頭を競争ルールの在り方の見直しのためのマイルストーンと設定しており、BTはそうした総務省のイニシアティブを評価。BTは、総務省に対し、一部のものについては2010年を待たずにできる限り早期に実施に移すことを求める。</p> <p>BTは、さらに報告書案で述べられている各論点の実施計画の詳細についての正確なタイムフレームを透明にすることを求める。</p> <p>BTは、指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行うに当たっての総務省の考え方に賛同する。BTは、総務省に対し、「市場の定義」については需要の代替性や下流市場の競争に及ぼす影響等を含む競争法の原則を考慮すべきことを提案する。</p>	<p>○</p> <p>ご指摘の点については、事案によっては早急に検討に着手し、2010年を待たずに結論を出すべきとしている。</p> <p>何をいつまでにどのような検討体制で取り組むかを明確にすべきことについては、第7章に記述のとおり。</p>

第3章 今後の接続政策の在り方

1. 設備競争とサービス競争の適正なバランス

項 目	提出者	意 見	考 え 方
(1) 基本的な考え方	KDDI	<p>・アクセス領域での設備競争 設備競争とサービス競争の適正なバランスを図ることは適当。ただし、設備競争が比較的容易に進展する領域と、そうでない領域があることには留意する必要。電電公社時代に国の支援の下で国民全体から集めた資金を投じて構築された電柱や管路等の線路敷設基盤と同等レベルの設備を他事業者が新たに構築することは事実上困難であることから、固定系加入者回線の敷設に係るアクセス領域での設備競争の進展は、必ずしも容易ではない。</p> <p>・NTT東・西に対する設備開放ルールの必要性 自ら設備構築し、事業展開していく設備競争が各事業者にとっても理想。弊社も電力会社との包括提携や、NTT東・西以外からの光回線の調達等を進めているところであり、今後も可能な限り設備構築努力を継続していきたい。しかしながら、IP化が進展しても、線路敷設基盤を保有するNTT東・西は、固定系加入者回線を敷設する上での優位性を引き続き保持することから、設備開放ルールを維持し、ボトルネック性の弊害を除去することによってサービス競争の一層の進展を図ることが必要。</p>	○
ソフトバンク		<p>設備競争の推進によるボトルネック設備の解消には時間を要するため、まずはサービス競争を確実に推進することが必要。 また、過度な設備競争は、国民経済的に非効率を生み出す恐れがあるため、行政においては競争軸間の適正なバランスを保つことが必要。 特に移動体通信事業においては、今後、新規参入事業者2社が市場への参入を予定しているところであり、従来以上に過度な設備競争が生じると強く懸念。</p>	○ 「過度な競争」の趣旨が必ずしも明確ではないが、基本的に、電気通信事業法と独占禁止法の協働的運用によって対処すべきものと考える（第2章1（5）を参照。）。
イー・アクセス		<p>設備競争はまだまだ進展しているとはいえ、今後もさらなるサービス競争の促進を要望。 ドミナント事業者に対する規制の解除については、接続事業者からの意見も聴取したうえで「市場支配力の濫用が無くなったと判断」することも含めて、慎重に議論すべき。</p>	○
H O T n e t		<p>光ファイバ等を整備すべき地域について、独占を許容せざるを得ないエリアと官により構築されたインフラを民（シングルキャリア）が運営受託するエリアについて施策が不明確。その施策を明確にしつつ、後者については国策として予算措置が必要。</p>	光ファイバ等の整備を含むブロードバンド網の全国整備については、「次世代ブロードバンド戦略2010」（06年8月）に基づき推進していくことが適当。
ニフティ、JAIPA		<p>固定・無線に加えCATVなどのアクセス網を自由に使えるようにしていただきたい。また地方公共団体などの光ファイバに加え、CATVなどが所有する光ファイバ網の開放を促進していただきたい。ブロードバンドを全国カバーするに当り、光ファイバを補完すると思われる無線設備についても、サービス事業者が利用できるよう開放する施策を希望。</p>	ボトルネック性を有しない電気通信設備の利用については、まずは事業者間の交渉に委ねることが適当。
経団連		<p>報告書案では、設備競争とサービス競争の適正なバランスの必要性とともに、ボトルネック設備のオープン化の必要性を指摘しており、取り組むべき方向性としては妥当。なお、ルールの整備にあたっては、新たな設備投資へのインセンティブを殺ぐことのないように、留意すべき。</p>	○
NTT持株、		ブロードバンド市場における光ファイバ等のブロードバンドアクセスや次世代ネットワークは、今	設備のボトルネック性が存在してい



	NTT東西	後、各事業者が高度化・多様化するニーズに応えるため本格的に設備構築を行っていく段階にあり、このような段階にあつては多種多様なサービスの基盤となるインフラ設備の構築を促進することにより「設備競争」を促進することを重視した政策を採るべき。 また、設備競争が期待される分野においては、従来の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化政策を見直し、NTTグループを含めた設備構築事業者の投資インセンティブを高め、設備投資をする者が報われる仕組みとすることが必要。	ることに鑑みれば、あくまで設備競争とサービス競争は適正なバランスの下に展開されることが必要と考える。 なお、ボトルネック設備のオープン化に当たっては、当該設備を保有する事業者の設備投資インセンティブに対して適切な配慮を行うことは必要。この点については、例えば、P52「(e) 競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応の必要性」において記述。
	NTTコム	IP化の進展に対応して、ボトルネック性や市場支配力は低減していくものであるため、競争状況の評価を通じ、ドミナント規制を緩和していく方向であることを、明示的に記載すべき。また、報告書P39に記載の通り、ボトルネック性が市場支配力の十分条件ではないという点についても留意が必要。	ご指摘の点については、P20「2) ボトルネック性解消に向けた基本シナリオ」において記述。
	AT&T	当社は、日本ではNTTとの設備ベースの競争が不十分であり、競争的なエンドユーザサービスに供するためNTT以外の代替ネットワークを卸売で十分利用し得るレベルに達していない状況下では、適正価格でボトルネック設備が利用できる枠組みを確保することが必要であるとの考えに賛同。	○
	BT	11. 総務省によれば、IP化に対応した競争モデルとして、設備競争とサービス競争の双方を促進し、設備のボトルネック性に起因する市場支配力の濫用の懸念が無くなったと判断された場合にはドミナント事業者に対する規制を解除するなど、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくべきとしている。 12. ボトルネック性がある限り、事前規制を存続すべきであり、慎重な市場画定と隣接市場の分析の後にドミナンス性を決定すべきである。したがって、総務省において、透明、詳細かつ明確な競争評価のプロセスを図るべきである。 14. また、総務省によれば、この接続政策の章において、究極の目的は、産業における公正競争条件の整備と、それによるサービス競争の促進にある。サービス競争の促進の実現のためには、ボトルネック設備へのアクセスが、他事業者にとって既存事業者と競争できる最も重要な要素の一つになると考える。既存事業者に自社の小売部門と「同等の条件」でサービスを提供させることを担保するためには、透明で、詳細かつ包括的な手続きの整備が不可欠。	○
(2) 欧米における市場環境と境競争政策			
	ソフトバンク	英国及びオーストラリアの事例についても言及して頂くことを希望。 【英国】 - BTが自主的に「オープンリーチ」を立ち上げ、ボトルネック設備を機能分離／開放したこと。 - BTがPSTNをIPベースのネットワークへと切り替えるための「21世紀ネットワーク(21CN)」プログラムを明らかにし、移行及び切替を開始。 【オーストラリア】 - Telstra以外の事業者が、TelstraのFTTN整備計画に対し、「SPeed Reach」という業界保有の特殊目的法人によって、より広範かつ公平な価格によりFTTN整備を進める計画を表明。	文章構成上、ご指摘の事例には触れていないが、両事例については認識。

	NTT持株、 NTT東西	<p>米国では、競争環境が現時点で日本と異なるのは事実だが、事業者の投資インセンティブを高めてブロードバンドインフラの構築を進めるため、光ファイバ等に対するオープン化規制を廃止「設備競争」を促進する政策を採っている。</p> <p>また、欧州においても、固定分野ではEU域内競争が進展していない（域内競争が進んでいるのは移動体分野だけ）状況下であるにもかかわらず、光インフラの構築を促進するためドイツ等でオープン化規制を緩和する動きが進展。</p> <p>我が国のブロードバンド市場は世界で最も競争が進展しており、報告書案において懸念されているようなNTTグループが市場支配力を行使できるような状況にはない。したがって、我が国のブロードバンド分野の競争政策の策定にあたっては、現在世界最先端のポジションにある我が国のブロードバンドインフラの構築を更に促進し、我が国産業全体の国際競争力を維持・向上する観点から、このようなブロードバンドインフラ構築促進に向けた諸外国の動向を十分に踏まえる必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、米国は我が国と競争環境が異なっており、また、ドイツについては欧州委員会からVDSLの扱いについて懸念が表明されるなど、今後の動向を注視することが必要。諸外国の動向を十分に踏まえる必要性についてはご指摘の通りであるが、その際には、上記の点に関しても留意することが適当。</p> <p>なお、報告書案において指摘しているのは、ボトルネック設備に起因する市場支配力行使の懸念であり、これに対処するため当該設備のオープン化が必要であるという点である。現在の我が国におけるブロードバンドサービス市場における競争進展は、当該オープン化を前提とするものであり、当該市場におけるサービス競争の進展をもって、ボトルネック設備の開放義務を緩和する直接的な論拠にはならない（脚注11を参照。）。</p>
(3) 設備競争の促進に向けた取組み			
	テレサ協	<p>電気通信市場における設備競争の担い手としてのCATV事業者について触れられていないが、CATVネットワークを含めた次世代ネットワークの相互接続を可能にするとともに、必要に応じてルール策定に反映させるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、CATVや衛星回線の活用について追記。</p>
1) 線路敷設基盤の開放促進	KDDI	<p>現在、光引込線の電柱添架手続きの簡素化等に係る取り組みを進めているが、引込み区間の環境整備のみで接続事業者が自ら光ファイバを敷設するための環境整備が全て実現されるわけではない。配線ブロックの拡大や、NTT東・西を含めた複数事業者によるアクセス区間の共同利用の枠組み（1加入者毎のアクセスチャージ適用の仕組み等）の導入等、お客様の選択肢を増やし、FTTHサービスの競争を促進するには、光ファイバの更なる開放が必要。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>道路占用手続きに係る条件は道路管理者により異なるため様々な対応手続きについて時間と費用が必要となる等の問題があるため、道路占用手続きにおいてNTT東西と競争事業者との同等性を確保するルール整備が必要。</p> <p>関係事業者等により行われるガイドラインのフォローアップにおいて、電柱添架手続きの運用に係る問題が認識された場合には、速やかにガイドラインにおいて必要な改正を行うことが重要。</p> <p>こうした問題解消のためにも、NTT東西の指定設備管理部門及び指定設備利用部門は、両部門間の物理的／機能的分離を進め、指定設備利用部門、競争事業者双方の対応において同等性を確保するとともに、両部門相互間のファイアウォールを実効性のある形で確保することが必要。</p>	☆ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。
	JCTA	<p>NTT東西の線路敷設基盤（電柱、管路、とう洞等）の利用に関して、そのボトルネック性を考慮し、さらに深い議論が必要。</p> <p>NTT東西が有する線路敷設基盤は、NTT東西が自らの線路を敷設する際に一体的に整備されたケースが多く、その後、他の事業者が利用をする際には、強度不足、スペースがないなどの多くの制</p>	電柱等の線路敷設基盤単体では電気通信設備とはいえないことから、指定電気通信設備として指定することはできないが、ご指摘の点については、今後の

		約を受けている。 従って、NTT東西の線路敷設基盤のボトルネック性は十分高いことから、このような設備は、指定電気通信設備とした上で、公正・公平・透明な開放を義務づけるべき。	検討に当たって参考とすべきと考える。
	CTC	「光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会」でシェアドアクセス方式の単心引込線について得られた検討・試行の成果を一般添架（単芯引込線以外）にも適用できる部分の整理をすることが必要。 設備競争において、電柱添架手続きや強度不足の電柱を回避して光ケーブル敷設をするためのケーブル束化に関しても、NTT東西と競争事業者は同等の競争条件下にあるとは言い難い状況。 IP化の進展に適合した設備構築の促進、通信事業者間の格差是正が図られ、添架申請処理の遅れ等から公正な設備競争に影響を及ぼすことのないよう、「適切な簡素化手続きのフォローアップ」「紛争処理機能の強化」等の措置が的確に図られることを希望。	☆ 線路敷設基盤の開放促進については、光引込線に限られるものではない。
	電事連	新たな添架ポイントは、接続事業者の専用ポイントではなく、一般添架ポイントとして位置付けているので、誤解を招かない表現にすべき。 また、検討会の場等で意見聴取する機会を設けていただきたい。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」については、上記試行実施の検証結果を踏まえ、まずは改正の必要性を検討すべき。その際には、電柱保有者（電気事業者）の意見も踏まえたくて検討を進めていただきたい。 なお、簡素化手続きの確定に際しては、地域事情への配慮願いたい。 「簡素化手続きのフォローアップの実施」については、国の検討会等の場で電柱保有者（電気事業者）も含めた十分な検討が必要。	ご指摘を踏まえ、接続事業者専用ポイントという趣旨ではないことを明確化するため、「接続事業者」を「競争事業者」に修文。 なお、本件取組みを進めるに当たっては、関係事業者等からの意見聴取等のデュープロセスの確保が必要である点はこちらのとおり。
	NTT持株、NTT東西	線路敷設基盤は、既に電柱等ガイドラインに基づき開放されており、現に線路敷設基盤を持たないCATVやUSEN社も相当量のケーブルを自前敷設している等、他事業者が加入者回線を自前敷設できる環境は既に十分整っていることから、当社の光ファイバに対するオープン化規制は廃止すべき。少なくとも、新たな添架ポイントの開放や添架手続きの簡素化等が進められている架空配線区間における光ファイバのオープン化規制は早急に廃止すべき。 当社としては、今後とも、他事業者が加入者回線を円滑に自前敷設できるよう、新たな添架ポイントの開放、利用手続きの簡素化等、線路敷設基盤の開放促進に努めていく考えだが、その際には、当社だけでなく、当社と同等以上の線路敷設基盤を保有する電力会社にも協力いただく必要。	競争事業者の指摘にもあるように、現時点では未だ他事業者が容易かつ迅速に加入者回線を敷設できるとまでは言えないことから、直ちに網開放義務を廃止することは不適當。網開放義務の運用に際しては、あくまで実際の加入者回線シェアをもって判断されるべきであると考え。 なお、線路敷設基盤の開放促進については、ご指摘のとおり電力事業者などの参画も得ながら進めていくことが適當。
2) 地方公共団体の光ファイバ網の開放促進	KDDI	条件不利地域におけるブロードバンドの整備には国による公的な支援が必要であり、今後、投資インセンティブの付与の拡大を図っていくことが必要。	☆ ブロードバンド政策として、競争政策以外の施策を含め、総合的・一体的な政策が必要である。（「はじめに」を参照。）
	イー・アクセス	報告書案に賛成。 地方公共団体の光ファイバ網について情報開示を行い、一元的にまとめて管理する仕組みが必要。 NTT東西を介してもしくは接続事業者が直接、地方公共団体の光ファイバ網との接続できるよう接続場所を設けるなどの環境整備を要望。	○☆
	JCTA	地方公共団体が国からの補助金にて構築した光ネットワークの未利用心線の利用を希望した場合、利用目的と当初の構築目的の差異から利用制限を行うことのないようにすべき。	☆

		H O T n e t	<p>財政事情などにより保有できない地方公共団体への構築支援をこれまで以上に積極的に行っていたきたい。</p> <p>また、地方公共団体だけではなく、国が保有する光ファイバについても更なる整備や事業者のニーズも考慮した柔軟な開放を要望。</p>	<p>地方公共団体等が保有する光ファイバの開放については、デジタル・ディバイド解消の観点から、「次世代ブロードバンド戦略2010」（06年8月）に基づき推進していくことが適当。また、ご指摘を踏まえ、「地方公共団体等」に修文。</p>
		C T C	<p>「特に採算性を確保することが困難な地域を中心に」開放することについては歓迎するが、不算定地域の判断基準の厳密な運用が重要。</p>	☆
		N T T 東西	<p>地方公共団体の光ファイバ網の開放促進や新しい無線ブロードバンド技術の導入促進を図ることについては異論ない。</p>	○
		グ ローバル ア クセス	<p>地方公共団体が整備する光ファイバ網の開放促進に賛同。光ファイバ網利用のための手続きの簡素化や開放先を不当に制限しないなど、ガイドラインの遵守を義務付けることが必要。</p>	☆
		個人	<p>地方公共団体の光ファイバ網に加えて、「国土交通省の河川・道路管理用光ファイバ網のさらなる開放促進」も加えるべき。</p> <p>また、光ファイバ網の芯線長の表示だけでなく、具体的なケーブル長も記述に加えるべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「地方公共団体等」に修文。</p>
3) 新しい無線系アクセス技術の導入の促進		ソフトバンク	<p>無線系アクセスの整備に伴う、ボトルネック性解消の判断においては、実態に即した判断を行うことが必要である。</p> <p>例えば、無線アクセスの到達距離に制限がある場合や、局舎から基地局までの回線整備や基地局設置にあたり支配的事業者のボトルネック性が影響を及ぼすこと等が考えられる。</p>	☆
		イー・アクセス	<p>I P化の進展を光ファイバだけで行うには限界があることから、光ファイバだけでなく、無線系アクセス技術も取り入れて統合的に推進すべき。</p> <p>W i M A Xについて、新規参入事業者に優先的に電波の割当を行って頂けるよう強く要望。</p> <p>固定通信市場で市場支配力を有しているN T T 東西に電波の割当をおこなうことは、特に公正競争上の問題が生じることから、安易な割当は行うべきでない。</p>	☆
		A C C A	<p>既存の無線系通信事業者に限らず新規の通信事業者も無線系に参入できるようにすることが望ましい。</p>	☆
		J C T A	<p>アクセス系無線は、ケーブルテレビ放送においても、条件不利地域等の「補完手段」として有効であり、W i M A Xなど新しいアクセス系無線技術の利用は、全国レベルでの通信事業者に限定せず、ケーブルテレビを含めた幅広い分野での利用を推進すべきである。</p>	☆
		ニフティ、 J A I P A	<p>無線設備についても、サービス事業者が利用できるよう開放する施策を希望。</p>	☆
		ウィルコム	<p>N T T 東西は、既存加入者ネットワークを活用することで、基地局回線を有利に構築できる立場にあることから、N T T 東西自身が新たな無線系アクセスを提供する場合、ボトルネック性が低下するものではない。</p>	<p>ボトルネック性の有無は、法令に定める基準に基づき判断することが適当。</p>
		宇宙通信	<p>無線系アクセス技術については、5 G H z 帯の高速無線L A Nや2. 5 G H z 帯を用いたW i M A X・次世代P H Sなどの新しい無線技術ばかりでなく、すでに確立された無線技術である「衛星通信」も含まれるものと考えられる。</p> <p>報告書案P 1 9 「3) 新しい無線系アクセス技術の導入の促進」は、「3) 衛星通信及び新しい無線系アクセス技術の活用の促進」とし、地域通信市場において衛星通信もF T T Hの代替的なブロー</p>	<p>ご指摘を踏まえ、C A T Vや衛星回線の活用について追記。</p>

		ドバンドアクセス手段の1つであることを確認したい。	
	CATV・NW研	ケーブルテレビのネットワークが通信を担うことを前提に、公的サイド主導にて上り帯域のより広帯域化に関する標準化が早急に実施されるよう希望。	第3章1(3)において、CATVのブロードバンド対応の一環として、「上り回線の広帯域化やIP化への対応など、所要の環境整備を図ることが望ましい」旨の記述を追加。
	BT	新しい無線技術の側面から、WLANsや2.5GHz帯を用いた移動体といった新しい無線系技術の開発促進のための総務省の提案を全面的に賛成。市場参入のための投資が継続できるよう、緩やかな規制アプローチを採用すべき。電波開放における技術中立的なアプローチの利用もなされるべき。電波の自由化やその売買は非常に重要であると考えられるべき。また、この無線技術における新規参入に影響を及ぼすような、既存の人為的な障壁に対する規制アプローチについて、よく検討すべき。	○ ご指摘の点については今後の検討に当たっての参考とすべきと考えるが、電波利用免許制度の在り方については本懇談会の検討事項ではない。

## 2. 接続政策に関する基本的視点

項目	提出者	意見	考え方
		KDDI	「少なくとも現状においては地域通信市場におけるNTT東西のネットワークのボトルネック性が極めて強い状況にある」との指摘は適切。IP化の進展に伴い、競争上アクセス領域の重要性が一層高まるため、ボトルネック性の強いNTT東・西のネットワークに対する設備開放ルールが不可欠。
	NTTコム	政府方針であるブロードバンドゼロ地域の解消を図るためには設備競争の促進が必要であり、NTT東西の敷設する光ファイバと不可欠性において差異の無い電力系事業者の光ファイバについても、NTT東西の光ファイバと同様に扱われるべき。	現時点において、NTT東西の光ファイバと電力系事業者の光ファイバが不可欠性において差異がないとは言えない。
(1) 接続政策の経緯	—	—	—
(2) 接続政策の基本的方向性			
	NTT東	今後構築が進められる光・ブロードバンド分野の設備については、設備競争を促進するために、その構築段階から従来の電話をベースとしたオープン化規制を課すべきではない。	ご指摘の点については、P42「(1)NTT東西の構築する次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方」に記述のとおり。
	NTT西	電話時代のメタル回線やPSTN網と異なり、ブロードバンド時代における光ファイバ、CATV、広帯域無線といった多様なアクセスラインやIPネットワークは、当社を含めた各事業者が、まさにこれから競争下で新規に構築していくか、構築しつつある設備であること、また、他事業者がアクセスラインやIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備についても、従来どおりオープン性を確保していく考えであることから、当社が構築するそれら設備にそもそもボトルネック性はないと認識。当社が構築する光ファイバ等やIPネットワークについては、そもそもボトルネック性はないことから、それら設備については第一種指定電気通信設備の対象外。	同上
1) ボトルネック設備のオープン化の	KDDI	・情報の非対称性 設備面での優位性だけでなく、ボトルネック設備の費用構造、網管理情報、顧客情報等、情報の	○☆

<p>必要性 2) ボトルネック性の解消に向けた基本シナリオ</p>		<p>非対称性の解消が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ N T T 東・西の営業面での優位性 接続ルールだけでなく、N T T 東・西の営業面での優位性に対する競争ルールを整備し、市場支配力の濫用を防止することも必要。</li> </ul>	
	ソフトバンク	<p>報告書案の内容に賛同。 現在、ボトルネック設備のオープン化については一定程度実現しているが、主に情報の非対称性により、真に同一条件でのサービス競争は実現されていないというのが実態。 例えば、指定設備利用部門と競争事業者の間における、情報の非対称性の事例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 光ファイバの敷設状況に関する情報</li> <li>- 加入系光ファイバの網設計に関する情報</li> <li>- 中継系光ファイバの増設計画に関する情報</li> <li>- 残置メタルの有無に関する情報</li> <li>- メタル回線の減設／撤去に関する情報</li> <li>- コロケーションリソースの増設計画に関する情報</li> </ul> <p>N T T 東西の指定設備利用部門と競争事業者との間における情報の非対称性及び運用の非対称性を解消するためには、組織的／物理的な分離が必要。</p>	<p>○☆ N T T の組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。</p>
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。 N T T 東西に対して非対象規制を維持していただくよう強く要望。 さらに、ボトルネック設備についても、組織を別にして公正競争を確保することを強く要望。 手続きや接続料金の支払いについても、N T T 東西と接続事業者の同等性を確保するため再度チェックを行うよう要望。例えば、N T T 東西はコロケーションの利用にあたり、接続事業者が支払っている単価を使って費用を計上しておらず、また、接続事業者が支払うコロケーション費用はN T T 東西の利用部門での収入となっており非常に問題。 また、N T T 東西が単年度や中期で計画する設備計画とは別に、N T T 東西自らが利用する際には接続事業者との同等性を確保するよう、P O I 調査相当の手続きや、設備を保留する場合の費用計上を行うべき。</p>	<p>同上</p>
	H O T n e t	<p>ボトルネック性が解消したとの客観的根拠及び評価方法等については、その全てをオープンにしていきたい。</p>	<p>関係事業者等からの意見聴取等のデュープロセスを確保することが必要である点をご指摘のとおり。</p>
	ニフティ、J A I P A	<p>公益事業特権を有する全ての事業者に対して、接続仕様を明確にし、公開するというオープン化の義務を適用すべき。</p>	<p>ボトルネック設備を保有する事業者以外の事業者間の接続条件については、まずは当事者間で協議することが適当。</p>
	K V H	<p>ボトルネック設備のN T T 東西からの分離を早急に検討するべき。分離が時期尚早なら、減価償却期間の妥当性及び償却済み資産の適正価格について今一度検討することが必要。 N T T 東西の光ファイバ設備の他競争事業者への開放を現状どおり保証するとともに、償却期間を十年としている税制度を早期に見直し、適正な接続会計制度の適用による合理性のある利用価格の算出を再検討されるよう希望。</p>	<p>☆ N T T の組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。</p>
	Vodafone (英)	<p>N T T グループの持株会社制を廃止し、グループ各社を構造的・資本的に分離し、「アクセス」</p>	<p>N T T の組織の在り方に関する議論</p>

		部門が、NTTとソフトバンク等の他の競争事業者との対応において、真に非差別で公平なものであることを確実にするために、新しいガバナンスと運営プロセスを構築すべき。	は本懇談会の検討事項ではない。
--	--	--	-----------------

### 3. 指定電気通信設備制度の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 検討の視点	—	—
(2) 指定電気通信設備の指定基準			
1) 第一種指定電気通信設備(固定系)の指定基準	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県毎の競争の進展度 IP化が進展しても、固定系加入者回線の約94%を占めるNTT東・西のアクセス領域での市場支配力は維持されることが想定されることから、今後も都道府県単位での競争状況に着目していくことが必要。</li> <li>・メタル回線と光ファイバの一体性 報告書案の結論は適切。 特にNTT東・西による「ひかり電話」サービス(光ファイバ)は、OAB~J番号体系により、現在の加入電話(メタル回線)を置き換えていくものであることから、メタル回線と光ファイバの一体運用は、ブロードバンドサービスを利用されるお客様だけでなく、電話を中心に利用されるお客様の視点からも合理的。</li> <li>・諸外国と日本の背景の違い 報告書案の指摘は適切。 光ファイバの開放ルールが無い国については、そもそも加入系光ファイバ(FTTHサービス)が日本のように普及していないという事情がある。 世界最先端のICT先進国を目指す日本における光ファイバに係る開放ルールは、海外※では参考事例として注目を集めている。  ※EU規制枠組みの見直しにおける欧州委員会案・附属書(2006年6月28日)P11参照</li> </ul>	○
	ソフトバンク	<p>報告書案の考え方に賛同。</p> <p>NTT東西は、とう道、管路、電柱等の線路敷設基盤を独占的に保有。この線路敷設基盤の独占的保有の影響は、メタル回線・光ファイバ回線という回線種別に関わらず大きなものであり、ボトルネック性の源泉となっていることから、回線種別によって指定基準を区別することは適当ではない。</p>	○
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。</p> <p>加入電話サービスではメタル回線だけでなく光ファイバ回線も使用していること、また、加入電話サービスとOABJ-IP電話(ひかり電話)サービスが共に代替性が高いサービスであることから、両者を区別することは合理的ではない。</p>	○
	ACCA	<p>「加入者回線」において相当の間メタル回線と光ファイバ回線が併存と思われるので、メタル回線と光ファイバ回線を区別することなく「一体的運用」を行なうことは賛成。</p>	○

	KVH	第一種指定電気通信設備（固定系）の指定基準にメタル回線と光ファイバ回線の一体的運用の取り扱いについて報告書案の挙げる理由に賛同。	○
	グローバルアクセス	報告書案の考え方に賛同。シェア算出については、サービススペースでの提供回線数シェアではなく、あくまでも設備ベースでの提供回線数シェアで議論することが必須。	○
	NTT持株、NTT東西	<p>メタルと光との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がなく、別の議論。</p> <p>他事業者も当社と共通の線路敷設基盤の上に光ファイバを敷設することは可能。</p> <p>他事業者も計画的に光ファイバ敷設することにより、手続き面の差異を解消することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能。</p> <p>コスト面についても、当社は光ファイバ回線をメタル回線にオーバーレイ（重畳）する方式で設置しており、メタル回線を保有していることにより光ファイバを他業者に比べて安く敷設できるという事実はない。</p> <p>むしろ、光ファイバは、以下の観点から、ボトルネック性はないことから、メタル回線と区別して早急に指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバはメタル回線と異なり、当社も新たに敷設していること。</li> <li>・電力系事業者は、自ら光ファイバを敷設し、当社に匹敵する設備量を保有していること。</li> <li>・CATV事業者やUSEN社は電柱・管路等を保有していないが、当社や電力会社の電柱・管路を利用して、自前でアクセス設備を構築していること。</li> <li>・当社の電柱について、新たな添架ポイントを開放することとし、他事業者が自ら光ファイバを敷設する環境を整えてきていること。</li> <li>・むしろ、当社の光ファイバの接続料がコスト水準以下に設定されていることが、結果として他事業者の設備構築インセンティブを損ない、健全な設備競争を阻害していること。</li> <li>・ブロードバンドアクセスという意味では、DSL、CATV、広帯域無線等、多様なアクセス手段が存在すること。</li> </ul>	<p>同種の設備として見るか否かの判断基準は、設備の素材ではなく機能によるもの。サービスの代替性は機能面での同等性を判断する際の一つの大きな要素であることから、ボトルネック性の判断に密接に関係しているものとする。</p> <p>また、他事業者が光ファイバを自前敷設する環境は、以前に比べて改善したものの、未だ本格的に設備競争が生じ得る状況にはない。</p> <p>したがって、現時点において光ファイバ回線をメタル回線と区別して指定電気通信設備の対象から除外するのは不適當。</p> <p>なお、競争事業者の設備投資インセンティブは、ネットワークの自前敷設を一層迅速かつ容易にできるようにすることによって高めることが適當。NTT東西の光ファイバに係る接続料については、第3章6（2）に記述のとおり。</p>
2）第二種指定電気通信設備（移動系）の指定基準	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他産業（グローバルスタンダード）との整合性を踏まえた25%基準の見直し 今般のルール見直しにより、第二種指定電気通信設備を指定する際の閾値（25%）は、国内他産業、或いは他国との整合性をとり、40%或いは50%へと改めることが必要。 また、EUにおけるSMPの指定は「3段階の閾値をベースに判断している」との報告書案の記述は不適切であり、修正する必要。</li> <li>・固定通信市場と移動通信市場の違い 固定通信市場にはアクセス領域における設備面でボトルネック性がある一方、移動通信市場には基本的に設備面のボトルネック性が無いといった構造的な違いがあることから、指定電気通信設備制度を固定通信市場と移動通信市場で一体的に運用することは、市場の実態と乖離した制度運用になり、適切ではない。 したがって、「市場特性の違いによる規制構成の相違が存在することは、少なくとも現時点においては一定の合理性があると認められる」とする報告書案の整理は適切</li> <li>・市場の実態に応じた競争ルールの適用 「第二種指定電気通信設備について閾値を40%～50%に引上げ、当該閾値を超える事業者に対して第一種指定電気通信設備と同等のドミナント規制を課すという競争ルールの変更は、現時点</li> </ul>	<p>EUにおけるSMP制度は今後の競争政策を考える上で参考となるが、EUの制度をグローバルスタンダードであると位置付け、これと同一の制度を我が国において使用すべきとする論拠が必ずしも明確ではない。</p> <p>また、25%の閾値は判断基準として現実にEUにおいても考慮されている。</p>



		<p>では適当ではないと考えられる」との結論は、閾値の問題（40%～50%）と市場構造の違い（固定通信市場と移動通信市場）を一体にとらえたものであり、適切ではない。</p> <p>・携帯市場とPHS市場 両者を同一の市場と扱うことは適当。</p>	
	ソフトバンク	<p>現状の第二種指定電気通信設備制度の内容を維持しつつ、その上で40%～50%の閾値を越える第二種指定電気設備を有する事業者について、第一種指定電気通信設備並みの規制を追加的に課すという二段階の規制を導入することも検討に値する。</p> <p>（a）MVNOの新規参入との関係 現状の第二種指定電気通信設備制度の見直しを行う必要はない。 なお、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」等の具体的な判断基準について、基本的考え方をガイドラインとして整理することも検討に値するとあるが、これは第二種指定電気通信設備を有する事業者に該当するものであり、それ以外の事業者においてはMNOとMVNO間の役務提供若しくは接続に関する契約について、（紛争等に発展する場合を除き）特段の規制上の制約を受けることなく、基本的には事業者間協議によって取り決めを行えるものと理解。仮に本件のガイドライン化を進める場合には、こうした事業者の自由な事業活動を何らかの形で制約することのないよう、ガイドラインの位置付けを明確にする等、間接的な規制強化に繋がることのないよう十分に配慮して頂きたい。</p> <p>（b）ユーザID開放の可能性の検討 移動体通信事業者は、コンテンツ事業者に対して既にユーザIDを開放済みであり、ユーザIDの開放だけでMNO間の利用者の移動が活発化することは想定しがたい。</p> <p>（c）携帯市場とPHS市場の一体的な市場画定 総務省の実施する競争評価において携帯市場とPHS市場が同一市場であると認定されていることのみをもって、両市場を一体として、今後、第二種指定電気通信設備制度を運用していくとするのは早計。今後、展開が見込まれている新たな移動体通信技術の取扱いについての整理や、携帯市場とPHS市場とを第二種指定電気通信設備制度において一体的に運用していくことによる各種影響について十分な分析を行った上で、判断すべき。</p>	<p>☆ 第二種指定電気通信設備制度の在り方については、制度の包括的な見直しの中で改めて検討を加えることが必要であると考え。</p>
	イー・アクセス	<p>・MVNOの新規参入との関係 単純再販によるMVNOサービス提供の市場シェアの取り扱いについて、現行の指定要件のままでは、禁止行為規制の策定意図が達成できないことが想定されるため、今後検討することが必要。</p> <p>・携帯市場とPHS市場の一体的な市場画定 今後も引き続き市場の動向について注視し、市場の画定を行うことが必要。</p>	<p>☆ MVNOの定義の問題に関連する事項と考える。</p>
	ACCA	<p>卸電気通信役務形態によるMVNOの新規参入がしやすいよう「MVNO事業化ガイドライン」の早期改善が求められる。</p>	○
	テレサ協・MV	<p>現行の第二種指定電気通信設備制度には合理性がある、という見解に賛同。さらに、指定電気通</p>	○☆

	<p>NO協議会</p>	<p>信設備を有する事業者には、市場支配力を背景とした不公正な取引を排除するための、社内統制を義務付けるべき。</p> <p>(a) MVNOの新規参入との関係  接続料について、【「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(電気通信法第34条第3項第4号)とされているが、その具体的判断基準については必ずしも明確になっていないなど競争ルールの透明性の観点から改善を要すべき点もある。】という報告書案の見解に賛同。  MNOが提供するサービスのコストについて、各ネットワーク設備に関する投資額がいくらなのか、運用費がいくらなのかを、定期的に監督官庁に提出することで、接続料や卸役務料金の適正性を担保する必要。その際、必要に応じて細分化して開示することが望まれる。  また報告書案の【本件についての基本的考え方をガイドラインとして整理することも検討に値する。】という表現については、【整理することが適当である。】に修正が望ましい。  このような状況も考慮に入れ、ガイドラインは、他業種の企業から見てわかりやすく、かつ事業予見性を高められるものとして、明確かつ詳細なものになることを強く望む。</p>	<p>接続料を含む接続条件の取扱いについては、今後関係事業者の意見等を踏まえつつ検討すべきであり、現時点で本件についてガイドラインとして整理する旨結論付けることは必ずしも適当ではないと考える。</p>
	<p>MCF</p>	<p>通信レイヤーやプラットフォームレイヤーの利用が一部阻害され参入ができない、あるいは公平な利用環境にないという状況が現実起こっており、早急な対応が必要。特に移动通信の場合は、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに対する影響が甚大。  「識別情報(ユーザID等のユーザをユニークに識別するための情報で個人情報を含まない情報)やコンテンツ・アプリケーション仕様」の公開と利用環境の提供、端末からのアクセスにおける同等性の確保等が必要。規制は第二種指定電気通信設備のプラットフォーム機能を対象とすることが適当。  但し、上記スキームは多大な労力と時間を要す上に、立場の弱いコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が対等な立場で交渉することは非常に困難が想定。  従って、ネットワークの公平性が確保されているかどうかについては、「競争阻害の可能性あり」と判断される機能を特定し、“watch list”(要注視機能)として公表し、定期的な検証を行うことで規制の「牽制力」を機能させるという報告書案は現実的な対応として非常に重要。</p>	<p>○☆</p>
	<p>KVH</p>	<p>第二種指定電気通信設備(移動系)の指定基準の端末シェアの25%基準は、昨今の移動体端末の絶対数の増大に鑑みれば妥当なもの。  しかし、第二種接続約款が認可制ではなく届出制である点について疑問。移動系においては、固定系に比べて寡占性が高く接続料金及びユーザ料金が高止まりしている傾向にあることから、第一種と同様、認可制にするべきであり、この点について届出制であることについて合理的な説明を欠いている。</p>	<p>P24の記載のとおり、地域通信市場における設備のボトルネック性に起因する市場支配力を認定する第一種指定電気通信設備制度と、周波数の有限性を背景とする寡占性に起因する市場支配力を認定する第二種指定電気通信設備制度との間で、市場特性の違いによる規制構成の相違が存在することは、少なくとも現時点では一定の合理性があるものと認められる。</p>
	<p>NTT持株</p>	<p>第二種指定電気通信設備(移動系)の指定基準(25%)について、報告書案の考え方に基本的に賛成。</p>	<p>○</p>
	<p>NTT持株、 NTTドコモ</p>	<p>事業者としての法的・社会的責任を十分に回避できる仕組みも無く事業者がトラブルの責任を負いかねない現状でIDの開放を事業者に義務化することは不適切である旨、報告書に記載を加える</p>	<p>ご指摘を踏まえ、利用者利便の向上、事業者間の公平性の確保、個人情報保護</p>

		べき。 電気通信事業者間で統一して用いることのできるユーザIDの是非につき、個人情報保護の確保の視点も含めて、慎重に議論がなされるべき。	の3点を検討に当たっての留意事項の例示として追記。
(3) NTTグループの中期経営戦略と指定電気通信設備制度の在り方	USEN	NTT東西とNTTドコモ、NTT東西とその子会社等、およびその他のNTTグループ内の連携については、IP化の進展に対応した指定電気通信設備制度の在り方の見直しが必要である。NTTグループ内での各レイヤーの事業分担等については、公正競争環境が整備される仕組みが必要。	○
	通信事業の明日を考える会	NTTグループの上位レイヤー事業一体化が加速度的に拡大し、下位レイヤー事業を一気に垂直統合することによって、NTT東西、NTTコミュニケーションズの分離の意味をなし崩しにしていくものと強い不安を感じている。例えば、NTT東西の販売奨励金やNTTコムに有利な販売行為などの問題がある。 インターネット接続市場における、NTT東西とNTTコミュニケーションズが一体となった市場支配力濫用の是正と共に、公正競争に向け、厳正なる監視、規制を強く希望。  また、法人サービスの見直しに見られるように、NTT持株がグループとして一体的に市場支配力を行使させようとしていることに対して大きな疑問があることから、報告書内に記載の「(a) NTT東西とNTTドコモの連携、(b) NTT東西とその子会社等の連携、(c) その他のNTTグループ内の連携」に加え、「NTT持株会社のグループ企業支配の在り方」についても、競争政策の観点から今一度見直しをされることを強く希望。	☆ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。
	1) NTT東西とNTTドコモの連携	KDDI	・NTT東・西とNTTドコモのFMC連携の問題 支配的事業者間の連携となるNTT東・西とNTTドコモによるFMCサービスの提供は、NTT東・西による事業領域拡大の問題、グループ内競争の排除によるグループ市場支配力強化の問題点があるため、認められるべきではない。  ・お客様の便益と公正競争の確保 政策課題としてのお客様の便益を検討する場合には、短期的な利便性だけでなく、公正競争の確保の視点を踏まえた中長期的なお客様の便益向上という視点が必要。従来のアプローチは、抜本的な検討が行われるまでの間、維持して頂きたい。 従って、報告書案において「基本的に望ましい」としつつ、「競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要」としたのは、議論を矮小化するおそれがあり、適切ではない。 NTT東・西による移動通信分野への事業領域拡大は、活用業務としての議論の範疇を超えて、NTTの在り方として扱うべき問題であり、2010年に本格的検討を始めるまで凍結することが適当。  ・設備共用の禁止 NTT東・西とNTTドコモの設備共用が認められないとする報告書案の考え方は適切。 設備共用が認められるべきではないとする考え方は、NTTグループの次世代ネットワーク（N

		<p>GN) 構築においても適用する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同営業の禁止 NTT東・西とNTTドコモによる共同営業を認めることは競争政策の観点から原則として適当でないとする報告書案の考え方は適切。 NTTグループとしての購買力を背景とした営業取引についても公正競争を阻害している懸念があり、今後の競争ルールの検討において十分に留意することが必要。 また、加入者情報の不適切な利用やブランド力の相乗効果といった懸念だけでなく、NTTグループとしての購買力を背景とした営業取引についても公正競争を阻害している懸念があり、今後の競争ルールの検討において十分に留意することが必要。</li> <li>・活用業務の扱い NTT東・西による移動通信分野への事業領域拡大は、活用業務としての議論の範疇を超えて、NTTの在り方として扱うべき問題であり、2010年に本格的検討を始めるNTTの在り方の問題に結論を得るまで凍結することが適当。</li> </ul>	れるべきものとする。
	ソフトバンク	<p>NTT東西とNTTドコモとの連携は、基本的には認めるべきでないが、第一種と第二種の指定事業者相互間の連携については、現状、規制の対象となっていないため、本件についてはまず十分な事前検証を行い、事前にガイドラインの整備等の所要の規制整備を行うべき。 具体的には以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①NTT東西及びNTTドコモが共同で提供する場合 ダブルブランドによるFMCサービスの提供は、指定事業者同士が一体的に市場支配力を発揮することとなるため、これを禁止すべき</li> <li>②NTT東西が主体となって提供する場合 NTT東西が主体となってFMCサービスを提供する場合についても、NTT東西の業務範囲規制の趣旨を没却するもので、禁止すべき</li> <li>③NTTドコモが主体となって提供する場合 NTTドコモが主体となってFMCサービスを提供する場合、現行の制度では他市場へのレバレッジの行使を規制することができないため、市場支配力行使の検証及び所要の規制整備を行うことが必要。</li> </ol>	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正競争要件に関する検証の必要性 基本的にNTT東西とNTTドコモの連携は直接行わず、NTTコミュニケーションズや、NTT東西の子会社またはNTTドコモの子会社など、別会社が主体で行うべき。</li> <li>・FMCの展開に関する公正競争確保の在り方</li> </ul> <p><b>事業者間接続の形態によるFMC</b> 同等の条件で接続事業者が接続できるよう、NTT東西とNTTドコモ間の取り決めについては接続約款化を義務付けるべき。</p> <p><b>MVNO活用型の形態によるFMC</b> 同等の条件で接続事業者が接続できるよう、NTT東西とNTTドコモの間では相対契約を認め</p>	○☆

		<p>ず、卸契約約款を公表するかもしくは、ユーザ約款化して公平性を担保すべき。また、NTT東西ブランドもNTTドコモのブランドも市場支配力の行使に該当するため、使用禁止すべき</p> <p><b>設備共用型の形態によるFMC</b></p> <p>報告書案に賛成。</p> <p>設備の共用について、伝送路以外の設備の共用についても原則禁止を要望。</p> <p>特に、NTT東西やNTTドコモが新規で設備を構築して共用する場合、原則禁止すべき。また、伝送路に限らず、NTT東西及びNTTドコモが保有している設備を他の会社に譲渡することについても公正競争を担保するために禁止すべき</p> <p><b>NTT東西とNTTドコモによる共同営業の禁止</b></p> <p>NTT東西とNTTドコモはいずれも市場支配力を持つ事業者であり、共同営業は市場支配力の行使をさらに行いやすくすることから、共同営業は認めるべきではない。また、人的ファイヤウォールも必要であり、NTT東西とNTTドコモの間で実際行われている人的交流を速やかに禁止するよう強く要望。</p> <p>・活用業務認可制度の活用</p> <p>報告書案に賛成。「活用業務認可ガイドライン」の条件を見直し、厳格な運用を行うべき。</p>	
	ACCA	<p>NTT東西とNTTドコモがFMCを提供する場合には各社とも他事業者のFMCに関する提携や接続においては、同等の条件で対応する義務がある。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、事業者間接続及びMVNO活用型のいずれの形態においても、他事業者に対して同等の条件により接続・卸電気通信役務の提供を確保すべき点をご指摘のとおり。</p>
	JCTA	<p>NTTグループ内事業者が、共通の目的をもったサービスを行う場合、たとえ共同営業の禁止や、設備共用の禁止など規制を課したとしても、後発の事業者はサービス展開上不利な状況。</p> <p>したがって、NTTグループによるFMCサービスは、NTTグループのドミナント性を加速させることになるため、NTTドコモがNTT東西のネットワークと接続または利用してFMCサービスを行うことを、他のFMC事業者の競争力が認められるまでの一定期間は規制すべき。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、利用者利便の向上が期待できるものであることから、基本的には望ましいと考えられる。</p> <p>他方、P26に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモは共に指定電気通信設備を保有する事業者であることを踏まえれば、両者の市場支配力が結合することにより、固定通信市場・移動通信市場の双方の市場に競争阻害的な要素が拡大することが懸念されることから、競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要。</p>
	HOTnet	<p>NTT東西とNTTドコモの連携パターン化がなされているが、どのように検証・判断するのが明確にしていきたい。</p>	<p>P28に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモの連携に際して公正競争の確保の観点から要請される要件については、活用業務認可ガイドライ</p>

			<p>ンの見直し等により整理・公表するとともに、活用業務認可のプロセスの中で具体的に検討を行うことが適当。</p>
	CTC	<p>NTT東西とNTTドコモの連携は、双方の市場において、より強固な市場支配力が生じ、公正競争を著しく阻害する要因。NTT東西によるFMCの実施は、NTT法の規定による「地域電気通信事業の経営」を目的とする会社から逸脱。</p> <p>従って、現時点のNTT東西とNTTドコモの連携は、基本的にはどのような形態であっても認めるべきではない。</p> <p>なお、NTTグループによるFMCの実現には、完全資本分離により、過度な市場支配力が生じない形（公正かつ有効な競争環境の実現）でのグループ再編が必須であり、早期に検討を進める必要がある。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、利用者利便の向上が期待できるものであることから、基本的には望ましいと考えられる。</p> <p>他方、P26に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモは共に指定電気通信設備を保有する事業者であることを踏まえれば、両者の市場支配力が結合することにより、固定通信市場・移動通信市場の双方の市場に競争阻害的な要素が拡大することが懸念されることから、競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要。</p>
	ケイ・オプティコム	<p>報告書案に賛同する。</p> <p>競争事業者との同等性確保に関しては、NTT東西およびNTTドコモに対して、相応の義務が必要。</p> <p>具体的には、NTT東西に対しては、「活用業務認可ガイドライン」の条件の「ネットワーク情報の開示」に従って、NTT東西がFMCサービスを提供するにあたり新規に設置するシステムの仕様を競争事業者である固定系事業者にも広くオープンにすることを条件として課していただきたい。</p> <p>NTTドコモに対しては、NTT東西以外の他の競争事業者が接続を求めた場合には、NTT東西と同等の条件により取り扱うことを希望。</p>	○
	テレサ協・MVNO協議会	<p>NTT東西とNTTドコモの共同的な市場支配力又は市場支配力のレバレッジが働かないよう、現行の競争ルールで十分担保されているかどうかという点については、より明確なルールの適用が必要。</p> <p>また、公正競争の確保がなされているかどうかについて、公正取引委員会と総務省とが密接な連携を取りながら指導及び監視を行うことが必要。</p> <p>また報告書案の、【・・・基本的に望ましいが、・・・】の箇所は全ての関係者に望ましいとは言えず、【・・・可能であるが、・・・】のような表現が妥当。</p> <p>設備共用型の形態によるFMCを基本的に認められないとしている点については、固定通信市場と移動通信市場という2つの隣接する市場において、それぞれの市場支配力が共同的に運用されることにより競争阻害性が更に高まることが懸念されるので報告書案の見解に賛同。</p> <p>また、NTT東西とNTTドコモによる共同営業の禁止を基本的に認められないとしている点については、実質的に共同的・一体的な市場支配力の濫用が行われることが懸念されるため、報告書案の見解に賛同。</p> <p>また、活用業務認可制度の活用に関する報告書案の見解にも賛同。</p>	○
	KVH	<p>公正競争確保の観点から連携は阻止するべき。</p> <p>NTT法第2条第5項のいわゆる「活用業務認可」については、安易に認めるべきではない。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携については、設備共用型の形態によるFM</p>

		<p>NTTグループ間におけるFMCの推進については、「活用業務認可ガイドライン」の見直しにより弾力的な運用を図るのではなく、数年先のNTTグループの帰趨決定まで凍結すべき。</p>	<p>Cは基本的には認められず、また、共同営業は原則として適当でないと考えますが、両者の連携そのものは利用者利便の向上を図る観点から基本的に望ましいと考えられる。</p> <p>なお、両者の連携に際して公正競争の確保の観点から要請される要件については、活用業務認可ガイドラインの見直し等により整理・公表するとともに、活用業務認可のプロセスの中で具体的に検討を行うことが適当。</p>
	ウィルコム	<p>NTT東西とNTTドコモの連携について、他事業者との公平性確保に配慮した措置が明確に盛り込まれており賛同。</p> <p>ただし、実態として公平性が担保されているかどうか、定期的なチェックを継続することが必要。</p>	○
	フュージョン	<p>NTT東西とNTTドコモの両者は共に指定電気通信設備を保有する事業者であり、両者の市場支配力が結合し、通信市場が寡占状態に向かうため、NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスの提供については、接続事業者からは望ましいと言えない。</p> <p>「他の競争事業者から同様の接続申込みがある場合、同等の条件で接続を認めることが求められる」という物理的・電氣的な接続条件が確保だけでなく、「速やかに「活用業務認可ガイドライン」や「共同ガイドライン」の見直しを行い、NTT東西とNTTドコモの連携に際して公正競争確保の観点から求められる要件を整理・公表することが適当である。」を確実に実施していただきたい。</p>	<p>NTT東西とNTTドコモの連携に際しては、利用者利便の向上が期待できるものであることから、基本的には望ましいと考えられる。</p> <p>他方、P26に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモは共に指定電気通信設備を保有する事業者であることを踏まえれば、両者の市場支配力が結合することにより、固定通信市場・移動通信市場の双方の市場に競争阻害的な要素が拡大することが懸念され、競争事業者との間の公正競争確保のための条件整備を図ることが必要。</p>
	通信事業の明日を考える会	<p>NTT東西会社とNTTドコモの連携は、利用者利益を名目にしたNTTグループの体制強化に繋がる可能性が極めて強く、是非とも厳密な監視を要望。</p> <p>特にNTTドコモとNTT東西だけでなくNTTコミュニケーションズとの共同営業についても以下の理由から禁止して頂きたいと強く希望。</p> <p>NTTグループ中期経営戦略中の法人サービスの見直しは、質的にはNTT東西、NTTコミュニケーションズ間での「ユーザ情報の統一化」、「販売面での再統合」であり、NTTコミュニケーションズを「抜け道」としたNTT東西との共同営業が可能となる。</p> <p>また、NTTグループの上位レイヤー事業の見直しにより、NTTコミュニケーションズの「OCN」の市場支配力が強化される中、NTTコミュニケーションズとNTTドコモの共同営業は、インターネット接続の分野での「OCN」の市場支配力と移動通信市場でのNTTドコモの市場支配力を結合し、相乗的な独占強化に繋がる。</p>	☆
	NTT持株、NTT東西	<p>「NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスの提供は基本的に望ましい。」とされていることについては賛同するものの、NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCの形態として「設備共用型」を許容しないとすることは、ネットワークの効率的な構築や柔軟なサービス</p>	<p>NTT東西とNTTドコモとの連携については、設備共用型の形態によるFMCは基本的には認められず、また、共</p>

		<p>提供に支障を及ぼすおそれがあり、結果的にお客様利便を損ないかねないことから、設備共用型のFMCについても、他事業者との同等性が確保されることを条件に許容されるべき。</p> <p>また、ユーザーサービスの向上の観点から、他社との同等性の確保を条件に許容されるべき。</p>	<p>同営業は原則として適当でないと考えられるが、P28に記載しているとおり、NTT東西とNTTドコモによる具体的計画の申請を待って、公正競争確保の観点から適切に対処することが適当。</p>
	NTTドコモ	<p>設備共用型FMCや共同営業を原則禁止とすることは適当ではなく、現行の事業法に基づき事後的に対処されることで十分。</p>	
2) NTT東西とその子会社等の連携	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東・西とその子会社等の連携 報告書案の指摘は適切。NTT東・西による子会社を通じた業務展開が、NTT法の趣旨を逸脱していないかを精査し、共同的な支配力の濫用、NTT東・西とその子会社等との取引における非効率性を防止するためのルールが必要。</li> <li>・特定関係事業者制度の拡充 特定関係事業者制度については、NTTグループの電気通信事業者全てへの拡大、アウトソーシング会社への拡大、特定関係事業者制度の対象範囲を、連結決算の適用会社と一致させることにより会計制度との整合を図ることが必要。 また、特定関係事業者の範囲を拡大することに伴い、特定関係事業者制度に関するNTT東・西からの報告も徹底し透明性を確保することが必要。</li> <li>・早急なルール整備の必要性 NTT東・西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等を防止するため、新しい競争ルールの整備について早急に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要との報告書案の指摘は適切。 現行法の枠内でNTTグループの一体経営による市場支配力濫用を防止するには、NTTグループの連携に対して競争ルールを厳格に適用していく必要。</li> </ul>	<p>○☆ 特定関係事業者制度の適用については、現行制度の趣旨に沿って、運用していくことが適当と考える。</p>
	ソフトバンク	<p>NTT東西とその子会社等について、共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止するための新しい競争ルールの整備を早急に行うことにつき、強く賛同。</p> <p>まずは、NTT東西とその子会社等相互間の関係の実態について詳細な調査を行い、調査結果について公表し、その調査結果に基づき、子会社等を通じた規制回避を抑制するためのガイドラインの策定／改定、特定関係事業者制度の電気通信事業者以外への拡充等、ドミナント規制の実効性を確保するための制度／競争ルール整備を行うべき。</p>	<p>○☆ NTT東西とその子会社等について、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。</p>
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。特に、NTT東西との取引規模が大きいNTTエムイー及びNTTネオメイト、また、NTTコムウェアやNTTファシリティーズについて、特定関係事業者として扱い、会計の公開等を含め厳しく監視するよう強く要望。</p> <p>また、NTT東西が、その子会社及びグループ会社にしかなほとんど発注を行わない、または、アウトソースするため接続事業者が中身の精査が行えないのであれば、物品費をはじめ作業委託費、業務委託費がはね上がり、接続料金上昇の原因となり、適正な競争原理が働かず、NTTグループの非効率性が温存され今後も非常に根深い問題となる。</p> <p>自前工事やコロケーションに関する業務はNTT東西から子会社及びグループ会社へのアウトソースがほとんどを占めており、費用の適正性をチェックするうえでも会計精査が行えるような仕組みが必要であり、接続料金に影響を及ぼす場合は、NTT東西の子会社及びグループ会社も会計情報を公表すべき。特にコロケーション費用は金額も大きく年々増加していることから、費用の適正性のチェックができるよう強く要望。</p>	<p>☆ 特定関係事業者制度の運用については、現行制度の趣旨に沿って適用していくことが適当であると考えられる。</p> <p>ただし、NTT東西とその子会社について、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。なお、本件に係る会計情報に関するご指摘については、接続会計制度の見直しの中で検討を加えることが適当。</p>



	J : COM	<p>「NTTグループ中期経営戦略」での再統合の懸念について、競争政策の視点からの確な提案が行われているものと評価。</p> <p>他方、通信分野と放送分野の融合的なサービスが提供されているが、現在のドミナント規制は通信分野の規制であり、放送を含めた融合的なサービスについては言及されていないことから、「NTTグループに係る公正競争要件の検証」については、通信分野の指定電気通信設備制度等の枠組みにとらわれず、放送分野まで含めたセーフガード制度の検討を早急に開始すべき。</p>	○ 放送分野まで含めたセーフガード制度の検討については、本懇談会の検討の対象外である。
	JCTA	<p>NTT東西は、NTT法に規定されている業務範囲を逸脱してはならないが、さらに、子会社を含む実質的に支配する関係会社についてもNTT法の適用対象とすべき。</p> <p>現状においても、NTT東西は、放送業がNTT法での業務範囲外となっているにもかかわらず、放送業の営業を行う事業者に出資し、共同的営業活動を行うなど、NTT法の主旨に反していると思われる行為が見受けられる。</p>	☆
	ケイ・オプティコム	<p>報告書案に賛同。</p> <p>「活用業務認可ガイドライン」に規定される「独占的な既存業務と活用業務の内部相互補助の防止（いわゆる会計の分離）」については、子会社も含めた適用を検討すべき。さらに、「活用業務認可ガイドライン」の実効性を強化する観点から、法制化を検討すべき。</p>	○☆ 活用業務認可ガイドラインは、法律の適用に際しての基準を明確化するものであり、十分な実効性を確保していると考ええる。
	ニフティ、JAIPA	NTT東西とその子会社等の連携を視野に入れた行為規制については適切な考え。	○
	KVH	NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等を防止するため、NTT東西とその受託等を受ける子会社等を含めた新しい競争ルールの整備について早急に検討され、所要の制度の整備を行うこととしているご提言に賛同。	○
	グローバルアクセス	<p>2006年7月21日付NTT報道発表資料「上位レイヤサービスと法人サービスの提供体制の見直し」について、移管対象となった法人顧客の中には一般利用者である法人顧客のみならず、NTTコミュニケーションズと競合するサービスを提供する電気通信事業者も相当数含まれていたと想定されるため、公正競争条件の確保の観点から検証が十分ではなかったのではないかと考えている。例えば、アクセス回線にNTT東西のイーサネット網を利用して行っているサービスについて、そのアクセス回線の調達先が、競合しているNTTコミュニケーションズに移管されるとすれば、公正競争上、著しく問題がある。</p> <p>このことは、NTT東西における相互接続部門と利用部門との間にファイアウォール設置の義務付けに比べると、著しくバランスを欠いている。</p>	☆
	通信事業の明日を考える会	<p>NTT東西には、都道府県域子会社（NTT東の場合で21社、西の場合で全16社）があるが、その社名は、「NTT東－東京南」、「NTT西－関西」のようにNTT東西と一体であるかの如くまぎらわしい社名であることに加え、同子会社の社長他役員は、NTT東西の地域事業本部長、部長等を兼務し、案件に応じてその立場や名刺を使い分けている場面が多々見受けられる。</p> <p>加えて、同子会社の主力商品はNTT東西が提供する商品であること等から、NTT東西と都道府県域子会社は正に一体であり、NTT東西がドミナント規制を回避せんがために行っている「脱法」行為ではないかと考えられる。</p> <p>したがって、NTT東西とその子会社等の関係の透明性の確保について、より厳正な対応を希望。</p>	○☆ NTT東西とその子会社等について、まずは詳細な実態把握を行う必要がある旨を追記。
	NTT持株、NTT東西	アウトソーシング会社への委託にあたって、他事業者との公正競争条件の遵守について業務委託契約に規定する等、既に適切な措置を講じており、これ以上の規制は不要。	NTT東西とその子会社等について、まずは詳細な実態把握を行う必要があ

		むしろ、公正競争上の観点からは、電気事業分野で独占的な地位を有する電力会社とその子会社又は提携会社である通信会社との間の取引条件等について公表を求める等の措置を検討していただきたい。	る旨を追記。
	NTTコム	<p>顕在する具体的な問題が記載されていないにも拘わらず、市場支配力の濫用を前提とした記載が含まれているが、事前規制については、市場支配力の濫用の可能性について慎重に検証を行う必要があるため、報告書案P32の記述を修正すべき。</p> <p>具体的には、「・・・、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力（又は市場支配力のレバレッジ）の濫用等を防止するため、新しい競争ルールの整備について<u>早急</u>に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要である」との記述を「・・・、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力（又は市場支配力のレバレッジ）の濫用等の<u>可能性を排除できない</u>ため、新しい競争ルールの整備について検討に着手し、<u>必要と認められる場合</u>、所要の制度整備を行うことが必要である。」に修正すべき。</p>	本件はP30に「結果としてドミナント規制が回避され、公正競争確保のためのルールが実効性を失う可能性がある」と記載しているように、現行制度の運用に必ずしも十分でない点がある旨を指摘しているものである。なお、「所要の制度整備」は「必要と認められる場合」の意味を含む。
3) その他のNTTグループ内の連携	ソフトバンク	<p>NTT東西をはじめとするグループ内各社の連携について、既存の競争セーフガードを包括的に適用し、定期的な検証を行うことに賛同。その際に競争セーフガードの全体像を改めて整理・公表して頂くことは有効。</p> <p>なお、公正競争要件確保の検証にあたっては、NTTに挙証責任を課すとともに、その報告内容等の公開を義務化し、外部による検証を可能とすることが必要。</p> <p>更に、NTTが挙証した内容に対し、他事業者等から反証が提示された場合には、これを是正しない限り、関連するNTTグループ内における連携等を禁止することが適当。</p> <p>また、NTTグループによるNGNの整備・活用を通じた、共同的・一体的市場支配力の行使及びレバレッジの行使を抑止するための公正競争ルール整備が必要。</p>	○☆
	NTTコム	<p>経営効率化の観点から、NTTグループ内において様々な連携が行われることは、利用者利便の向上を図る観点から、基本的に望ましいと考えられることから、報告書案のP33の記述は修正すべき。</p> <p>具体的には、「・・・。<u>しかし</u>、IP化等の市場環境変化に対応し、更にグループ全体として経営効率化や収益機会の拡大等を図る観点から、NTTグループ内において様々な連携が行われる<u>もの</u>と考えられる。」との記述を「・・・。<u>一方で</u> IP化等の市場環境変化に対応し、更にグループ全体として経営効率化や収益機会の拡大等を図る観点から、NTTグループ内において様々な連携が行われる<u>ことは基本的に望ましい</u>と考えられる。」に修正すべき。</p>	該当部分の記述は、IP化等の市場環境を踏まえた見通しを述べるものであり、NTTグループ全体としての経営効率化や収益機会の拡大等について、特定の価値判断を加えることを意図するものではない。
(4) 指定電気通信設備の対象範囲の柔軟な見直し			
1) 指定電気通信設備の定期的な見直し	ソフトバンク	<p>NTT東西をはじめとするグループ内各社の連携について、既存の競争セーフガードを包括的に適用し、定期的な検証を行うことに賛同。その際に競争セーフガードの全体像を改めて整理・公表して頂くことは有効。</p> <p>なお、公正競争要件確保の検証にあたっては、NTTに挙証責任を課すとともに、その報告内容等の公開を義務化し、外部による検証を可能とすることが必要。</p> <p>更に、NTTが挙証した内容に対し、他事業者等から反証が提示された場合には、これを是正しない限り、関連するNTTグループ内における連携等を禁止することが適当。</p> <p>また、NTTグループによるNGNの整備・活用を通じた、共同的・一体的市場支配力の行使及</p>	○☆

		びレバレッジの行使を抑止するための公正競争ルール整備が必要。	
	NTT東西	第一種指定電気通信設備の範囲を定期的に見直すことについては賛成だが、現行の指定方法は、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」となっており、新たな設備を含め、殆ど全ての設備が自動的に第一種指定電気通信設備の対象となる仕組みであるため、「指定する設備を具体的に列挙する方式」に指定方法を見直すことが必要。	現行の指定方法は、市場構造の変化に対して迅速な対応を確保する上で妥当。
2) 指定電気通信設備の範囲の在り方	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代ネットワークとのレイヤー間接続 NTT東・西の次世代ネットワークについては、それぞれのレイヤーにおいて同一レイヤー間での接続が必要であり、第一種指定電気通信設備とすることが必要。また、第一種指定電気通信事業者としてのNTT東・西は、次世代ネットワークの構築計画を総務大臣に届けるとともに他事業者へ公表する必要。</li> <li>NTT東・西の説明責任 NTT東・西の次世代ネットワークを構成する機能や設備は基本的に第一種指定電気通信設備とし、指定設備の範囲から除外する場合には、NTT東・西に説明責任があることを前提に議論を進めることが必要。 ある機能や設備を指定設備の範囲として加えるべきかどうかを、接続事業者の主張で判断することは、事実上、説明責任が接続事業者に帰属することとなり、不適當。</li> </ul>	○☆ 指定電気通信設備制度の趣旨に沿って適切に対処することが適當。
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能面を重視した指定電気通信設備の指定 報告書案に賛同。</li> <li>プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定 NTT東西のNGNにおけるプラットフォーム機能については、ボトルネック設備である伝送路設備と一体として設置される電気通信設備であり、当初より指定電気通信設備として指定し、指定を外す場合にはNTT東西にその挙証責任を負わせることが適當。</li> </ul>	○☆
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能面を重視した指定電気通信設備の指定 ボトルネック設備を利用するために必要な設備として、コロケーション（スペース、電源、空調など）についても指定電気通信設備として指定してすることを強く要望。</li> <li>プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定 プラットフォームも指定電気通信設備の対象範囲に加えることに賛成。</li> </ul>	○ コロケーションスペース等は、指定電気通信設備ではないことから、当該指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして接続約款に規定している。
	ニフティ、JAIPA	次世代ネットワークを様々な事業者が有効活用し、ともに日本の通信事業を発展させるためには、プラットフォーム機能を有する設備を指定電気通信設備とすることでオープン化することも考慮されるべき。	○
	NTT持株、NTT東	<p>第一種指定電気通信設備規制は、あくまでも「設備」のボトルネック性に着目した規制であり、真に不可欠性を有する設備に規制対象を限定するべきであり、他事業者も提供可能であるネットワーク機能についてまで規制する必要はない。</p> <p>プラットフォーム機能について何らかの措置が必要とこのことであれば、ネットワークとは独立にそれ自体のボトルネック性について判断することが必要。</p> <p>固定・移動通信市場の融合に伴う指定電気通信設備制度の見直しにあたっては、設備のボトルネック規制と市場支配力に対する規制を区分することが必要。</p>	<p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプ</p>

		設備のボトルネック性に起因する場合は接続約款・接続料規制等の設備規制を課すとしても、市場支配力に起因する場合は各事業者の公平な取扱いといった行為規制に留める等の措置が望ましい。	ロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。
	NTT西	<p>第一種指定電気通信設備の対象から速やかに除外いただきたい。</p> <p>当社が構築する次世代ネットワークにボトルネック性がない以上、そのプラットフォーム機能にボトルネック性がないことは明らか。</p> <p>事前規制（要注視機能としてWatch List化することも措置内容は定かでないものの一種の規制に他ならないもの）を課すのではなく、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じるのであれば、事後的に問題を解決する姿勢に徹していただきたい。</p>	<p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。</p> <p>なお、“watch list”は、規制ではなく、規制の適用に係る予見性を高めることを意図したものである。</p>
	NTTコム	「プラットフォーム機能を一義的に定義することは、急速な技術革新を背景に市場構造が大きく変化している中、技術中立性の観点からも必ずしも適当ではない場合がある」ため、当該機能の位置付けを予断するような記載は不適切であるから修文すべき。具体的には、「プラットフォーム機能は伝送路設備と一体として設置される電気通信設備に該当するが、・・・」を「プラットフォーム機能は伝送路設備と一体として設置される電気通信設備に該当する <u>可能性がある</u> が、・・・」に修文すべき。	ご指摘を踏まえ、「該当する」を「該当する可能性がある」に修文。
	NTTドコモ	指定電気通信設備の範囲にプラットフォーム機能を加えるか否かについては、ボトルネック性を有するプラットフォーム機能とは何でありどのようなものが想定されるのかを明らかにしつつ慎重に検討がなされるべき旨報告書に記載されるべき。	<p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。</p>
(5) “競争セーフガード制度”の整備			
	ソフトバンク	制度再構築のプロセスとして競争セーフガード制度の創設が明確化されたことは非常に有意義。	○
	1) “競争セーフガード制度”の概要 KDDI	<p>NTTの在り方の抜本的な見直しを行うまでの暫定的な枠組みとして、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力濫用防止のための競争ルール整備と、指定電気通信設備の範囲の検証を包括的に行うことは適切。</p> <p>ただし、制度の運用に際しては、一連の制度整備を行うこととした経緯や目的が曖昧とならないよう、制度趣旨に則った厳格な運用が行われるべき。また、ルールを策定、運用していく上では、議論の公開等、手続きの透明性を確保することが必要。</p>	○

	ソフトバンク	報告書案に賛同。 「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を早急に策定し、運用を開始すべき。	○
	イー・アクセス	報告書案に賛成。要監視機能についてはスタックテストも行えるよう、機能ごと（少なくともサービスごと）にコスト算出できるような会計制度を整えるべき。	○☆
	JCTA	NTT東西等の行為そのものが市場支配力の濫用に当たるかを事前にチェックするような市場監視機能が必要であり、この機能を「競争セーフガード制度」に組み入れることが必要。 特に、NTT東西が子会社や経営上の影響力を持つ会社を通して、法規制の潜脱的行為が行われることを、未然に防止するしくみを定め、「競争セーフガード制度」に組み入れるべき。 また、「競争セーフガード制度」での評価は、電気通信事業法のみならずNTT法、独占禁止法の精神に照らし、多面的な見地にたって行われることが必要。 なお、競争セーフガードによる定期的な評価の中では、紛争処理委員会で蓄積された事業者間の紛争事案についても、その内容をよく評価し、対象設備のドミナント性・ボトルネック性を判断する材料としていただきたい。	☆
	HOTnet	報告書案に賛同する。また、「競争評価」の手法の明確化を今後強く望む。	○
	ニフティ、JAIPA	プラットフォームレイヤーの機能は次世代ネットワークにおける重要な機能であり、ご提案に賛同。	○
	テレサ協	設備を保有しない事業者が当該市場にタイムリーかつ必要最小限の投資で新規参入する場合、設備保有事業者の提供する通信サービスを用いて各種プラットフォーム機能を実現する、いわゆる卸電気通信役務活用型のサービス提供形態が前提となることから、競争セーフガード制度の整備においては、事業者間接続型のサービス提供形態に加え、卸電気通信役務活用型のサービス提供形態の公正競争要件（通信サービスのアンバンドル化、会計分離等）についても検討いただきたい。 設備を保有しない事業者が、NTTの次世代ネットワークの転送機能を事業者間接続型または卸電気通信役務活用型で使用し、設備非保有事業者の創意工夫の下、必要に応じて独自機能を組み合わせることにより多様なサービスを生み出すことが可能となるよう、転送機能のアンバンドル化および他機能のオープン化（転送制御情報または転送管理情報へのアクセス）を要望。	○☆
	KVH	ご提言に賛同。 IP化の進展した次世代ネットワークにおきましても、現行のインフラ設備の上に構築されるのは明白であり、ボトルネック設備が公正競争を歪め、次世代ネットワークの構築時においても現在の競争優位がそのまま引き継がれる可能性が多々あることから、指定電気通信設備の範囲としては、少なくともプラットフォームレイヤーまでの指定としていただきたい。	○
	NTT持株	今後の展開を正確に予測することが困難なブロードバンド市場において、現実の問題が発生しないにもかかわらず、漠然とした懸念やおそれを理由に行政が新たな規制を課すとすれば、結果的に新たなビジネス・技術の展開を抑制し、ユーザーサービスの高度化・多様化を妨げることに繋がる弊害が生ずると考えられることから、新たな規制を導入すべきでなく、また、現行法上、法的根拠のない追加的な規制を行うことは問題。	現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。（脚注6を参照。） なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の拳証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。

			<p>なお、“watch list”は、規制ではなく、規制の適用に係る予見性を高めることを意図するものである。</p>
	NTT東	<p>今後の展開を正確に予測することが困難なブロードバンド市場において、現実の問題が発生しないにもかかわらず、漠然とした懸念やおそれを理由に行政が新たな規制を課すとすれば、結果的に新たなビジネス・技術の展開を抑制し、ユーザーサービスの高度化・多様化を妨げることに繋がる弊害が生ずると考えられることから、新たな規制を導入すべきでない。</p> <p>また、競争評価を政策的に活用する際には、例えば高いシェア自体を問題視するのではなく、その理由がネットワークのオープン化等が行われていないことによって生じているものか、各事業者の営業努力の結果であるのか、各事業者の事業戦略上の力点の入れ方の差異によるものか等、多角的かつ構造的な要因について十分に分析を行うことが必要。</p>	<p>☆</p> <p>現行制度上、プラットフォーム機能を提供する設備であったとしても、ボトルネック設備の一部と認められれば、指定することとなる。(脚注6を参照。)</p> <p>なお、個々の設備に係るボトルネック性の有無については、NTT東西の挙証とこれに対する接続事業者の反証のプロセスを重視し、NTT東西に十分な説明責任を求めた上で判断することが適当。</p> <p>なお、“watch list”は、規制ではなく、規制の適用に係る予見性を高めることを意図するものである。</p>
	NTTコム	<p>①原案の書きぶりでは、「公正競争要件」が必ずしも明確ではないため、所要の措置についても、その内容を判断できないため、「④ 上記と併せて・・・」を「④ 上記について・・・」に修文すべき。</p> <p>②また、当該制度が、新たな規制の枠組みの制定を意図したのではなく、既存の枠組みの整理により運用を開始するものであるという点を明確にするため、「・・・速やかに「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を策定し、・・・」を「・・・速やかに「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を<b>既存の制度運用の枠組みを整理することにより</b>策定し、・・・」に修文すべき。</p> <p>③また、市場支配力の濫用を防止するための事前規制については、その必要性を慎重に検証すべき。また、電気通信事業者の各種事業統合が進展していることから、検討にあたっては、NTTグループのみならず、他の事業グループについても同様に検討対象とすべきことから、「これに併せて、NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための仕組みについても<b>速やかに検討に着手</b>することが望ましい。」を「これに併せて、NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための仕組みについても、<b>その必要性を慎重に検証</b>することが望ましい。」に修文すべき。</p>	<p>①については、ご指摘を踏まえ、所要の修正を加えた。</p> <p>②については、ご指摘を踏まえ、「現行制度の運用改善等に係る措置」と明記した。</p> <p>③については、速やかに検討に着手することを否定するに足りる具体的な根拠が提示されているとは認められないため、原文を維持。</p>
	NTTドコモ	<p>「競争セーフガード制度」について、一事業者グループに特化した監視制度は他業界及び独占禁止法の運用等にもない特異なものであり公平性に欠けることから、公正競争条件確保に係る制度は競争評価や共同ガイドラインなど全ての事業者に係るものを基本とすることが必要。</p> <p>仮にセーフガード制度がボトルネック設備を保有することを理由とするものとしても、ボトルネック設備を有しないドコモや㈱NTTコミュニケーションズ等まで含めたNTTグループのみに対する監視制度を新たに創設することは過剰な規制であり公平性を欠く。</p>	<p>競争セーフガード制度は、指定電気通設備の対象の見直しプロセスをシステム化するとともに、NTTグループに係る公正競争要件を整理・体系化し、検証するものであり、新たな規制を追加するものではないことから、過剰な規制との指摘は当たらない。</p>

			また、公正競争確保を目的とするドミナント規制を特定の事業者に適用することをもって事業者間の公平性が損なわれるものではない。
		BT	総務省は、「競争セーフガード制度」の整備と「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」の策定の準備をすとしてしている。IP化ネットワークに対応した競争の枠組みの基盤を提供するため、速やかに当該制度とガイドラインを整備する総務省の考えを支持。
2) “競争セーフガード制度”と競争評価の関係		KDDI	指定電気通信設備の範囲の議論を行う上では、以下の点から現在の競争評価では対応できない面がある。 ・競争評価の事後的な性格 NTTグループの圧倒的な市場支配力が定着した段階で事後的に市場を評価するのではなく、NTT東・西の設備構築に先立ち、公正競争上の問題点を検証する必要。  ・最終消費者向け市場と卸市場 指定電気通信設備の範囲を検証するには、設備のボトルネック性との関連性に重点を置いた分析(卸市場に関する分析)が必要。
		ソフトバンク	政策的・戦略的な活用を図る方向で運用を行うためには、競争評価手法のさらなる精緻化が必要。競争評価に必要な情報の提出を義務化する場合には、その範囲を分析を行う上で必要最小限の情報に限定して頂く等、事業者運用上の過度な負荷を課すことのないよう配慮を希望。
		NTTコム	競争評価等により情報提供を求める場合は、事業者の事業上の機密性等を考慮し、使用目的と開示方法、対象事業者の範囲を明確にし、情報提供者の理解を得たうえで実施すべきであることから、「・・・、競争評価に用いられる情報の収集については、現在、その一部は関係事業者の任意の協力により行われているが、目的を明確化することを前提に報告規則の更なる見直しを進め、競争評価に必要な情報提出の制度整備を図ることが適当である。」を「競争評価に用いられる情報の収集については、現在、その一部は関係事業者の任意の協力により行われているが、目的・開示方法・対象事業者の範囲を明確化することを前提に、 <u>関係事業者の報告に関する負担やビジネスへの影響度を十分に勘案し理解を得た上で</u> 、報告規則の更なる見直しを進め、競争評価に必要な情報提出の制度整備を図ることが適当である。 <u>なお検討にあたっては既存の報告規則の対象についても、目的・開示方法を明確化し、簡素化を含め検討することが適当である。</u> 」に修文すべき。
			同上
(6) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し			
1) 市場統合の進展に対応した制度見直しの必要性		KDDI	物理網レイヤーにおける固定通信網と移動通信網の構成の違いに留意すべきとしている報告書の指摘は適切。 番号ポータビリティの開始や新規参入で更なる競争の激化が見込まれる移動体市場への新たな規制導入は、控えられべき。
		ソフトバンク	報告書案の内容に賛同。 なお、その際には、報告書案にもあるとおり、物理網レイヤーと通信サービスレイヤーとを区別して検討を行う必要。
		イー・アクセス	報告書案に賛成。
			○ 移動体市場に対し新たな規制が必要か否かは、競争状況を踏まえつつ、適切に判断することが必要。
			○
			○☆

		また、固定・移動統合市場における、NTT東西とNTTドコモの連携などのNTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑制するためにも、本制度の指定要件の要素としてNTT（資本）グループによる市場占有率を加えることが必要。	
	テレサ協・MVNO協議会	報告書案の見解に賛同。 移動体通信事業では、物理網レイヤーを保有している事業者が上位の各レイヤーにおける市場支配力を及ぼしている現状。MVNO参入にあたり、各レイヤーが既存MNOに支配的にコントロールされている現状に歯止めをかける必要があり、新しい制度は極めて重要。また、継続的に電気通信市場全体について競争評価を用いて市場の画定を行い、その上で政策に反映させることが必須。	○
	エニユーザ	プロバイダー・フリーのインターネット電話サービスを提供する場合、一般公衆網からのインターネット電話への通信は、一旦GW等で終端させ転送とするというルールが規定されているが、キャリア間の取り決めにより、インターネットへの転送時点から呼び出しを含め発信者へ課金されるケースが生じる。既存接続設備を有するNTT東西および、自社IP網をもつ企業間の取り決めが絶対的なものとならず新規参入サービス提供事業者による競争促進が図れるよう、接続ルールのオープン化および、従来存在しなかった新しい技術を適切な形でサービス提供可能な競争ルールの設定を期待。	☆
	NTT西	ブロードバンド市場においては、我が国は諸外国に比べて最も競争が進んでおり、当社が市場支配力を行使しうる地位にはない。 また、ブロードバンド時代の主要なインフラであるIPネットワークや光ファイバ等は今後各事業者が構築するか、または現在構築しつつあるものであり、ボトルネック性は問題とならない。	現在の我が国におけるブロードバンドサービス市場における競争進展は、この網開放義務を前提とするものであり、当該市場における競争の進展は、ボトルネック設備制の網開放義務を緩和する直接的な論拠にはならない。（脚注11を参照。） また、NTT東西のIPネットワーク等は既存の物理網に立脚して構築されるため、ボトルネック性が問題とならないという指摘は当たらない。
2) 制度見直しの方向性	KDDI	・ 指定電気通信設備の範囲と競争評価 競争評価については、透明性の確保措置の導入や、次世代を見越した評価を行う方向へ方針を改める等の見直しが必要。 固定通信網と移動通信網の指定電気通信設備制度は、それぞれボトルネック性の有無に着目した異なるルールを適用することが適当。サービス面での融合を理由に、固定網と移動体網に同一の規制を適用することは、市場の実態と乖離したルールとなるおそれがある。  ・ 市場支配力 市場支配力については、料金面での支配力の観点から評価、分析することは適切ではなく、非価格的な影響力、つまりNTT東・西が独占時代から継承した設備面・営業面の競争上の優位性も評価の尺度とすべき。また、市場支配力の「存在」と「行使」は切り離されたものではなく、「存在」そのものが公正競争を阻害していると考えることが必要。  ・ 競争評価における共同支配の扱い 競争評価の手法として、共同支配やレバレッジも含めた市場支配力の認定の在り方等について検証	☆ 指定電気通信設備制度の包括的な見直しに際しては、市場統合実態に柔軟に対応し得るものとするのが適当。 また、当該制度の見直しに際しては、「市場支配力の設定は、設備のボトルネック性のみを十分条件とするものではない。すなわち、設備のボトルネック性がある場合の他、市場シェアが高い等の市場要因によって、当該市場において価格支配力等を行行使し得るかどうかという観点から市場支配力に認定が行われる。」とのラインを維持することが適当と考える。



		を行うとの方向性は適切。	
	ソフトバンク	この方向性は規制の国際整合性を確保するものであり、市場支配力の認定をどのように行うかというクリアすべき難しい課題はあるもの、望ましい方向性。 現行の競争評価制度をこの枠組みに取り入れる場合は、競争評価手法のさらなる精緻化が必要。	○
	イー・アクセス	セーフガード制度が十分に機能していない段階においては、ドミナント規制を緩和すべきではない。また、NTT東西のボトルネック設備については、市場支配力の行使のおそれがあり、事後規制も困難であることから、引き続き、非対称規制を行うべき。  ・競争評価の活用に向けた実践的検証の必要性 SMPの考え方を導入する方向性について賛成。 現状では、市場支配力の行使の問題については、独占禁止法の分野での扱いが主であり、指定電気通信設備制度への反映は必ずしも有効ではなかったため、レイヤー間の競争モデルの実現のためにはSMP指定は必要不可欠な観点。したがって、独占禁止法の枠組みとは別のSMP指定の枠組みの実現を強く要望。	○☆
	NTT持株	IP化の進展に伴う第一種・第二種指定設備規制の見直しを行うことは賛成。本来ボトルネック設備の保有と市場支配力の有無は別の概念であり、固定・移動通信市場の融合に伴う指定電気通信設備制度の見直しにあたっては、設備のボトルネック規制と市場支配力に対する規制を区分する必要がある。その場合、設備のボトルネック性に起因する場合は接続約款・接続料規制等の事前規制を課すとしても、市場支配力に起因する場合は各事業者の公平な取扱いといった事後的な行為規制に留める等の措置が望ましい。	○☆ 設備のボトルネック性に基づくドミナント性と、市場シェアが高い等の市場要因によるドミナント性の2つの要素がドミナント規制の根拠となるが、これをもってドミナント規制の中身そのものを区別する必要があるかどうかについては、更に検討が必要。
	NTT西	現在指定されている加入者光ファイバ等のブロードバンドに用いられる設備については早急に指定電気通信設備の対象から除外して頂きたい。 また、規制の在り方としても、設備の不可欠性に着目したボトルネック規制と市場支配力に着目したドミナント規制は目的が異なり、「ボトルネック設備保有」＝「ドミナント」とする現在の第一種指定電気通信設備規制は見直すことが必要。	☆ 光ファイバを指定電気通信設備のみ対象とすることは適当（第3章3（2）を参照。） なお、今後指定電気通信設備の見直しについては「競争セーフガード制度」に基づき定期的に行っていくことが適当。
	BT	13. 指定電気通信設備制度の包括的な見直し事項に関して、意見招請は、市場の定義、ドミナンス性の概念や規制だけでなく、それらの実施といった、あらゆる観点から実施すべき。更には、新たな体制の下で、総務省から独占禁止機関に至るまで、関係する政府機関が果たす役割について透明性を確保すべき。  36. 機能分離の特徴を考慮して、総務省が日本にとって機能分離が適切なモデルであると判断する場合、規制当局に権限を付与するために以下のような適切な立法の導入を進めるべきことを推奨。 (1) アクセスの同等性の更なる透明性と実証性を図るために、SMPを有する通信事業者に対し、事業を再編し、機能単位に分離することを正式に要求すること。 (2) 一般／業界への意見招請を通じて、機能分離の詳細な条件を設定すること。	☆ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。

		<p>(3) どのような製品・サービスを機能分離の単位の範囲とすべきかを決定するとともに、後の段階で、基本的なサービスに加わる可能性のある付加サービスに関して立法であらかじめそれらを定めておくこと。</p> <p>(4) 厳格な現状報告と分離の単位の運用の一環として、体制見直しを担保する。</p> <p>(5) 有効な罰則による事業者の義務の履行と追加的公約の義務付けを強制すること。</p> <p>37. 影響を受けた第三者が自ら、規制当局から独立又は協力して、損害の補償を図ることも含めて、義務履行を継続させることができるよう立法で担保すべき。</p>	
(7) その他の検討すべき課題			
	KDDI	競争ルール全般についてもNTT東・西と競争事業者の間には情報の非対称性があるため、競争ルールの必要性について、競争事業者側に挙証責任を負わせることは、ルール策定のプロセスとして不適切。	接続ルールの見直しに当たり、そのニーズや仕組みについて、競争事業者側も相応の挙証責任を負うことは妥当。
	ソフトバンク	<p>事業者からの各種ルール化の要望を吸い上げ、必要な場合にはルール策定のプロセスに入るという手法（NOI）の導入は、このような事業者の要望に対して迅速な対応が可能となることから、有効。</p> <p>【MDFジャンパ工事についての要望】 NTT東西と接続事業者におけるMDFジャンパ工事に関する条件を同等化するための、接続事業者による自前工事化に関する各種ルール整備を行って頂くことを要望。</p> <p>【POIボックスの設置についての要望】 POIボックスの設置条件を、NTT東西と接続事業者の間で同等にすることを要望。</p> <p>【接続点情報の開示についての要望】 接続事業者が円滑に工事を進められるよう、NTT東西の保有する接続点に係る技術情報並びに工法の事前の開示を要望。</p> <p>【柱上での保守作業についての要望】 効率的に保守作業を実施できるよう、POIボックスに係る保守作業については、保守委託等によりNTT東西がPOIボックスを開閉できるようにすることを要望。</p>	○☆
	イー・アクセス	接続ルールについて、整備が進捗し成果があがっていることは弊社として高く評価しているが、解決すべき課題が未だ多く存在しているので、速やかに接続ルールを改善することに賛成。また、NOI（Notice of Inquiry）の採用の検討についても適切な方向性であると考えるが、接続事業者の挙証責任が必要となる点は理解するものの、情報の非対称性等により接続事業者の挙証責任のみでは事態の改善が図れない状況も存在しうるため、NTT東西の説明責任についても同水準に求められるべき。	○
1) NTT東西の地域IP網の取扱い	KDDI	NTT東西の地域IP網については、報告書案が指摘するとおり、次世代ネットワークとの関係が明確でないことから、むしろ従来よりも慎重に議論を進めることが必要であって、指定電気通信設備としての開放義務を維持することが適当。	○
	ソフトバンク	NTT東西の地域IP網については、NGNとの関係が明確になり、接続事業者とNTT東西と	○

		の同等性が担保されるようなルール化がなされるまでは、少なくとも現状の指定を継続すべき。	
	イー・アクセス	地域IP網の取扱いについては、次世代ネットワークの構築動向も明確になっていない段階では、第一種指定電気通信設備の範囲から、除外すべきではない。	○
	ニフティ、JAIPA	NTT東西の地域IP網及びこれに相当する次世代ネットワークにおけるISP接続において同様のサービスを展開する部分については、事業者向け割引料金（キャリアズレート）の対象範囲とし、ISPがインターネット・サービスを地域IP網や次世代ネットワーク上において、利用者に対し一気通貫で直接提供できることを希望。	☆
	NTT持株	局舎コロケーション等のネットワークのオープン化等により、他事業者が既にNTTグループと同規模のIP網を保有しており（他事業者も自らその旨を繰り返し表明している）、また他事業者から実際に接続要望もないことから、今後構築する次世代ネットワークとの関係が不明確という理由だけで引き続き指定電気通信設備の対象とすることなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外すべき。	☆ NTT東西の地域IP網の不可欠性の判断に際しては次世代ネットワークとの関係について検証を行うことが必要である。
	NTT東西	NTT東西の地域IP網について、他事業者は、局舎コロケーションを利用して自らルータ等の局内装置を設置し独自のIP網を構築して、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、また、平成13年9月に地域IP網の接続料を設定したものの利用実績は皆無となっていることから、定期的なレビューを待つことなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたい。 また、今後新たに構築していく次世代ネットワークとの関係が不明確であるという理由だけでは指定電気通信設備の対象とする理由にはならない。 そして、①メガデータネッツ等のデータ通信網、②メディアコンバータ、DALAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内ファイバについても、同様に、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたい。	
	NTTコム	実需要がないのであれば、市場支配力の濫用の可能性はなく、少なくとも、この観点からは実需要のない設備を指定電気通信設備とする根拠にはなり得ないことから、「・・・実需要がないとすれば当該設備には不可欠性がないと <b>推定することも可能である。</b> 」を「・・・実需要がないとすれば当該設備には不可欠性に <b>基づく市場支配力の濫用の可能性がないと判断される。</b> 」に修文すべき。	指定電気通信設備の不可欠性の検証に当たって、現時点で実需要が無いことは判断の一要素であるが、その原因についても分析の必要がある。
2) コロケーションルールの見直し	KDDI	・コロケーションルールの重要性 ネットワークの構造変化やIP化の進展に伴い、NTT東・西の局舎に関するコロケーションルールの重要性は一層増大するため、コロケーションルールの在り方について、リソース逼迫状況の改善という観点に留まらず、NTT東・西利用部門と他事業者との同等性担保という観点からルールを見直すことが必要。 まず、設備計画について、コロケーションリソースの設計や増設等、設備設計には関係事業者の意見を反映することが、リソース不足の解決に資するが、接続事業者には設備設計に参画する機会が与えられていない。その一方で、NTT東西の利用部門にのみ、そのような機会が与えられるとすれば、競争の公正性に欠ける問題であり、早急に是正されるべき。 また、もし「一般コロケーション」の設備計画が、接続に必須であるコロケーションリソースの不足に影響を与えているとすれば、早急な情報開示と是正が必要。  ・コロケーションルールの課題解決方法 ・指定電気通信設備化	○☆

			<p>NTT東・西の「一般コロケーション」を含む全てのコロケーションリソースを第一種指定電気通信設備とすることが必要。</p> <p>また、利用部門と接続事業者の同等性確保を徹底させるには、NTT東・西のアクセス部門等の分離を実施した上で、コロケーションリソースを全てアクセス設備会社（卸会社）に帰属させることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料について 第一種指定電気通信設備として扱うことで、使用料の透明性も向上。 例えば、コロケーションリソースの重要な構成要素である電力設備の使用料について、利用実態と一致しない装置仕様上の上限值での課金が行われていること、電力料について従量制の課金が行われていないこと等の改善すべき課題がある。関係事業者の意見等をヒアリングの上、公平な利用環境の実現に向けた検討が行われるべき。</li> <li>・中継ダークファイバ 中継ダークファイバにおけるWDM装置の利用は、採算性の観点からやむを得ない場合に限り、検討されるべき。 なお、WDM装置を利用する場合、ポートの変更のみで品目変更（2.4Gから10Gへの増速、SDHからイーサ1G/10Gへの変更など）を可能とすることや、短期間での故障対応が可能となるような運用体制の確立が利用条件として整備されるべき。</li> <li>・局舎スペース 「提供不可」について 局舎スペース等のリソースについて「提供不可」とされた率が高くないのは、接続事業者が予めリソースの開示情報を確認した後に申込みをしているためであることに留意頂きたい。</li> <li>・電柱におけるコロケーションルール整備の必要性について 電柱を義務的コロケーションとして位置付け、NTT東・西と競争事業者での一東化に関するルール化などの措置が早急に取りられるべき。</li> </ul>	
		ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT東西の局舎におけるコロケーションルールの見直し コロケーションルールの見直しを行うことに賛同。</li> <li>・中継光ファイバに係るWDM装置の設置 報告書案の考え方に賛同。 但し、この場合において、NTT東西は最も低廉かつ合理的な方法でWDM装置を設置することが当然のことながら求められる。</li> <li>・局舎スペースの見直し 義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースの配分の見直しや、電力等のリソース不足の解消に向けたルールの整備を要望。 例えば、一般コロケーションスペースに空きがあるが、義務コロケーションスペースに空きがなく、設備が設置できないというケースが発生しているが、こうしたケースにおいては、義務コロケーションスペースと一般コロケーションスペースの配分の見直しを行い、義務コロケーションスペ</li> </ul>	○☆

			<p>ースを拡大して頂くことで、接続事業者のニーズを満たせるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱におけるコロケーションルール 使用料や使用手続き等についてルール化することが適当であるとする報告書案に賛同。 N T T 東西以外の電柱に関わる事業者も含めて適用できるような、コロケーションルールを策定することが必要。</li> </ul>	
	イー・アクセス		<p>従来のコロケーションに関する政策を高く評価。しかしながら、報告書案に掲げられた2点の課題の他にも改善すべき点があるため、現行のコロケーションルールの継続運用をベースとしてさらに検討を行うことを強く要望し、検討に際しては積極的に協力したい。</p> <p><b>中継ダークファイバに係るWDM装置の設置</b></p> <p>中継ダークファイバの空き無し区間に、WDM装置の設置を検討することについて、賛成。 ただし、空き無し区間を中心に、N T T 東西によって効率的な設備利用がおこなわれているかの検証と設備運用における効率性のチェック、設置するWDM設備のコスト効率性、効率的なWDM設備の運用体制の構築が確保され、現行の中継ダークファイバの接続料金水準維持の確保をすることが必要。</p> <p><b>局舎スペースの取扱い</b></p> <p>コロケーションリソースの不足については、接続事業者にとっては、コロケーションリソースの確保が出来ないことが、そのエリアに対するサービス展開の可否に直結する可能性が高いため、コロケーションリソースの確実な利用がおこなえるようルールの改善を要望。なお、検討の前提として、N T T 東西による設備利用の効率性の検証、接続事業者との手続きの同等性の検証（サービス提供エリアの接続事業者との比較検証も含めて、リソースの割当てが公平に行われているか）は、必須。また、次世代ネットワーク構築時における接続ポイントの集約化について、まずは、N T T 東西による具体的な局舎名等の明示を含めた構築計画の早期開示が必要であり、十分な開示期間を設定し接続事業者に対して説明義務を課すことのルール化を要望。</p> <p>（その他の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・N T T 東西局舎のさらなるオープン化 接続事業者がN T T 東西との競争力のあるネットワークを構築するため、目的及び設置設備の範囲など義務的コロケーションの範囲を拡大し、局舎のさらなるオープン化をルール化することが必要。</li> <li>・コロケーション料金について また、コロケーション料金の比重は高くなってきている現状をふまえ、課題の一として取りあげられるべきであり、値上がり傾向にあることを強く懸念。上昇要因は不明であり、かつ比率と料金の関連性においては感度が高く、そのために接続事業者にとっては、予見性を著しく欠いた不安定な料金構造。また、コロケーション料金は、接続事業者の設備設置年度によって、異なる単価が適用される構造になっているが、設置年度ごとの料金の格差が大きいことから、予見性を著しく欠いた不安定な料金構造。さらに、N T T 東西のコロケーション料金の格差についても、指摘したい事</li> </ul>	○☆

		<p>項の一つ。</p> <p>以上のように、コロケーション料金の算出方法については不透明な部分が多いため、検討の機関を設置し、適切性についての検証及び議論を行うことを強く要望。</p> <p>また、現在、NTT東西は、接続事業者に対して、全局舎の費用単価の開示をおこなっておらず、十分な検証が実施できない状態なので、接続約款の認可申請時に開示を行う、もしくは接続事業者の要望に応じて開示を行うなどについてルール化を要望。</p> <p>・コロケーション料金算定方法の見直し コロケーション費用の料金算定についても検討を行うことが必要。例えば減価償却期間相当の年数を利用した設備に対しては、減価償却済み分を反映した単価設定を行うなどの見直しが適切。</p>	
	ACCA	FTTNサービス提供について、技術的要件がTTCにて整理された上で、電柱についても義務コロケーション区間と位置付けて、使用料及び使用手続きルール化することが必要。	○
	JCTA	NTT東西の光アクセス網との接続ポイントはNTT局舎である必要はなく、あらゆるポイントで接続点を設けることが妥当であり、接続ポイントは、電柱のみならずマンホールやとう洞においても可能とすべき。また、接続料は現状の光アクセス回線接続料を踏まえた適正レベルとするとともに、接続が短期間で可能となるようルール化が必要。このようにすれば、事業者の光アクセス網投資意欲が増し、設備競争が促進される。	☆
	電事連	<p>電柱の使用料や使用手続きについては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」にも規定されており、現在も円滑に運用されていること、また、RTの電柱添架個所などについても、現行のガイドラインを踏まえ、事業者間で検討が進められていることから、「義務的コロケーション区間としての位置づけとそのルール化」は、過剰な規制。</p> <p>また、電柱使用料についてはケーブルを添架する場合、芯線数に拘わらず添架ポイントを1ポイント必要とすることから、添架ポイント単位で使用料を設定しており、光ファイバ1芯毎の使用料設定は、適当ではない。</p>	<p>☆</p> <p>コロケーションルールは指定電気通信設備を保有するNTT東西が、自己のサービス提供部門と接続事業者を同等の条件で扱うためのルールであり、その内容はNTT東西の接続約款に規定される。</p> <p>ご指摘は、電柱所有者である電力事業者が、電気通信事業者に電柱を利用させる場合についてのものであり、コロケーションルールとは考え方を異にするものである。</p> <p>なお、ご指摘の点については、線路敷設基盤の開放促進（P15）の検討に当たって参考とすべきと考える。</p>
	ウィルコム	<p>WDM装置の設置は、中継光ファイバ設備の有効な活用や接続事業者の利用機会の増大が期待できることから、望ましい措置。</p> <p>しかしながら、WDM設置により提供される接続サービスは、接続事業者の要望や従来のダークファイバに比べ、大容量かつ高価なもの（例えば、2.4Gbpsの1メニューのみ提供）になる可能性があるため、可能な範囲で、安価かつ複数の品目（帯域）にて提供されることを希望。</p> <p>報告書案では、局舎スペースや電源設備等のコロケーションリソースについては、「提供不可」の率が特に高いというわけではないと述べられているが、弊社では、公開情報にてリソース不足が明らかな場合には相互接続点調査を取止めることが通常。</p> <p>したがって、接続事業者の希望を満たすリソースが提供されているかどうかの観点から見ると、</p>	<p>○</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、脚注28を追記。</p>

			<p>報告書案に記載された数値は、実態を十分に反映していない。</p>	
	<p>NTT持株</p>	<p><b>中継ダークファイバに係るWDM装置の設置</b></p> <p>現行のオープン化ルールは、既に設置されている設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、NTT東西が競争事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。他事業者の需要に基づき設備構築をすれば、当該事業者には設備構築コストの負担をしていただく新たなルールが必要。</p> <p>また、既に中継ダークファイバを使用している競争事業者は、自らの負担でWDM装置を設置するか、他の手段で中継ファイバを調達するか、将来的にNTTグループで中継ファイバに余裕が出来るのを待っていただく以外にない。</p> <p>中継ダークファイバについて、他事業者による無効保留が多く生じていることから、リソース保留開始時点から課金を開始する等、無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って確保することにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p><b>・電柱におけるコロケーションルールの整備</b></p> <p>電柱保有数では電力会社がNTT東西を上回っていることから取り組みの実効性を担保するために、NTT東西の電柱だけを規制することになる接続約款の改正によって対処するのではなく、電力柱も含めた「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正によって対応すべき。</p>	<p>☆</p> <p>「現行の接続ルールは新たな設備を設置して貸し出すことまでを義務づけるものではない」というご指摘について、判断基準となるのは、電気通信事業法第32条及び同法施行規則第23条第2号の理由であり、「電気通信設備の接続に应付するための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である」か否かによる。</p> <p>また、電柱のコロケーションルールについては電柱上で指定電気通信設備に接続する形態が現れてきたことから必要になるものであり、電柱等ガイドラインとは考え方を異にするものである。</p>	
	<p>NTT東</p>	<p>無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って保留するよう促すことにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>また、電気通信設備の発火・発煙等の防止に関しては公のルールが設けられていないため、事業者間協議になった場合、協議が整わず、結果として迅速な安全確保が図れないといった事象が発生することも想定されることから、事前に安全確保に向けたルールを整備しておくことが必要。</p> <p>なお、発火・発煙等の防止に関する規定を事業用電気通信設備規則に設ける場合には、現行、同規則に定める技術基準適合維持義務の適用対象外とされている旧第二種電気通信事業者が設置する電気通信設備の多くにも、当該規定が適用されるよう規定を整備していただくことが必要。</p> <p>現行の接続ルールは、既に設置されている設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が他事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。</p> <p>中継ダークファイバの空きがない区間において、他事業者が既に芯線を確保している場合には、当該事業者が自らの負担でWDM装置を設置すればよい。</p> <p>中継ダークファイバについて、他事業者による無効保留が多く生じていることから、リソース保留開始時点から課金を開始する等、無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って確保することにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>既に、CATV事業者のFTTN方式によるネットワーク構築や光ファイバの自前敷設等、他事</p>		

		<p>業者からの電柱利用要望については、電柱等ガイドラインに基づき円滑な利用が可能となるよう対応してきたところであり、電柱を義務的コロケーション区間とまで位置づける必要はない。</p> <p>仮に、電柱の使用料や使用手続き等について更なるルール化が必要とのことであれば、当社以上に電柱を保有する電力会社も含めて利用手続きを簡素化等すべきであり、当社の電柱だけを規制することになる接続約款の改正（義務的コロケーション区間の拡大）によって対処するのではなく、電力柱も含めた電柱等ガイドラインの改正によって対処することが適当。</p>	
	NTT西	<p>無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って保留するよう促すことにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>現行の接続ルールは、既に設置されている設備に余裕がある場合に貸し出すルールであり、当社が他事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。</p> <p>現行の接続ルールは、既に設置されている設備を貸し出すルールであり、当社が他事業者のために新たな設備を設置して貸し出すことまで義務づけるものではない。</p> <p>中継ダークファイバの空きがない区間において、既に自ら芯線を確保している他事業者から追加的に需要があった場合、当該事業者が自らの負担で中継ダークファイバにWDM装置を設置すればよい。他事業者が自ら芯線を確保していない場合には、他事業者は、他のルートを代替して利用することや、自治体等が保有する光ファイバと加入者光ファイバとを組み合わせる等により対応することも可能。</p> <p>中継ダークファイバについて、他事業者による無効保留が多く生じていることから、リソース保留開始時点から課金を開始する等、無効保留を抑止するルールを導入して、他事業者が真に必要なリソースを必要な期間に限って確保することにより、有限なリソースの有効活用を図ることが必要。</p> <p>既に、CATV事業者のFTTN方式によるネットワーク構築や光ファイバの自前敷設等、他事業者からの電柱利用要望については、電柱等ガイドラインに基づき円滑な利用が可能となるよう対応してきたところであり、電柱を義務的コロケーション区間とまで位置づける必要はない。</p> <p>仮に、電柱の使用料や使用手続き等について更なるルール化が必要とのことであれば、当社以上に電柱を保有する電力会社も含めて利用手続きを簡素化等すべきであり、当社の電柱だけを規制することになる接続約款の改正（義務的コロケーション区間の拡大）によって対処するのではなく、電力柱も含めた電柱等ガイドラインの改正によって対処することが適当。</p>	
3) 宅内配線工事に関するルール整備	KDDI	<p>通信事業者は、お客様利益の向上を第一優先の課題として取り組むべきであって、運用上の問題を改善すること、NTT東・西が接続事業者に代わって工事を行う場合の条件をルール化すること等が早急に行われるべき。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>NTT東西が接続事業者に代わって工事を行う場合の条件をルール化することに賛同。</p> <p>宅内配線工事の受付から工事施工までワンストップで実施できるNTT東西と、宅内配線工事とNTT工事の分割施工が必須となる競争事業者との間の公平性及び同等性が確実に担保されるようルール化を行い、今後もNTT東西が接続事業者に代わって工事を実施することを強く要望。</p>	○
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。</p>	○



	ACCA	宅内配線は、指定電気通信設備ではないが、必須のものであり、一社で行なったほうが利用者利便性向上に資するため、メタル、光ファイバともにNTT東西による一体的な工事が望まれる。	○
	NTT持株、NTT東西	屋内配線は、他事業者やお客自身が自由に設置可能な設備であり、ボトルネック性のある設備ではない。また、電柱の開放により、引込線を自前敷設する環境は十分に整っており、他事業者側で引込線と屋内配線を同時に工事することが可能であることから、現行以上の規制を課す必要はない。 なお、他事業者から工事方法等について具体的な要望があれば、当社の工事の稼働状況や必要なコスト・条件等を勘案しつつ、協議させていただく。	まずは事業者間の協議に委ねられる点をご指摘のとおりであるが、屋内配線工事をNTT東西が行わないことにより円滑な接続が阻害されているのであれば、ルール化することが適当。
4) 回線名義人情報に関する取扱いの見直し	KDDI	現在の運用状況には改善の余地がある。 例えば、名義人不一致の具体的な理由をNTT東・西が接続事業者に開示するといった現行の運用範囲内での改善に加え、名義人情報ではなく、何らかの「認証番号」とお客様電話番号の組み合わせによって、お客様から見た契約の安全性と確実性を担保するといった案についても、検討を加えることが適当。	○☆
	ソフトバンク	ADSLサービス等に係る契約手続きの改善を含め、所要の措置を講じることに賛同。 具体的な措置案としては以下の通り。 ①ADSLサービス等の利用申込者名による申込みを可能とすること。 ②NTT東西の電話サービスに係る契約者名(回線名義人)をNTT東西が電話サービス利用者へ送付する料金請求書等に明記する等して、利用者に周知徹底すること。 ③NTT東西が保有し管理している加入電話の回線名義人名の正確性・最新性が確保されるよう、NTT東西が回線名義人に対し、書面による回線名義人名の確認作業を早急に開始するとともに、名義人情報の更新作業を定期的に継続して実施すること。  なお、接続事業者の同種のサービス申込み時と同様にNTT東西も名義人確認を実施しているかどうかを検証し、その結果を公表する等の措置を講じる必要がある。	○☆
	イー・アクセス	報告書案に賛成。 なお、実現までのリードタイム及び費用対効果等を十分に勘案し、方向性を定めることが必要。 また、専用線タイプ(電話重畳ではない)ADSL申し込み時に、ADSL事業者からNTT東西に本人性確認書類の送付を行っているが、煩雑な処理と比較し実質的な意味合いは薄いため、送付の省略等簡素化についても課題の一つとして取り上げるよう要望。	○☆
	NTT持株	他事業者側で入力した回線名義人が契約者ご本人であるか否かを自動的に判定して即座に回答するシステムの運用の見直し等については、他事業者から具体的な要望があれば、協議させていただく。	○☆
	NTT東西	契約者の本人性を確認する観点から、名義人確認を省略することはできない。 なお、他事業者側で入力した回線名義人が契約者ご本人であるか否かを自動的に判定して即座に回答するシステムの運用の見直し等については、他事業者から具体的な要望があれば、協議させていただく。	○☆

4. NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
(1) NTT東西の構築する次世代ネットワークのオープン性確保の必要性	KDDI	報告書案の指摘は、次世代ネットワークと固定系加入者回線のボトルネック性と一体性を考慮したものであり、適切。 NTT次世代ネットワークを構成する機能・設備は第一種指定電気通信設備という前提で競争ルールの整備を進めて頂きたい。	○
	ソフトバンク	【NGNのオープン性確保／ルール整備の必要性】 NTT東西の構築するNGNについて、競争事業者が同等の条件でNGNを用いてサービス提供できるよう競争ルールの整備が必要という報告書案に賛同。 しかしながら、現時点でNTTが公表しているNGNに関する情報は極めて限定的なものとなっており、接続事業者において真に公平な環境で競争を行っていく上での支障。例えば、現在、NTTが公表しているNGNにおける接続事業者との接続ポイントは極めて限定的なものとなっており、このままでは十分なNGN機能の開放がなされず、競争事業者がNTT東西と真に公平な立場で事業展開を行うことはできない。 従って、総務省にて今後開催予定であるNGNの接続ルールの在り方についての検討の場において、ネットワークのオープン性、事業者間の接続等の公平性の確保について十分に議論する必要。 また、フィールドトライアルから商業サービスへの移行においても、NTTが優位に顧客のシフトを行うことのないよう、この点に関しても他事業者との公平性の確保についてルール整備が必要。  【指定電気通信設備としての指定】 NTT東西のNGNは新たに設置されるものではなく、既存の指定電気通信設備（管路、とう道等）を基礎として既存網に重畳的に構築されるものであり、規制（指定電気通信設備）の対象となりうるという報告書案の考え方に賛同。	○☆
	イー・アクセス	報告書案に賛成。 競争事業者が同等の条件でNTT東西の次世代ネットワークを用いてサービス提供を行うことができれば、料金の低廉化や高速化を実現したわが国のブロードバンドサービスの更なる飛躍発展が期待できる。なお、NTT東西が構築する次世代ネットワークにあたっては、コアネットワークとの相互接続によりサービス提供が可能となり、アンバンドルを原則とした機能毎の多様なオープン化され、NTT東西が構築する次世代ネットワークは、プラットフォームを含め規制対象とし、指定電気通信設備の範囲とされ、NTT東西が構築する次世代ネットワークが、NTT独自仕様にならないよう確保されることを強く要望。	○☆
	ニフティ、JAIPA	NTT東西の構築する次世代ネットワークにおけるオープン性の確保は非常に重要であり、趣旨に賛同。	○☆
	KVH	NTT東西の次世代ネットワークは、新たに設置されるものではなく、その大半が既存のボトルネック設備である物理網に立脚して従来のネットワークを更新して構築されるものであることから、同社のネットワーク構築に関する計画は、当然、規制の対象となるべき。	○☆
	ACCA	NGNについてはレガシー・ネットワークにおける各レイヤー層の事業運営形態にも影響を及ぼす危惧があるので、他の通信事業者の既存ユーザへのサービス提供に支障がないよう、NGNの運	☆

		営については、接続条件等を慎重に議論することが求められる。	
	NTT持株	<p>行政が特定のビジネスモデル・技術・設備・サービスに対して事前規制を課すとすれば、「競争中立性」や「技術中立性」を損ない、競争環境の歪みや技術開発の偏りを助長し、かえってインフラ設備の高度化や新サービス・ビジネスの芽を摘むことになり、我が国の情報通信産業の国際競争力を弱める。</p> <p>従って、NTTグループの次世代ネットワークについて、行政による事前の規制を課すべきではない。</p> <p>報告書案では、NTTグループの次世代ネットワークを規制する理由として、その構築にあたって既存の基盤設備を利用することを掲げているが、基盤設備についてはアンバンドリング／オープン化によりこれを利用して他事業者も同様のネットワークを構築することが可能となっており、このことにより次世代ネットワークを規制する必要はない。</p> <p>NTT東西のIP化に伴うユーザーニーズの変化に対応したシームレスなサービスを提供するための活用業務申請を認可しない理由はない。</p>	<p>NTT東西の次世代ネットワークは新たに一から設置されるものではなく、その大半が既存の物理網に立脚して従来のネットワークを更新しつつ構築されるものである以上、規制の対象とならないという考え方は適当ではない。</p> <p>その上で、具体的な接続ルールの在り方については、今後関係事業者の意見を十分に踏まえて検討していくことが適当。</p> <p>なお、ドミナント事業者に対する事前規制の適用は「競争中立性」や「技術中立性」を損なうものではなく、むしろ当該規制による公正競争環境の整備により、十分な中立性が確保されるものである。</p>
	NTT東	<p>次世代ネットワークに、既存のPSTN網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害し、結果として、我が国のブロードバンドの発展が著しく遅れる結果をもたらすおそれがあることから、事前の規制を課すべきではない。</p> <p>当社の次世代ネットワークを規制する理由として、既存の基盤設備を利用することを掲げているが、基盤設備のアンバンドリング／オープン化は世界的に最も進展しており、他事業者も同様のネットワークを構築することが可能であることから、規制すべき理由には当たらない。</p> <p>また、ネットワークの中立性についても言及されているが、当社の次世代ネットワークについては、今後ともオープンなネットワークとして、相互接続性の確保を図っていく考えであり、これも規制理由にはならない。</p> <p>さらに、接続ポイントの集約化や伝送容量の飛躍的拡大により、規模の経済性や範囲の経済性が働き、市場支配力が高まる可能性があるとの指摘があるが、次世代ネットワークはこれから技術的にも新たに開発して構築していくものであり、まだ実態も無い段階で、推測に基づき新たに規制を設けることは問題。</p> <p>また、IP化の進展に伴い、シームレスなサービスを利用したいといったお客様ニーズがますます高まる中、こうしたニーズに対応するためには、現行法の下、活用業務の枠組みを積極的に利用して多様なサービスの実現を図っていくことが必要。</p>	
	NTT西	<p>次世代ネットワークは、当社を含めた各事業者が、これから競争下で新規に構築していくものであること、また、他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備についても、従来どおりオープン性を確保していく考えであることから、そもそも当社の次世代ネットワークにボトルネック性はないと認識。</p> <p>したがって、こうした設備競争が期待される分野においては、従来の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化政策を見直し、設備構築事業者の投資インセンティブを高め、自ら努力して設備を造った者が報われる仕組みとすることが必要。</p> <p>また、IP化の進展に伴い、シームレスなサービスを利用したいといったお客様のニーズが益々高まる中、そのニーズに対応するためには、現行法の下、活用業務の枠組みを積極的に利用して多様なサービスの実現を図っていくことが必要。</p>	
(2) 今後の検討の進め	KDDI	公正競争上の問題についての整理が行われずに商用サービスへ移行することがないよう、次世代	○

方		<p>ネットワークについての問題点を競争ルールの中で、速やかに扱うことが必要。</p> <p>次世代ネットワークの構築については、公正競争上の議論が行政主催の場で行われたいまま、技術的な検証を目的としたフィールドトライアルの準備が先行している状況。技術的な検証そのものは進めていく必要があるが、公正競争上の問題についての整理が行われずに商用サービスへ移行することがないよう、次世代ネットワークについての問題点を競争ルールの中で、速やかに扱うことも必要。</p> <p>NTT東・西の次世代ネットワークについては、NTT再編成の趣旨及び本年3月31日付けで総務省より出されたNTTの事業計画に対する認可条件を踏まえ、公正競争上の問題を十分に整理し、必要なルールが整備された段階で商用サービスを開始する必要がある、2010年にNTTの在り方を検討するまでの間、厳正な競争ルールの運用が求められる。</p>	<p>NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。</p>
	ソフトバンク	<p>総務省にて次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設置するという報告書案に賛同。</p> <p>総務省にて新たに設置されるNGNの接続ルールの在り方に関する検討会に関しては、NGNに関する各種ルール整備のプロセスの透明性、公平性を確保して頂くことはもちろんのこと、主要な関係者を参加可能として頂くことが必要。</p> <p>また、総務省にて新たにNGNに関する会議体を立ち上げる際には、NGN連絡会議を始めとする既存のNGNに関する各種会議体との関連性について整理を行うことも必要。</p> <p>なお、NGN連絡会議については業界団体を中心に設置され、NGNに関する意見交換が進められているが、議論の内容は非公開となっており、真にオープンな議論がなされておらず、十分に機能しているとはいえない状況にある。よってこれらの会議体について再整理を行う際には、英国のNGNukを参考として会議体の設立形態や運営方法について見直しを行い、議論の内容やNGN構築プロセスの透明性、事業者間の公平性等が確保される仕組みを構築すべき。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>報告書案に賛成。</p> <p>なお、速やかに具体的な検討を始めること及び期限を定めて効率的な議論を行うことを要望。また、事業者団体間でのNGN連絡会議については、総務省殿の調整機能に期待。</p> <p>NTT東西のフィールドトライアルについては、検討の場を通じて、今後も、詳細内容、スケジュール、サービス概要などが接続事業者へ迅速に公表される仕組みの構築を要望するとともに、具体的な内容に対して、実質的な制限及び遅延が生じないよう、総務省殿のモニタリングが必要。今後の具体的なスケジュール及び手法については、接続事業者にとって営に大きな影響が生じないよう、早期に情報開示が行われることが必要。NTT東西のみの計画に依存することなく、総務省殿及び関係する接続事業者も含めて議論を進めるべき。</p>	○☆
	日本電気	<p>次世代ネットワーク（NGN）はThe Internetとは異なり、安心・安全なIPネットワークを提供するものである。次世代ネットワーク（NGN）は、電話網とThe Internetの長所を併せ持つもので、インフラとしては、なくてはならないものであると考える。国のインフラとして、安心・安全なネットワークがあって初めてユビキタス時代が到来し、ITの新しい戦略づくりのベースとなると考える。</p> <p>この次世代のネットワークをどの様にしていくかについては、キャリアだけでなく、政府、ユーザ、ベンダとの間の透明性を確保した議論が必要と考える。</p>	☆
	ニフティ、JAIPA	報告書案に賛同。	○

	テレサ協	ドミナント規制の観点から、NTTグループに対しては、既存のサービスがどのように次世代ネットワークに一体化されてゆくのか、あるいは一体化されずに当面存続するののかどうかについてロードマップを作成し、公表することで、利用者の保護や、あるいは負担を軽減することを義務化すべき。 また次世代ネットワークに既存サービスが一体化されてゆくものに関しては、次世代ネットワークにおける料金と、既存サービスの料金とのバランスを考察することが必要。	☆
	Vodafone (英)	既存の支配的固定電話事業者のアクセス事業は、ネットワークを設計する際、全てのホールセール顧客のニーズを適切に考慮することが求められる。また、既存の支配的固定電話事業者は、投資の決定を行う前に、競争事業者を含むホールセール顧客と協議し、その意見を考慮しなければならない。この際、NGNuk-OFCOMが設立した、IPへの移行に関連する業界全体の主要課題についてコンセンサスを形成するための業界団体一が、日本において早急に設立されるべき同様な業界団体を形成する上で、有益なモデルとなり得る。	○
(3) 留意すべき事項			
	イー・アクセス	報告書案に賛成。なお、報告書案の3のほかには留意が必要な点は、NTT東西に対して、次世代ネットワーク端末には接続事業者の制御を妨げないクライアントソフトの提供義務を持たせるなど、接続事業者へのオープン化を確保すること。	○☆
1) レイヤー2及びレイヤー3における相互接続性の確保	KDDI	NTT東・西の次世代ネットワークについては、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーのそれぞれのレイヤーにおいて同一レイヤー間での接続が必要。また、法定化されている網機能提供計画に関するルールに基づき、第一種指定電気通信事業者としてのNTT東・西は、次世代ネットワークの構築計画を総務大臣に届けるとともに、他事業者へ公表することが必要。	○☆
	ソフトバンク	あらゆるレイヤーにおいてネットワークの中立性を確保するという観点から、多様な接続事業者のニーズに対応するよう接続に関する仕様や接続点を限定することなく、各種ニーズに応じた接続を可能とすべき。	○☆
	イー・アクセス	レイヤー2及びレイヤー3の相互接続性の確保を行う方向性に賛成。レイヤー2及びレイヤー3に関する接続ルールを整備することは、わが国のブロードバンドサービスの更なる飛躍発展にとって、重要な項目。なお、弊社では、NTT東西がレイヤー2での接続を許容しない場合には、市場への参入が十分に進まないと考えており、次世代ネットワークのオープン化においては、レイヤー2での接続の議論が最も重要。したがって、レイヤー2での相互接続性を確保できるよう議論を深め、レイヤー2での接続が実現できるよう強く要望。 また、NTT東西のフィールドトライアルの段階において、事業者からレイヤー2での接続要望があった場合は、NTT東西には、インターフェースの情報開示を行うなど、接続に必要な対応を即時に講じるよう要望。	○☆
	ニフティ、JAIPA	報告書案の趣旨に賛同。 特に、NTT東西が次世代ネットワークにおける通信サービス制御機能のプラットフォームを開放せず、活用業務認可申請することは、ネットワークの中立性の原則に反するのみならず、競争上問題。	○☆
	テレサ協	次世代ネットワークでは、電話サービス等は上位レイヤーのサービスとして規定されるので、必要に応じて上位レイヤーの相互接続性についても検討対象に含めるべき。	○☆
	2) 映像配信ブラッ	ソフトバンク	報告書案に賛同。

トフォーム等のオープン性の確保		NGNにおける地上デジタル放送の再送信については、NTTが独占的配信を行うことに繋がらないよう、具体的なルール整備が必要。	
	JCTA	<p>今後は、次世代ネットワークがIPマルチキャストによる地上デジタル放送再送信のための映像配信プラットフォームになりうることも踏まえ、NTT東西と放送事業との関係についても、NTT法の主旨を踏まえた再確認が必要。</p> <p>通信・放送の市場が一体化されるなか、NTT東西の市場支配力の濫用が行われることがないよう、未然防止のための明確な規制が必要。</p>	○☆
	ニフティ、JAIPA	次世代ネットワークにおけるコア・ネットワークとアクセス網を分離し更にオープン化し、サービスを提供する事業者がコア・ネットワークとアクセス網を任意の組み合わせで利用し、サービスが提供できることを希望。	○☆
3) 活用業務認可制度の適用と留意すべき事項	KDDI	<p>・NTT再編成の意義</p> <p>「そもそも当該活用業務制度によって距離区分に関係しないサービス提供をNTT東西に認めていくと、結果としてNTT東西が地域通信業務を営む会社であるというNTT法の制度趣旨が相対的に失われていく可能性があることにも留意が必要」との指摘は適切。</p> <p>・アクセス領域の重要性</p> <p>IP時代においては、競争の領域が中継領域から加入者回線領域（アクセス領域）へ移行することから、ボトルネック性を持つ不可欠設備は接続事業者の事業運営上、その重要性を一層増す。したがって、従来どおりNTT東・西の業務範囲について制限を課し、IP時代にも他事業者との円滑な接続を実現することが必要。</p> <p>IP時代の本格的到来を前に改めてNTT法の趣旨に立ち返り、支配的事業者に対する厳格なルールの徹底を図ることが必要。</p> <p>NTT東・西が距離区分に関係しないサービスの提供を望むのであれば、アクセス部門を分離することによって、ボトルネック設備に関する競争事業者との間の公平性を担保することが必要。</p>	○☆
		<p>・活用業務認可の枠組みの早急な見直し</p> <p>現在、NTT東・西から活用業務認可申請があった場合には、総務省は当該認可に係るガイドライン（7つのパラメータ）に即して、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無を判断しているが、NTTグループが中期経営戦略に基づき、グループ内各社の事業再編・統合を進めている現在、同パラメータだけでは、適切な判断が困難になっている実質的にNTT再編成の趣旨が失われることのないよう、ガイドラインを含めた制度の在り方を、早急に見直すことが必要。</p>	
	ソフトバンク	<p>【NGNに関する活用業務認可】</p> <p>報告書案に賛同。</p> <p>NTT法に定められているとおり、本来のNTT東西の業務領域は地域電気通信事業に限られており、NTT東西の業務拡大は、公正な競争が確保される場合にのみ認められるべき。</p> <p>【活用業務認可制度に係る運用ルールの見直し】</p> <p>現状の活用業務認可の基準については、抜本的な認可基準の見直しを早急に行って頂くことを要望。</p> <p>活用業務認可基準を含む活用業務認可制度に係る運用ルール見直しの議論を行う際には、NTT再編成の主旨、活用業務認可制度そのものの在り方を踏まえて再度議論を行う必要。</p>	○☆

		過去に活用業務として認可を受けた事案によって、法人・住宅双方の全てのユーザに対して加入電話の代わりにOAB-JIP電話を提供することが可能となっており、NTT東西が実質的に県間通信サービスに進出する等、なし崩し的にNTT東西の事業領域の拡大を認めて来ている経緯があり、こうした観点からも活用業務認可制度については抜本的な見直しが必要。	
	イー・アクセス	活用業務認可制度本来の趣旨についての再検証、NTT法の制度趣旨が相対的に失われていく可能性があることにも留意が必要な点、賛成。 弊社としては、NTTグループの資本分割もしくは機能分離等の構造問題の検討が、2010年まで先送りされたことで、次世代ネットワーク構築およびそのサービス展開において、活用業務認可制度本来の趣旨がなし崩し的に損なわれるのではないかとという点で、強く懸念。 今後、NTT東西にて、次世代ネットワーク上で積極的にサービス提供していくことが予想されるが、総務省においては、NTT法の制度趣旨が失われることがないように活用業務認可制度を厳格に運用することを強く要望。具体的には、世代ネットワークをベースとした地域IP網の県間サービス、OABJ-IIP電話（ひかり電話）がサービス提供される場合には、新たな活用業務として認可手続きの対象とすべきであり、競争環境を考慮し、厳格に審査することが必要。	○☆
	JAIPA	NTT法に定めるNTT東西の地域通信業務と活用業務との関係については、IP網の県間接続もISPにとって利便性はあるものの、地域ISPにとっては地元の最寄の接続点で地域IP網につながることも重要であり、県間接続のみにならないようお願いする。	☆
	KVH	NTT法のもとでのNTT再編の議論は当分の間凍結するという決定の下では、活用業務認可についても構造問題同様、凍結する等の措置を検討すべき。	活用業務認可制度そのものを凍結する等の措置は、法的根拠がないものであり認められないが、活用業務の認可に際しては、法律の要件に従い、電気通信事業における公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがないか検証が必要。

5. 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
(1) 市場構造の変化に対応した接続会計基準の見直し	KDDI	接続会計制度については、報告書案が指摘のとおり、コストの配賦率や設備の耐用年数等について、適時の見直しを行っていくことが望ましい。 また、設備区分についても、例えば現在「端末系伝送路設備」としてのみ整理されているものを一層端末系伝送路の重要性が増すIP時代の特性に着目し、「電柱」、「管路」、「とう道」、「光ファイバ」といった区分に細分化したり、サービス区分に合致する型で接続会計の内訳を作成することも必要である。 一方、接続会計制度の根本的な問題の一つは、接続会計がNTT東・西の実際費用に基づくものであり、他事業者等からの事後的な検証や評価が困難であること。会計上の適正性については監査法人による監査によって担保がなされているものの、年度ごとの提出に際しての行政での評価内容も明らかではない。接続会計が接続料算定の基礎となる重要性等から考えれば、パブリックコメントが招請される接続料算定等の手続きや有価証券報告書の投資家への説明方法等を参考に、制度運用の透明性向上についても検討が加えられることが必要である。	○☆

	ソフトバンク	<p>・NTT東西の指定設備利用部門と競争事業者の間で、情報の非対称性等の問題が存在し、指定設備管理部門と指定設備利用部門の間のファイアウォールが不十分であることは、既述のとおり。</p> <p>・このファイアウォール強化の一環として、市場構造の変化に対応した形での接続会計基準の見直しを行うことに賛同。</p> <p>・また、低廉で公正な接続料水準の実現のため、耐用年数の妥当性について検証を行うことに賛同。</p>	○
	Vodafone (英)	<p>PSTNからIPベースのサービスへの移行に伴う最も明白なレバレッジのリスクは、事業間もしくはサービス間の内部相互補助、又は下流のリテールと上流のホールセールサービス間のプライス・スキーズである。</p> <p>これらの懸念については、効果的な一そして、それゆえに詳細な一事業部門間の会計分離手法により、対処がなされなければならない。ボーダフォンは、NTTグループに課されている現行の会計分離義務は、その効用において不十分であり、そのため見直しを行うべきであると理解。</p>	<p>☆</p> <p>我が国の現在の接続会計制度では、ボトルネック設備を管理する設備管理部門とこれを利用してサービスを提供する設備利用部門に会計分離することにより、両部門間の内部相互補助を防止し、競争事業者とNTT東西との同等性を確保する仕組みを措置。</p> <p>ただし、ご指摘の点については、市場構造の変化に対応した会計制度の見直しに当たって参考とすべきと考える。</p>
	NTT持株	<p>接続会計は、これまでも設備区分の細分化（端末回線、地域IP網のアンバンドル）や配賦方法の変更（試験研究費）等、適宜実態を踏まえ改正されてきたところであり、現時点で実態を反映した適正なものになっていると認識している。</p> <p>仮に今後更なる見直しを行う場合には、現状の会計処理等に多大な移動を要していること等を踏まえ、これ以上の事業者側の負担増にならないように配慮していただく必要があると考える。</p>	<p>☆</p> <p>市場構造の変化に対応した接続会計の見直しの必要性については、P47に記載しているとおり。</p>
	NTT東	<p>現行の接続会計制度については、平成10年度に導入されたが、その後、接続ルールの見直し議論や接続料認可時の答申内容を踏まえ、その都度、設備区分の細分化（端末回線、地域IP網のアンバンドル）や配賦方法変更（試験研究費）など、環境の変化に合わせて適宜必要な見直しを行ってきたところであり、現時点で実態を反映した適切なものになっていると認識している。</p> <p>仮に今後更なる見直しを行う場合においても、会計システムや事務処理の変更には相当な期間や移動を要することを踏まえ、事業者側に過度の負担を求めないよう配慮していただく必要がある。</p>	
	NTT西	<p>現行の接続会計制度については、平成10年度に導入されたが、その後、接続ルールの見直し議論や接続料認可時の答申内容を踏まえ、その都度、設備区分の細分化（端末回線、地域IP網のアンバンドル）や配賦方法変更（試験研究費）など、環境の変化に合わせて適宜必要な見直しを行ってきたところであり、現時点で実態を反映した適切なものになっていると考える。</p> <p>仮に、今後、接続会計制度の見直しを議論するのであれば、まず具体的に何が問題なのかを明らかにした上で、議論を始めるべき。</p>	<p>☆</p> <p>市場構造の変化に対応した接続会計の見直しの必要性については、P45に記載しているとおり。</p>
(2) 検討の方向性	KDDI	見直しに際しては、制度運用の在り方についても検討を行っていただきたい。	☆



	イー・アクセス	<p>現在の第一種指定電気通信設備に係る接続会計制度については大きく変更を要望する。また、検討の場には接続事業者も参加できるよう強く要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配賦方法の見直しについて賛成する。また、会計項目も再度整理し、可能なかぎり直課してコストを把握すべきであり、直課比率をあげることが最重要課題と考える。</li> <li>・接続料金の妥当性が検証できるよう、接続会計から接続料金が算定できるような仕組みを要望する。</li> <li>・スタックテストの実施が容易となるよう、サービスごとの費用も把握できるような仕組みを強く要望する。特に、NTT東西の「フレッツ光」や「OABJ-IP電話(ひかり電話)」は従来の加入電話を代替するサービスであるため公正競争確保上重視すべきサービスであり、「ひかり電話」の基本プラン料金が500円は適正かどうかについて、接続料金と利用者料金の関係からも速やかにチェックする必要がある。</li> <li>・コロケーション費用についても適切性をチェックできる仕組みを要望する。NTT東西が接続事業者から得ているコロケーション収入は、以下のとおりで額も大きく、年々増加している。 NTT東日本のコロケーション収入実績：H15年度約129億円、H16年度約183億円、H17年度約272億円 NTT西日本のコロケーション収入実績：H15年度約90億円、H16年度約140億円、H17年度約216億円</li> <li>・自前工事費用やコロケーション費用はNTT東西から子会社へのアウトソースがほとんどを占めており、費用の適正性をチェックするうえでも会計精査が行えるような仕組みが必要と考える。接続料金に影響を及ぼす場合は、NTT東西の子会社も会計情報を公表すべきと考える。</li> </ul>	○☆
--	---------	---	----

#### 6. 接続料算定の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	(1) PSTNの接続料の在り方	エニユーザ	<p>V o I P利用した I P電話サービスの事業を展開する場合、自社の I P網を利用する、もしくは他社の I P網に接続するのいずれかの方法で N T T東西の公衆回線網に接続する必要がある。現在の N T Tの接続料3分間6.84円という価格は、新規参入企業が競争的優位を出すための価格体系を取ることは難しく、インフラをもたないサービス提供事業者が I P電話サービスを実施するにあたり、 N T T東西との接続料は新規参入企業にとって障壁。より一層の接続料の低減を期待。</p>
NTT持株、NTT東西		<p>長期増分費用方式は、 I P化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話網について「高度で新しい通信技術の導入により効率化が図られることが認められる」という L R I Cを採用する前提が現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、廃止すべき。その際、ユニバーサルサービスとしての電話サービスを維持していくという社会的な責務を果たしていけるよう、接続料については、実績コストを確実に回収できる仕組みとすることが必要。</p>	<p>P 4 7で指摘しているとおり、近年の N T Tの経営合理化等によって、実際費用と長期増分費用の差はほとんど無くなってきている。こうした中、 L R I C方式の持つ透明性を支持する接続事業者の意見があること等に鑑み、両方式の費用額の相違がそれほど大きいものではない限り、09年度までは現在の L R I C方式を維持する方向で検討を行うことが適当と考える。</p> <p>なお、接続料の算定方式の見直しに際しては、ユニバーサルサービス制度に関連する部分について、議論を明確に区別して進めていくことが必要。</p>
NTT持株、NTT東		<p>コスト構造の異なる P S T Nと光 I P電話のコストを合算しての接続料の設定は、技術中立性を阻害し、次世代ネットワークへの円滑な移行を阻害することから実施すべきでない。</p>	☆

	NTT西	<p>PSTNと光IP電話のコストを合算しての接続料の設定について言及されているが、再三述べているとおり、PSTNの接続料は電話時代の規制体系に則り、電話の競争促進のために公定料金で内外無差別に貸し出させる仕組みが設けられたものであるのに対し、光IP電話はブロードバンド市場において、各事業者がそれぞれの創意工夫で自由に事業展開することで競争を促進させることが望ましいサービスであることから、PSTNのように公定料金で貸し出させる仕組みにはなじまない。</p> <p>したがって、全く別物である両サービスをひとくくりにして接続料を算定し、公定料金で貸し出させる仕組みとすることは適当ではない。</p>	☆
1) 09年度までの接続料の算定方法の考え方	KDDI	現在の接続料算定方式であるLRICは、報告書案が指摘のとおり、算定プロセスの透明性に優れており、この優位性の観点からは他の有力な代替案が見当たらない状況。また、NTSコストの段階的控除が09年度までの5年間で行われることから、09年度までは現在のLRIC方式を維持する方向で検討を行うという報告書案の結論は適切。	○
	ソフトバンク	当面、PSTNの接続料算定においては、LRIC方式を用いることに賛同。実際費用方式では、NTT東西における非効率性が十分に排除されない恐れがある等接続料算定における透明性が十分に担保されないため、実際費用方式に移行することは認められない。	○
	KVH	<p>PSTN接続料の算定の在り方については、現行のLRICに基づく算定方法について05年度から07年度までの3年間適用されることになっているが、これをさらに09年度まで適用とする提言については賛同できない。</p> <p>(中略) 本来、接続料が適正な財務計算を基盤に決定されるという前提のもとに算定されるべきであるとするなら、接続料計算過程において含まれるべきではないNTSコストを5年間に亘って徐々に減じていくという方法そのものが矛盾を内包しており、適正接続料の合理的な算定方法から乖離させている。本来適正な財務価格及び市場価格から乖離している現方法を維持することは公正であるべきPSTN市場を歪める。</p> <p>また、IP網への移行のテンポが明らかでないといわれているが、総務省殿の平成17年9月末のIP電話の利用数データによると、(テレコムデータブック2006年、TCA編 P16) その利用数は、約976万件と明確に記されており、この急激な増加の勢いは、ここ数年のうちにPSTNの利用者数に迫るものと想定できる。</p> <p>以上から、NTSコストを直ちに減じた後に、できるだけ早期にIP網を含んだ接続料の在り方について検討を開始するべきであり、しかも、事業者間の接続交渉に多くの労力を掛ける不効率を避けるために、数年間を見越したフォワードルッキング制を利用したプライスカップ制算定方法を早期に導入すべき。</p>	☆ なお、NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除き、これを基本料の費用に付け替えることについては、基本料の費用構造に大きな影響を与えないように考慮されたものである。
	NTTコム	NTT東西以外の事業者の提供する直収電話及びVoIPの接続については、当該番号の着信において、その利用が不可避であり、NTT東西とはトラヒック(減少)の状況が異なり、またNTSコストの扱いが必ずしも明確ではない当該事業者がLRICで算定された接続料に追随した値上げを行うことは、コスト負担の適正性を欠く。	NTT東西以外の接続料については、事業者間協議で決められるものであり、必要に応じて紛争処理機能を活用すべきと考えられる。
2) 10年度以降の接続料の算定方法の考え方	KDDI	<p>1. 基本的な考え方</p> <p>PSTNはトラヒックの減少等により高コスト化が懸念されている状況にあり、このまま残存させることがお客様利益につながらない。PSTNの接続料の議論についても、NTT東・西のPSTN廃止とIP網への移行のスケジュールを明確にしたうえで行われることが適当。</p> <p>なお、PSTNの高コスト化をそのまま接続料に反映し、接続料の値上げによってPSTNでの</p>	☆

		<p>コスト回収が確保されれば、NTT東・西の、PSTNを廃止してIP網へ移行するインセンティブは減少する。また、接続料の値上げは不可避免的に既存電話サービスの値上げにつながり、市場の意向に反する。10年度以降のPSTN接続料については、PSTNとIP網のトータルの収益性の観点から、検討が行われるべき。</p> <p>2. LRIC方式の継続 現在のLRIC方式を10年度以降も引き続き用いることを第一候補として検討するべき。そのうえで、市場の意向に反する値上げを回避する観点から、一定時期の価格を上限として据え置くこと等についても検討を行うことが適当。</p> <p>3. 実際費用方式について PSTNとIP網のトラヒックを合算して接続料算定に用いること等は検討に値するが、その場合でも実際費用方式を用いることは算定プロセスの透明性の確保の観点から、避けるべき。 上限価格方式については、前項で記述のとおり、市場の意向を汲み取ることが可能であり有力な選択肢であると考え、吸収できないコストをユニバーサル制度で補填するといった、PSTNのコスト回収を確保する方法は、NTT東・西によるIP網移行への妨げになる可能性が高く、適当でない。</p> <p>4. ビル&amp;キープ方式について ビル&amp;キープ方式については、やや議論が先行している米国での状況も考慮して、様々な観点から総合的に議論すべきで、報告書案の指摘どおり、将来的な検討課題としての位置付けが適当。</p> <p>5. 東西均一接続料について NTT東・西は別々の会社組織であり、接続料が会社間で異なることは当然。</p> <p>6. PSTNとIP網の並存の在り方について IPに代表される技術的なメリットやコスト的なメリットをお客様が最大限享受していただくためには、いずれPSTNからIP網への完全な移行が必要となり、議論を早急に行うべき。</p>	
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラヒックの減少に呼応してコストを大幅に削減する等の方策により、急激な接続料の上昇を避け、適正な接続料水準を実現することが適当。</li> <li>・IPへの移行期のPSTN接続料の策定にあたっては、競争中立性及び技術中立性の観点を勘案することが必要。具体的には、ユニバーサルサービス基金制度等の政策やPSTNから新規サービスへの移行等に対する影響に留意し、適切な算定方法を策定することが適当。</li> <li>・NTT東西はあくまで別会社であり、接続料を個別算定することは当然。</li> </ul>	☆
	島根県	<p>固定電話サービスの接続料に東西格差が導入されることになれば、電気通信事業者はコストの格差を利用者料金に転嫁せざるを得ず、その結果、全国均一料金を維持できなくなる事態が生じると想定されるが、これでは、広く国民に定着したユニバーサルサービスの根幹を揺るがす。 利用者料金の地域格差は、企業経営のコストに直接影響することから、通信を多用する企業等の立地動向にも波及し、ひいては産業・経済活動の東京一極集中に一層拍車をかけることも懸念。 将来にわたって固定電話サービスの利用者料金に地域格差を生じることのないよう、接続料の東西均一維持を要望。</p>	☆
(2) 光ファイバに係る接続料の在り方			
	1) 検討すべき課題		
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来原価方式の採用 見直し時にも引き続き将来原価方式で算定するとした報告書案の提言が採用されるべき。</li> </ul>	○☆

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼動芯線数の検証 議論の透明性を確保する観点からも、NTTは説明責任を果たす必要。</li> <li>・先行投資の精査の必要性 実績コストの内容精査を行う必要があるとの報告書の提言は妥当。</li> <li>・光ファイバの耐用年数 設備の使用実態に即して光ファイバの耐用年数を再検討することが必要であるとする報告書案の提言は妥当。接続会計の配賦率等についても、設備の配賦率や耐用年数は、適時適切に修正を加えられるべき。</li> <li>・競争事業者に起因する投資リスク 予測と実績の乖離を最小にする仕組みの検討は必要。 しかし、単に事後精算を行うことは、各事業者の事業に関する予見可能性を損なうことから適当ではなく、例えば算定期間中に乖離幅の公表をNTT東・西が行い、その結果に基づいて需要喚起策を関係者で協議するといったことも検討に値する方策</li> <li>・光ファイバ網の開放義務との関連において留意すべき事項 第一種指定設備である光ファイバについては、NTT東・西の「指定設備管理部門」が他事業者に対して貸し出す場合に得るリターンは、自らの「指定設備利用部門」に対する提供により得るリターンと同等となるのが現在の接続ルールの根幹。したがって、報告書案が指摘するとおり、競争事業者への貸与がフェア・リターンに結び付いていないとの主張は適当ではない。</li> </ul>	
	ソフトバンク	<p>光ファイバの接続料については引き続き将来原価方式により算定することが適当。 算定期間についても、現在の7年間と同様になるべく長期の算定期間とすることが適当。接続料算定に用いた需要予測と実稼動回線数については、定期的に比較検証を行い、両者の乖離が大きいと判断される場合には、適宜再申請を促すことや算定方法を見直すことにより、公正競争を行う上で適正な接続料水準を確保することが必要。</p> <p>光ファイバの接続料算定においては、稼動芯線数ベースでの算定が不可欠であり、現在の算定方法同様に「占有型」及び「共有型」の比率等により稼動芯線数を明らかにすることが必要。更に、稼動芯線数予測を明らかにする上で、共有型サービスにおける設備共有率の見込みを明示することも必要。</p> <p>また、接続料算定に用いる設備耐用年数は、適切な接続料算定のため使用実態を反映した経済的耐用年数を用いることが適当。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>引き続き将来原価方式で算定することについて賛成。NTT東西が算定する将来需要によって接続料金が決まる場合は、競争事業者も将来需要を利用できるようエリア計画と展開時期の情報開示を強く要望。</p> <p>また、光ファイバの耐用年数の再検証について賛成。NTT東西の子会社などNTTグループ会社が保守することで保守費用が高つくのであれば接続料金が上昇する原因となるので、保守費用の適正性についてもあわせてチェックするよう強く要望。</p>	○☆
	ACCA	利用者利益も考慮し、助成金制度等の施策も検討しながら、現行よりも廉価な接続料とするべき。	具体的な接続料水準については、当事者たるNTT東西による接続約款の変

			更申請を待つて対応することが適当。 なお、助成金制度等は振興政策の観点から検討されるべき事項である。
	HOTnet	1) (a) ~ (f) を充分吟味・検討の上、接続料を算定することについては異論はないが、これがNTTのサービスに提供される、いわゆる内部利用コストと一致しているかどうかを検証する仕組みが重要であり、仕組みを明確にしてほしい。	○☆
	CTC	光ファイバに明らかに実態と乖離する接続料が設定された場合インフラ事業者側の投資インセンティブが働かない。そのため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、インフラ事業者の投資が、適正に回収できることを大前提とすることが必要。「実績コストの適正回収」という観点では、将来原価方式ではなく、実際費用方式の採用についても検討されるべき。	依然として相当のFTTHサービスに対する需要が継続的に見込まれるため、光ファイバ接続料を見直す場合、引き続き将来原価方式で接続料を算定することが可能。なお、この場合も適正な報酬率を織り込むことが適当と考える。
	NTT持株	現在の光ファイバ接続料は、①実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内にコスト回収をすることが困難な状況にあることから、株主・投資家に光投資に対する理解を得るために早急に見直すことが必要であり、②また、現在の接続料が「造るより借りたほうが得」という状況を生み出し、健全な設備競争を阻害する状況となっていることから、設備の設置者と利用者の投資リスクの負担の適正化を図る観点からも、見直すことが必要。 見直しにあたっては、このような投資リスクの適正な負担という観点から、実績コスト方式に移行することも検討することが必要。 また、報告書案で検討の必要性を指摘している事項のうち、先行投資分を峻別することについては、実務的に困難であるばかりでなく、これを厳格に適用した場合、顕在化需要に合せて極めて小さい単位でしか設備増設を行わないというインセンティブが働き、結果として効率的な設備構築の支障となるおそれがあり、耐用年数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であり、また財務会計との整合性の観点からも問題があることから、実施すべきでない。	光ファイバの接続料の見直しについては、一義的にはNTT東西の申請を待つて対応すべきものであることから、まずはNTT東西が合理的な見直し案を示すことが必要。 その際、将来原価方式については、収入・費用の両面から接続料算定の在り方について検討を加えることが必要であり、単に実績コストと予測コストの乖離のみに着目することは適当でない。 また、先行投資分の峻別については、接続料の合理性を担保できる程度に行う必要があり、また、使用する耐用年数についても、例えば税法上の耐用年数と増減法により算出した耐用年数とを比較した上で、その適切性について十分な説明がなされることが必要。
	NTT東	現在の光ファイバ接続料については、実績コストと予測コストの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内にコスト回収を図ることが困難な状況にあることから、見直しが必要。 また、現実には実績コスト以下の水準で接続料が設定されていることは、設備の設置者と利用者の投資リスクの負担バランスが図られておらず、健全な設備競争を阻害しているため、こうした観点からも見直しが必要。 こうした投資リスクの適正な負担という観点から、例えば、実績原価方式へ移行することも検討する必要があり、実績原価方式により毎年接続料を見直していけば、予測芯線数、先行投資の精査、耐用年数の検証、設備投資リスクといった課題も生じない。 将来原価方式とする場合は、将来原価方式で算定した接続料について費用回収の過不足が発生した場合の取扱いに関するルール整備が必要であり、当該費用の過不足分を適正に回収できるよう、早急にルールを整備していただきたい。 また、本報告書案で検討の必要性が指摘されている事項のうち、先行投資分を峻別することにつ	同上

			<p>いては、実務的に困難であるばかりでなく、これを厳格に適用し将来需要に基づく投資を回収できないこととすれば、顕在化需要に合わせて極めて小さい単位でしか投資を行わないという逆のインセンティブが働き、結果として効率的な設備構築の支障となるおそれがある。また、耐用年数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であるため、現状の財務上の耐用年数を用いることが妥当。</p>	
		NTT西	<p>現在の光ファイバ接続料については、実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、算定期間内にコスト回収を図ることが困難な状況。</p> <p>このように実績コスト以下の水準で接続料が設定され続けることは、投資リスクの適正な負担という観点において、設備の設置事業者と利用事業者との間で著しく均衡を欠き、健全な設備競争を阻害。</p> <p>したがって、投資リスクの適正な負担という観点から、例えば、実績原価方式へ移行することも検討する必要があるとともに、将来原価方式で設定された接続料について費用回収の過不足が発生した場合の取り扱いに関するルール整備も必要である。その際には、光ファイバについては、電力系事業者等が既に相当量を設備構築している状況に鑑み、その接続料のルール化の適用対象範囲を、当社のみでなく他事業者にも広げるべき。</p> <p>また、本報告書案で検討の必要性が指摘されている事項のうち、先行投資分を峻別することについては、実務的に困難であるばかりでなく、これを厳格に適用し将来需要に基づく投資を回収できないこととすれば、顕在化需要に合わせて極めて小さい単位でしか投資を行わないという逆のインセンティブが働き、結果として効率的な設備構築の支障となるおそれがある。また、耐用年数の見直しについては、今後構築する光ファイバについて現時点で正確に実耐用年数を把握することは困難であるため、現状の財務上の耐用年数を用いることが妥当。</p>	同上
2) 今後の検討の方向性	KDDI		<p>検討の方向性として揚げられた各項目について、NTT東・西に挙証責任があるとする報告書案の指摘は妥当。</p>	○
	ソフトバンク		<p>FTTHサービスへの移行が非常に速いペースで進んでいることから、当初の接続料算定時の需要予測等と、現状の比較検証を行うことが妥当。</p> <p>現状と算定時の需要予測等に大きな乖離が認められる場合には、接続料水準が適切でないと考えられるため、NTT東西に早期の変更認可申請を促し、「1) 検討すべき課題」において指摘した事項に留意して、接続料金を適正な水準に是正することが妥当。</p>	☆ 具体的な接続料水準については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更申請を待つて対応すべき。
	グローバルアクセス		<p>中継系の光ファイバ設備は実際原価方式による料金算定により毎年接続料が見直しされることで低廉化したことを鑑みると、利用率が向上した（未利用の空き芯線が少なくなった）と考えられる加入光ファイバにおいても料金は低廉化することが自然であると考えられる。</p>	☆ 具体的な接続料水準については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更申請を待つて対応すべき。
(3) その他の検討すべき課題				
	1) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続料の在り方	KDDI	<p>NTT東・西の次世代ネットワークは第一種指定設備であり、光IP電話の接続料についても接続ルールのもとでの整理が行われるべき。</p> <p>NTT東・西のIP電話網に係る接続料の設定にあたっては、それぞれを別個に評価するのではなく、IP網とPSTNのトータル収益性の観点から検討されるべき。</p> <p>ビル&amp;キープ方式が当面は適当でないことについては、報告書案の指摘が妥当。</p>	○☆

	ソフトバンク	NTT東西のNGNに限らず、IP網におけるトラヒックの考え方、IP上で提供されるサービスのコスト水準等につき、あわせて早期に整理し、2007年下期には結論を得ることが適当。 なお、NGNの接続料について、不当な内部相互補助が行われないよう十分な検証を行うことが必要。	○☆
	JAIPA	ぜひともよろしく願いたい。	○
	USEN	IP網上で提供される複数の役務の各々につき、全体のネットワークコストの中でどの程度のコスト配分になるか、公正な検討と詳細で明確な説明が必要と考える。また、接続料金体系にはQoSレベルに応じた料金体系や、ボリュームディスカウント等の通常の商取引慣行が取り入れられることも検討されるべきであり、一般利用者も含め、各レイヤーの今後の動向も加味した接続料の在り方が検討されるべき。	○☆
	イー・アクセス	NTT東西の次世代ネットワークの接続料金については、オープン化の議論を深める過程で並行して検討を行うことが必要。なお、NTTグループ内だけでピアリングを行うなど、他の接続事業者よりも優位な条件で接続を行うことについては反対。また、次世代ネットワークについては、指定電気通信設備とすべきと考えるため、接続料金は、総務省による認可スキームを要件とし、NTT東西による説明会の開催及び意見招集（2回）の機会を必ず確保するよう強く要望。	☆
	NTT持株	指定電気通信設備規制は、真に不可欠性を有する設備に規制対象を限定するべきであり、ポトルネック設備のオープン化等により他事業者も提供可能となるネットワーク機能についてまで規制する必要はないこと、また、次世代ネットワークは、ブロードバンドサービスに対するユーザーニーズの高度化・多様化に対応するために今後構築するネットワークであり、今後ネットワークがどのように発展していくのかについて技術的にもサービスのにも正確には予見できない面が多いことから、次世代ネットワークの将来の高度化・多様化を阻害しないようその接続料について事前規制をすべきではない。	NTT東西の次世代ネットワークは新たに一から設置されるものではなく、その大半が既存の物理網に立脚して従来のネットワークを更新して構築されるものである以上、規制の対象とならないという考え方は妥当でない。 その上で、具体的な接続料の在り方については、今後関係事業者の意見を十分に踏まえて検討していくことが適当。その際、当該接続料の在り方については、当事者であるNTT東西から可及的速やかにその考え方が提示されることにより具体的な議論が行い得ることに留意が必要。
	NTT東	第一種指定電気通信設備規制は、あくまでも「設備」のポトルネック性に着目した規制であり、真に不可欠性を有する設備に規制対象を限定すべきであり、他事業者も提供可能であるネットワーク機能についてまで規制する必要はない。 次世代ネットワークは、まだ実態も無い段階で、推測に基づき規制すべきではない。 IPネットワークを接続する場合の取引条件については、国内だけではなく国際的な取引の市場実態も踏まえる必要があり、規制になじまない。 仮に、技術進歩の内容、タイミング等が十分に予見し難い中で、既存のPSTN網と同様な規制が当初から適用されるとすれば、次世代ネットワークの構築・新サービスの開発意欲を阻害し、結果として、我が国のブロードバンドの発展が著しく遅れる結果をもたらすおそれがある。	
	NTT西	当社の次世代ネットワークの接続料については、事前規制になじむものではないため、事業者間の協議に委ねられることが適当。	
2) スタックテストに関する制度整備	KDDI	接続料と小売料金のスタックテストは市場競争の活発化にとって大変重要な課題。例えば、ドラйкаップ接続料について、一部の級局では今年度の料金改定で接続料と小売料金が逆転する可能性すら、懸念される状況。 スタックテストの見直しに際しては、検証区分を細分化するなど、実際の市場におけるサービス提供状況を反映することによって、各事業者が競争力のあるお客様料金を設定することが可能となるよう、公正競争条件の担保が徹底されるべき。	○☆

	ソフトバンク	<p>スタックテストをより有意義なものとするために見直しを行うことに賛同。</p> <p>見直しの際には、スタックテストの過程や結果に関する情報公開の在り方についても、公開を基本とする方向で検討すべき。</p> <p>事業者機密に触れる等の理由により公開が困難と判断される場合であっても、何らかの目安となる利用者料金と接続料の乖離の度合いを示す指標を用いる等、外部の検証に資する形で、可能な限りの情報公開を実施することが適当。</p> <p>将来原価方式の接続料に基づくサービスについても、スタックテストにより利用者料金と接続料の関係の適正性を定期的に検証し、接続料金水準が不適当と判断される場合には、将来原価方式の算定期間中であっても接続料の変更認可申請を促すべき。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>「フレッツサービス」及び「OABJ-IP電話（ひかり電話）」については、市場支配力の行使のおそれが高いため、スタックテストを行い、情報開示するよう強く要望。また、スタックテストに関する検討結果については、会計制度の見直しにも反映頂けるよう強く要望。同時に、競争事業者からも、具体的なサービスを指定しスタックテストの要望ができることが望ましい。</p>	○☆
	NTT持株、NTT東西	<p>インピュテーションルール（ユーザ料金＞接続料金）を、固定電話等成熟期のサービスに適用するのはともかく、FTHサービスのように立ち上り期において需要喚起のためにサービス開始後一定期間は赤字を覚悟で料金設定せざるをえないサービスにまで単純に適用して、現実のコスト以下（将来原価方式による）での接続料の設定を強制する現行のルールは、NTT東西に自らの事業だけでなく、利用ベースの競争事業者の事業に係る投資リスク（初期赤字）まで負わせる一方で、利用ベースの競争事業者は自らの事業に係る投資リスク（初期赤字）を負わないことを許容するルールであり、競争政策上著しくバランスを失するばかりでなく、健全な「設備競争」の芽を摘むものである。</p> <p>したがって、このような需要の立ち上げ期のインピュテーションルール適用上の問題を解決しないまま更なる規制強化を行うことは問題であり、インピュテーションルール適用のあり方全体として検討すべき。</p>	☆ スタックテストは、接続料の適正性を検証するための手段として用いられているものであり、接続料設定の原則（接続料収入＝接続料原価）を変更するものではないことから、競争政策上著しくバランスを失するとの指摘は当たらない。
3) 事後精算制度の廃止	KDDI	<p>事後精算制度が、事業の予見性確保の面で問題となり、また煩雑な事務手続きを生じさせていることは、報告書案の指摘するとおり。</p> <p>見直しに際しては、NTT東・西あるいは接続事業者にとって有利／不利の問題が生じないように、また、タイムラグ精算で考慮されていたNTT東・西の効率化インセンティブが引き続き担保されるよう、検討が行われるべき。</p>	○☆
	ソフトバンク	<p>事後精算制度については、見性確保及び手続きの煩雑性という問題点があり、見直しを検討することについては賛同。</p> <p>なお、事後精算制度の見直しにあたっては、過去に制度設計を行ってきた際の考え方及び経緯を踏まえた上で見直しを行うことが適当。</p>	○☆
	イー・アクセス	<p>事後精算制度の廃止については基本的に賛成。</p> <p>NTT東西が不当な利益を得ることがないような仕組みを作ることが必要。</p>	○☆
	CTC	<p>事後精算制度は、予見性確保が困難であり、他事業者の経営に大きな影響を与えるため、廃止することが望ましい。</p>	○☆
	ケイ・オプティコム	<p>事後精算制度の廃止に関する検討に着手することに賛同。</p> <p>毎年度、2度にわたる精算により、実務で煩雑な面が発生しており、それが解消されることは接続事業者である弊社にとっても大変有益であると認識。是非、廃止を念頭に検討いただきたい。</p>	○☆



	ウィルコム	「現行の事後精算制度の廃止を含めた見直し」について賛同。 ただし、事後精算精度の廃止にあたっては、効率化インセンティブの確保策もあわせて検討することが必要。	○☆
	NTT東西	現行のタイムラグ精算は、廃止する方向で検討していただきたい。	○☆

7. 接続形態の多様化への対応の在り方

項目	提出者		意見	考え方
(1) 検討すべき課題	ニフティ、JAIPA		設備を保有する通信事業者が自前のIP網を構築し、自網内にISP的な機能を実装するに当たっては、技術的に既存のISPとの間で生じる問題に対し、優越的な地位を利用してISPに対し不利な取扱いをしないようにすべき。例えばIPv4からIPv6に移行するに際し、NTT東西のIPv6サービスとISPが提供するインターネットのIPv6サービスが共存できる仕組みを整えるなど、NGNの開域の世界のサービスとオープンなインターネットのサービスとが並存する統一的な基準があるべき。	ご指摘のとおり、ISP市場において公正競争阻害の要素が働かないよう、当該市場のモニタリングや紛争処理機能の活用を旨とし、ISP間接続を巡る紛争解決に向けたガイドラインの作成など、適宜、所要の措置を講じていくことが望ましいと考えている。 なお、IPv4からIPv6への移行に伴う問題については、重要な検討課題の一つであると認識しており、今後具体的な検討を行っていくことが必要。
1) ISP間接続における構造変化の可能性	ソフトバンク		インターネットは、一定の市場原理の下で発展してきており、市場原理に制約を加えるような制度を策定することは適当ではない。	通信網を保有する通信事業者はそれ以外のISPに比べて交渉力の面で優位となる可能性があることと想定しているところ。なお、ご指摘の点に留意し、表現を一部修正。
	グローバルアクセス		ISP間の接続におけるピアリング/トランジット市場及び公正競争確保のモニタリングについては、次の2点を考慮していただきたい。 ・電気通信回線設備を保有する通信事業者でもあるISPの場合は接続用の電気通信回線とトランジットサービスとの抱き合わせ販売が行われているが、公正競争上問題となるような行為があるケースはないか。 ・IXが存するビルの所有者であるISPが電気通信回線設備を保有する通信事業者でもある場合に、他の電気通信事業者の提供する接続回線による接続を認めない場合があるが公正競争上問題となるケースはないか。	
	NTTコム		一般的にISP間の交渉において通信網の保有の有無が、交渉力に直接影響を及ぼすものではない。従って、現状を表す記載として適切ではない。	
2) ISP間の多段階接続とQoSの確保の在り方	ソフトバンク		ISP相互間でのQoS確保についても、必要に応じて、市場原理に基づき行うべきものであり、状況を検証することについては問題ないものの、何らかの制約を加えるべきではない。	ご指摘のとおり、ISP相互間のQoS確保については、必要に応じて、市場原理に基づいて行われるものと認識。その上で、QoS制御が容易である通信網（例えば、次世代ネットワーク）を有する事業者と、それ以外のQoS制御が困難なISPとの間で、公正競争阻害の要素が働かないよう、当該市場のモニタリングや紛争処理機能の活用を旨とし、ISP間の接続を巡る紛争解決に向けたガイドラインの作
	KDDI		現在のところ、ISP間の接続には、QoSを制御する概念はない。多段階接続におけるQoSについては、各事業者による構築が見込まれる次世代ネットワーク（QoSの制御が可能）の接続に関する議論の中で検討を進めることが適当。	

				成など、適宜、所要の措置を講じていくことが望ましいと考えている。
(2) 今後の検討の方向性	KDDI	<p>1. ISP間の接続に関する精算 下位ISPは、料金を含めた各種提供条件が異なるサービスを提供する複数のISPの中から上位ISPを選択できるため、接続料も市場メカニズムを通じて健全に設定されている。</p> <p>2. ネットワーク設備の増強 P2P通信やリッチコンテンツを要因としたトラヒックの増加に伴い、通信網増強が必要になる事態、或いは懸念は既に発生しているが、現時点では直ちに統一的なルールを整備するまでの状況には至っていない。ただし、今後、リッチコンテンツの流通が今以上に顕著になる可能性があることから、設備増強に係る適切なコスト負担の在り方について、時機を失することなく検討を行うことが必要。</p>		☆ 本件は、ネットワーク中立性に関連する議論であり、ご指摘の点にも留意し、今後の検討を進めていくのが適当。
	ソフトバンク	IP網のトラヒックの測定方法について検討を行うことに賛同。ただし、事業者に過度な負荷を課すような何らかのルール化を行うことは望ましくない。		☆
	ニフティ、JAIPA	ISP同士の接続、精算の問題は健全なビジネスの発展のために極力ISP業界内部で解決を図ることが望まれるが、ISPとNGN事業者との問題については共通の場が必要。		
	HOTnet	IPトラヒックそのものの把握だけでなく、上位レイヤーの把握も必要であり単に分析といっても非常に難しい。技術的手法によるガイドラインの設定の中立性維持は非常に困難。(P78参照)		
	NTTコム	<p>市場支配力の濫用を防止するための事前規制については、その必要性を慎重に検証すべき。</p> <p>ISP間の接続について、これまで事業者間の市場メカニズムを通じた接続が機能してきたと考えられる中、市場支配力の濫用を予断する記載は不適切。仮に問題が発生した場合においても、紛争処理制度の利用が期待されることから、行政によるモニターの強化は必ずしも必要でない。</p> <p>「強化、継続」という文言を用いるのであれば「モニター」の具体的な内容についても明確にする必要がある。</p> <p>なお、客観的なトラヒックデータを接続交渉の条件とするかは事業者任せられるべき。</p>		今後、ISP間の接続についても従来の市場メカニズムを通じた事業者間精算の健全性が損なわれる可能性がある想定しており、市場支配力の濫用などの公正競争阻害の要素が働かないようモニタリングしていく必要があると考えている。なお、ご指摘の点を踏まえ、表現を一部修正。

8. MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方

項 目	提出者	意 見	考 え 方
総論	NTT持株	<p>MVNOは、ビジネスベースでのwin-winの関係により、MNOでは提供できない新たな付加価値を有するサービスを提供することにより、マーケットの拡大に寄与することが望まれており、MVNOへのオープン化を義務化することによりMNOの技術開発・投資インセンティブを損なうことのないようにすべき。(なお、NTTドコモは既にデータ通信サービスで、MVNOサービスを提供している。)</p> <p>特に、MVNOを前提とせずに電波の割当てがされ、設備投資を行ってきた3G等の既存のサービスについて、遡及的に義務化することは既に行った投資回収を危うくするものであり問題が大きいと考える。(なお、従来の電波割当て上の考え方に従えば、仮に自ら使用しない周波数が生ずる場合には、それを返還すべきものと理解。)</p> <p>なお、MVNOに対する卸役務については、事業者がその経営戦略に基づき自ら役務提供の可否を決定するものであり、報告書案にあるような一般的な提供義務はないものと認識。仮に報告書案にあるように「接続」の制度を適用する場合にも、電波の余裕のある不採算の地方部だけのMVNOによりクリームスキミング的の参入を助長する可能性があること等を踏まえ、慎重に検討すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、MVNOの市場参入を容易にすることで新たなビジネスモデルが生まれることが期待され、また、“win-win”の関係が生まれると考えられることは本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、事業者間接続に係る法制上の事実関係については、新たに脚注42を追加した。</p> <p>また、電気通信事業法第121条の規定により、認定電気通信事業者は、卸電気通信役務を含む電気通信役務の提供について、一般に提供義務を負うものである。</p> <p>なお、ご指摘の点については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下「MVNO事業化ガイドライン」という。)の改正を検討する際に留意すべきと考える。</p>
	NTTドコモ	<p>MNOとMVNOは、単にシェアを奪いあう競争関係ではなく、互いに協働することでMNOのみでは提供できない新たな付加価値を有するサービスを提供し、P60にもある“win-win”の関係によりマーケット拡大に寄与するものと認識。</p> <p>こうした“win-win”の関係は、例えば、ITS(高度道路交通システム)や法人のお客様向けシステムソリューションの分野等、MNOとMVNOが相互補完的な関係を築くことが出来る場合に容易に構築できるものであり、当社としても今後、積極的に取り組みたいと考えているところ。既に、当社のデータ通信サービスにおいても、約款再販を利用して、MVNOに相当する事業者が存在。</p> <p>今後は、周波数を割り当てられ、新規に参入する事業者の存在もあり、MNOとMVNOの取引機会が格段に増えると想定することから、MNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と位置づけ、原則として応じなければならないという義務化を行う必要性は無い。また、一方が義務を課された関係での“win-win”関係構築は不可能。</p> <p>次に、MNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と整理することは、義務付けの対象をネットワーク同士の「接続」に限定し、MVNOやローミング等の「アクセス」(香港や欧州の一部を除けば、提供義務が無いとされている)と明確に区分している欧米諸国の例と異なり、MNOの電気通信回線設備は他の電気通信事業者の電気通信設備と広く接続義務があるとの解釈に基づいているものと推測。しかし、欧米諸国では峻別されている「接続」と「アクセス」が、我が国の法制度</p>	<p>ご指摘のとおり、MVNOの市場参入を容易にすることで新たなビジネスモデルが生まれることが期待され、また、“win-win”の関係が生まれると考えられることは本項目に記述のとおり。</p> <p>また、卸電気通信役務と事業者間接続については、MNOとMVNOとの関係に適用した場合、そのいずれの形態を選択することも法制上可能であり、基本的に当事者間の問題である一方で、いずれの場合にも法制上一定の義務が定められていることは本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、ご指摘の点については、「MVNO事業化ガイドライン」の改正を検討する際に留意すべきと考える。</p>

		<p>上「接続」がネットワーク同士に限らないことを理由として、MNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と解釈するのは適当ではない。</p> <p>また、「接続」にMVNO実現の効果まで認めるのは、電気通信事業法第32条の拡大解釈である。このような考え方を採るならば、既にMNOと接続している電気通信回線設備を保有する事業者（固定事業者・携帯事業者含む）も、相互接続を理由としてMNOに対し携帯電話網の提供要求を行うことが出来、MNOは特定の事由が無い限りそれを拒否できないこととなるが、これは結果として、MNOの設備投資インセンティブを大きく減退させることとなり、今後の携帯電話事業の発展を大きく阻害するものである。</p> <p>従って、従来自由な交渉に基づく「卸電気通信役務」とされてきたMNOとMVNOの関係を「事業者間接続」と解釈することは、範囲、効果及びその影響に大きな問題が存在するものであるため、従来通り「卸電気通信役務」の整理が妥当であり、「事業者間接続」として解釈すべきではない。</p> <p>更に、MNOとMVNOの関係は、報告書にもある通り“win-win”の関係が前提となると考えているが、例えば、MNOの周波数や設備容量に余裕が無い、当該MVNOがMNOのブランドイメージを損ねる、公序良俗・セキュリティ及び個人情報保護の面の懸念がある、MVNOがMNOの既存顧客をターゲットとする等の場合には“win-win”の関係構築は困難であり、またMVNOの実現のためにはその他様々な事項をMNOとの間で協議する必要がある。従って、協議の一方当事者であるMNO側のみに義務が発生する「事業者間接続」ではなく、自由な交渉に基づく「卸電気通信役務」として協議していくことが必要。</p>	
<p>(1) MVNO参入による競争促進効果</p>	<p>KDDI</p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>我が国の移動通信市場は、通信の自由化（1985年）やNTTドコモの分離（1992年）を経て、技術革新を伴う設備ベースの競争が有効に機能したことにより、世界最先端のサービスを実現。また、今後数年間だけでも、一層の高速化／IP化といった技術革新が予想されており、設備ベースの競争に基づくお客様サービスの向上が引き続き見込まれる状況にある。</p> <p>MVNO市場の健全な発展に向けた検討を行う際には、こうした技術革新に直結した設備ベースの競争を歪めないよう検討することが重要であり、基本的には事前規制による義務的なルールを定めるべきではなく、事業者間協議を優先することが必要。</p> <p>MNOにとっても、MVNOを活用することにより、MNO単独ではなし得ない事業領域等への市場の拡大を図ることは戦略的に重要なものであり、当社も既に、セキュリティ分野やITS分野を中心にMVNO的なサービスを展開している。当社は、こうした市場拡大に繋がるMVNOについて、今後とも推進していくことを予定しているが、その他の様々な形態のMVNOについても、個別の事案毎に当事者間の協議により実施の判断をしていきたいと考える。</p> <p>2. 個別意見</p> <p>(1) 市場の状況について</p> <p>報告書案では、「周波数制約に基づく寡占的な市場構造の中での競争には一定の限界がある」とされているが、我が国の移動通信市場については、限られた周波数資源という制約の中で、これまで適切な電波開放施策と新たな周波数割当が進められてきた結果、事業を行いたい者に対する参入機会が十分に確保されてきたと考えられる。現在でも、2.5GHz帯の開放に関する技術的条件の検討や、地上デジタルテレビ放送への転換後を睨んだ移動通信用新規周波数開放の議論が進められており、今後も新規参入機会が用意されるものと期待される。なお、2000年に割当が行われた2GHz帯や昨年割当が行われた1.7GHz帯等においては、それぞれ3つの新規参入枠に対</p>	<p>基本的な考え方については、本報告書案に賛同するご意見として承る。</p> <p>移動通信市場については、設備の不可欠性はないものの、電波の有限性から参入枠にも制限があり、寡占的市場であると考ええる。</p> <p>なお、事業者間接続に係る法制上の事実関係については、新たに脚注42を追加した。</p>

	<p>し、枠を超える申し込みがなかったという事実があり、周波数制約に基づく寡占的な市場構造にはなっていないと考える。</p> <p>移動通信市場は、固定通信の場合とは異なり設備を構築する上でボトルネックとなる部分は無く、誰でも自前による設備構築が可能。従って、周波数制約に基づく寡占的な市場構造という認識は適当ではなく、周波数制約があることを理由に、MNOが一方的に負担を負うことのないよう注意する必要がある。</p> <p>(2)“win-win”の関係</p> <p>当社も、MVNOの実現に向けては“win-win”の関係構築が必須と考える。ただし、“win-win”の関係は、当事者間の協議の中で、ビジネスベースで成立するものであり、MNO側の事業合理性が考慮されない義務的な枠組みの中では生まれにくいものとする。MVNOが活発に事業展開している諸外国でも義務化は一般的ではなく、多くの国ではビジネスベースでの協議を通じて様々なMVNOが特徴あるサービスを提供している。</p>	
ソフトバンク	<p>MVNOについては、ますます多様化するユーザーニーズに対応するための一つのオプションであり、MVNO/MNOともに独自の戦略のもとに、MVNOビジネスを展開していくもの。</p> <p>従って、MVNO参入促進に関して何らかのルール整備を行う際には、MVNO/MNOの自由な戦略策定を制限することのないよう、留意する必要がある。</p>	☆
イー・アクセス	<p>MVNOがもたらす競争促進効果と更なる市場の拡大については、弊社としても歓迎しているところであり、参入が促進されることを期待。</p>	○
J:COM	<p>移動通信市場は、サービス開始当初より、ある一定の公正競争環境のもとで各MNOが設備競争を行ったことから、固定系市場と比較するとドミナント的な競争環境となっていない。従って、固定系市場の様に特定事業者が有する設備のオープン化により、サービス競争を促進するのではなく、現時点ではMVNOによりサービス競争を促進することが現実的。</p> <p>FMCサービス等、今後のIP化の進展により多様化・高度化するサービス環境の中で、公正競争を促進する為には、移動通信市場への公正で自由な参入、すなわちMVNOを有効利用することが必要であり、MVNOによる参入障壁を取り除く制度の整備は必須。</p>	<p>MVNOによるサービス競争の促進については、本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、MVNOの参入促進に向けた今後の取組については、(3)に記述のとおり。</p>
CATV・NW研	<p>ケーブルテレビジョンはその発生の時より地方と中央の情報格差是正に様々な貢献をしてきた。それは地上波局の再送信であり、CS多チャンネル放送の搬送であった。今後のケーブルネットワークの役割の一つとして、特に地方都市地域におけるユビキタス環境の実現にネットワークとしてその潜在力が生かせると確信。</p> <p>既に構築されているケーブルテレビジョンネットワークの広帯域性を活用して自らMVNOになることが考えられる。それに加えて以下のようなMVNOの様々な形態のビジネスモデルが生まれると考える。</p> <p>①CATV事業者が既存の携帯電話事業者の設備を借り、自らのネットワーク資産も活用して、携帯電話サービスプロバイダーになる。</p> <p>②CATV事業者がMNOとして基地局設置の許可を得、他のMVNOにネットワークを開放する。</p> <p>③CATV事業者が物理層のネットワークをMVNOに開放する。MVNOが基地局等の設備投資を行う。</p> <p>このように様々なビジネスモデルの登場を容易にするように必要な環境整備が整えられることを強く希望。</p>	☆

	ニフティ、 JAIPA	原案の趣旨に賛同。また、サービス競争を促進させるという意味において、移動体通信網におけるMVNOと同様、固定網においてもFVNOというような卸役務提供による他事業からの通信サービス役務提供を開くよう、積極的な政策を期待。	○
(2) MNOとMVNO の関係	ソフトバンク	<p>MVNOのビジネスモデルの中には、MVNO側で電気通信設備を保有しない形態も想定され、MNOとMVNOの間の法制上の関係において、“事業者間接続”という整理が全てのMVNOに当てはまるものではない。</p> <p>MVNOの実現に際して、MNOとMVNO間の制度的整理を”卸“とするのか、“と”接続”とするのかを、完全に事業者間の協議にゆだねてしまうことは、いたずらに事業者間の協議を複雑化することに繋がる恐れがあり、「MVNO事業化ガイドライン」(以下、「MVNOガイドライン」という。)において、どのようなビジネスモデルが”接続”に該当し、どのようなビジネスモデルが”卸”に該当するのかについて、ある程度の目安を示すべき。</p> <p>また、これに関連してMNOとMVNO間における協議において、電気通信事業法第32条に定める”接続“の定義に関する議論が紛糾する恐れがある。円滑な事業者間協議を推進し、MVNOビジネスの円滑な始動を実現するために、MNOとMVNO間の接続についてある程度類型化を図ることが有効。</p>	<p>卸電気通信役務と事業者間接続については、本項目に記述のとおり。</p> <p>なお、ご指摘の点については、「MVNO事業化ガイドライン」の改正に当たって検討する中で参考とすべきと考える。</p>
	KVH	<p>周波数制約による寡占化が進む携帯電話市場においては、MVNOの早期導入による競争の進展によって携帯市場の活性化を図ることが望ましい。しかし、周波数再編等の工夫により、新規事業者による周波数配分を検討してMNO数も増加するよう整備を図るべきであり、少なくとも新周波数の新たな配分については、優先的に新規MNOの参入を促進すべき。この意味で、直接本事項とは関連性がないが、本年秋に技術条件が決定される予定のブロードバンド無線アクセス技術のIEEE 802.16eの周波数割当についても新規事業者への優先的割当を検討すべき。</p> <p>MVNOとMNOの関係につきましては、本質的に両者の交渉によるものであるとの見解には異議を唱えるものではないが、競争条件をより明確にすることにより、卸役務のスキームでも、事業者間接続のスキームのどちらの場合においてもMVNOがより進展するよう配慮すべき。さらに、MVNOをよりスムーズに導入するために、SIMロック解除を積極的に推進すべき。</p>	<p>○</p> <p>周波数割当の具体的方針については、本懇談会における議論の対象とはしていない。</p> <p>また、SIMロック解除の問題については、第6章1(2)に記述のとおり。</p>
(3) MVNO参入促進 に向けた今後の取組み	ソフトバンク	<p>2006年中のMVNOガイドラインの改正に賛同。その際には、MVNOビジネスの本格化、多様化に備えて、電気通信事業法等において定められている電気通信事業者であるMVNOとして遵守すべき事項(例えば、役務提供における責任範囲や、長期的・安定的な事業運営が求められること等)について、明記すべき。</p> <p>また、MNOとMVNOとの間の技術仕様、取引条件については、個々のMVNO事業者のビジネスモデル等によって異なるため、原則MNOとMVNOにおける事業者間協議によって取り決められるべきものであり、MNOに対し何らかの義務付けを行うような規制強化はなされるべきではない。</p> <p>なお、現行法にてMVNOからの接続請求を受けた場合において、電気通信事業法第32条、電気通信事業法施行規則第23条に規定されている接続拒否が認められる具体的な事由について、MVNOガイドラインにおいて明確化することは有効。</p> <p>例えば、当該MVNOへの接続を行うことによる、MNOのユーザへの電気通信役務の円滑な提供に支障が生じる恐れがある場合や、MVNOの有する電気通信設備とMNOの電気通信回線設備の接続の際の設置又は改修が、技術的又は経済的に困難である場合の具体的な事例を明確化すること等が考えられる。</p>	<p>○</p> <p>MNOとMVNOとの間の技術仕様や取引条件に関しては、本項目に記述のとおり、「MVNO事業化ガイドライン」を改正する中でその明確化を行うことが適当と考える。</p>

	イー・アクセス	「MVNO事業化ガイドライン」の改正が、MVNOの促進を一層進めるものになることを期待。	○
	J : COM	<p>現事業法では、「正当な理由がなければ」、電気通信役務の提供や他の電気通信事業者との接続を拒んではならない、とされているものの、「正当な理由」にどのような事由が該当するかが明確となっていない為、MNOにMVNOの提供或いは接続の申入れを行っても、事業者間協議が整わない、また紛争まで至らない(協議不調のレベルまで至らない)状況が発生していることが想定される(*1)。</p> <p>従って、本報告書案に記載されているMNO側の技術条件・取引条件(例えば、接続拒否が認められる事由)の明確化などを目的とし、「MVNO事業化ガイドライン」を改正することで、まずは協議項目の明確化などにより、公正な事業者間協議ができる環境が構築されることを期待。</p> <p>更には、事業者間協議が不調となった場合において、MNO側が「提供・接続拒否の正当な理由」と主張する事由(*2)について、MVNO側でもその内容を検証できる様な、透明性を確保した制度整備を期待(*3)。</p> <p>(*1) これまで電気通信事業紛争処理委員会などに持ち込まれたMVNO関連の案件はない(総務省HPより)</p> <p>(*2) 例えば、「周波数の逼迫に伴う提供・接続拒否」や「MVNO側がビジネス展開困難な提供・接続料金」など</p> <p>(*3) 「周波数の利用状況」や「ネットワーク原価」などを、総務大臣による裁定や電気通信事業紛争処理委員会による斡旋・仲裁の場に閉じた形態で開示(相手方へは未開示)するなどの義務化</p>	○ <p>なお、現行法における接続拒否ができる正当な事由に係る規定については、脚注43を追記し、明確化した。</p>
	JCTA	<p>さまざまなMVNOが参入し競争状態が生まれることは、移動通信市場において多様なコンテンツが流通を促進させることから、たいへん好ましいと考えるが、現状では、参入事業者は少ない状況。この原因は、MNOとの間において、接続(ネットワーク利用)のための具体的話合いが進まないためと認識。したがって、双方が速やかに合意できるための制度整備が早期に行われることに期待。</p>	○

	<p>テレサ協・MVNO協議会</p>	<p>MVNOの参入促進に向け、06年中を目途に「MVNO事業化ガイドライン」を改正し、MNO側の技術仕様・取引条件（例えば、接続拒否が認められる事由）の明確化、MVNEの位置付けの明確化などを併せて行い、MVNO市場の健全な発展を促すことが適当である。またMVNOの新規参入の促進に際しては端末開発・販売の自由度を向上させることも同時に必要であるという報告書案の見解に賛同。</p> <p>「MVNO事業化ガイドライン」の改正に当たっては、MVNOおよびMVNEの定義及び位置づけを明確にすることが重要であり、MVNO協議会は、それぞれの用語の定義及び位置づけを以下のように考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MVNEの定義： サービス提供に用いる無線アクセス設備を自らは支配・管理せず、かつ自らネットワーク設備を保有・運用し、MVNO事業を成立せしめるために、MNOとMVNOを仲介する機能、若しくはそれらの機能を提供する事業者。MVNE自身も、ワイヤレス通信事業を自社の電気通信サービスとして提供するとき、MVNOとなり得る。上記総務省資料の「狭義のMVNO」に相当する。</li> <li>・MVNOの定義： MVNEが提供する機能を自ら保有し、あるいはMVNEの機能を借用して、ワイヤレス通信事業を自社の電気通信サービスとして提供する事業者。上記総務省資料の「狭義のMVNO」と「モバイルサービスプロバイダ」を包含した「MVNO」に相当する。MVNOは大別して、音声通信MVNOとデータ通信MVNOに分類できる。また全国をサービスエリアとするMVNOと地域をサービスエリアとするMVNOが存在する。</li> </ul> <p>MVNEは自らネットワーク設備を保有・運用することから、認証や課金などのお客様管理機能や呼毎のセッション管理機能の提供を行うことになる。また、課金機能を有することから、一般にはビリングサービス機能の提供も可能。</p> <p>上記定義より、MNOと接続できる資格を有する事業者は、MVNEもしくはMVNE機能を有するMVNOとなる。MVNEは複数の、MVNE機能を有しないMVNOにMVNE機能を提供し、MNOとの仲介役を果たすことが可能。MVNO希望者が多い場合、MVNEが代表してMNOとの接続を司り、MNOの負担を減らす接続モデルは、MNO及びMVNOの双方にとって有益。</p>	<p>○☆ なお、MVNE及びMVNOの定義については、今後必要に応じ検討の際の参考とすべきと考える。</p>
	<p>テレサ協・MVNO協議会</p>	<p>MVNO事業の進展が電気通信事業の発展に寄与するとの観点、及び今日までMNOとの交渉の進展がはかばかしくない現状を勘案し、MVNO協議会は「MVNO事業化ガイドライン」検討にあたり、以下の論点について整理することを強く要望。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①MNOとMVNOとの事業者間接続に関する条件の明確化</li> <li>②各種の相互接続形態（例えば、レイヤ2接続）に対する遅滞のない接続</li> <li>③標準無線インターフェースの提供・標準無線インターフェースを有する端末の接続受け入れ、及び標準がない無線インターフェース・プロトコルに関しての事業者特有のインターフェース条件の開示</li> <li>④IPアドレスをはじめとした端末に関する番号アドレス情報の取得及び付与権限の付与</li> </ol>	<p>○☆ なお、MVNEの位置付けの明確化、MNO側の技術仕様や取引条件の明確化等については、「MVNO事業化ガイドライン」を改正することが適当である旨本項目に記述しており、ご指摘の点については、今後必要に応じ検討の際の参考とすべきと考える。</p>



		<p>⑤MNO独自のサービス、例えば、MNOのポータルへのアクセス権限の付与  ⑥MNOが開発した端末の適正価格での使用許可とMNOが開発した端末を含む全端末に対する受け入れ試験への協力  ⑦必要な付帯情報の提供に関する協議の円滑な推進・付帯情報の円滑な提供  ⑧接続料金に関する公平な料金水準の適用／接続料金の開示</p> <p>なお、MVNOガイドラインの改正もしくは、FMC関連のルール制定に際しては、固定網にも接続可能な端末(“FMC端末”)と固定網とのインターフェース条件についても明示されること(FMC端末が固定網と接続される際に、その接続点において提供される機能が物理網レイヤー機能のみなのか、通信サービスレイヤー機能やさらに上位のレイヤー機能までなのか)を要望。</p>	
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MNOとして、MVNOに対してサービスを提供してきた立場から以下の点を考慮すべき。</li> <li>・今回のガイドラインの改定にあたっては、既存のサービス及び今後の柔軟なサービスの提供を阻害することのないよう必要最低限のルールにとどめ、事業者間での協議を前提に改定すべき。</li> <li>・電気通信事業法第29条第1項第12号、第32条第1項1号乃至3号の解釈等をガイドラインにおいて明確にすることは望ましいが、もともとMNOのシステムは、自社のお客様に対してのサービス提供を念頭のうえ構築されたものであり、MVNOへの提供にあたっては、個別具体的に技術面、制度面(個人情報、通信の秘密等)の問題を協議していかなばならない。</li> <li>・また、MVNOとして存立しうる条件を明確にすべきと考えており、その中には、事業の継続性等の消費者保護の観点も必要。</li> </ul>	☆
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのMNOがホールセールを行うことでMVNO向けサービス競争とMVNOからみた選択肢の増加が実現。</li> <li>・MVNOをやるのに何をしたいかわからないという声があることから、総括的な相談窓口を持つ企業の出現が期待される。</li> <li>・MNOとMVNOの責任分岐点の明確化だけでなく、MVNOという土壌の上でのMNO間の取り決めが必要。</li> <li>・MVNOの実現にあたっては、総務省の強い後押しが必要。それは、法整備という問題だけでなく、世間に向けた「総務省がバックアップしている」というアピールも必要。</li> </ul>	☆

第4章 今後の料金政策の在り方

1. 料金政策に関する基本的視点

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	料金政策は、接続料、ユニバーサルサービス基金制度等の隣接する制度との関連性が特に強いため、関連する他の制度への影響等について十分に配慮の上、見直しの検討を行う必要がある。	○
エニーユーザー	日本の電話料金は世界でも最も高い料金体系となっている。今後のIP時代においては料金は重要な競争要因の1つである。本報告書では今後の料金体系に関して具体的な数字目標については述べられていないが、来るべきIP化時代の競争ルール策定にあたっては国際競争力を考慮した上で、具体的な目標値を設定していくべき。	現時点においても、電話料金については市場支配力の濫用の防止や利用者利益の保護を図る観点から必要な措置が講じられており、料金に関し具体的な目標値を設定することは適切ではないと考える。 なお、今年8月公表の総務省調査「電気通信サービスに係る内外価格差調査（平成17年度調査結果）」によれば、国内電話料金は概ね平均的な水準又は低位な水準となっており、日本の電話料金が世界で最も高い料金体系であるとは言えない。

2. プライスキャップ規制の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 制度趣旨と市場構造の動態的变化	KDDI	お客様料金は本来、電気通信市場における自由な競争によって決定されるべきものであると考える。現在は、ボトルネック設備を有するNTT東・西の市場支配力によって競争メカニズムが十分に働かない状況にある。NTT東・西が値上げ、もしくはコスト削減を怠る等、お客様に不利益をもたらすことを抑止する目的として、現在までプライスキャップ制度が運用されてきたが、まず行われるべきは、公正競争を促進し、お客様利便を向上させることと考える。例えば、NTT東・西が平成16年に行った基本料値下げは、固定電話領域に開始されたドライカップ電話等、他事業者との競争も一因となったと考えられる。
ソフトバンク		・プライスキャップ制度には、特定電気通信役務の料金の公平性を確保し、消費者利益の確保を維持するという目的のみならず、NTT東西と接続事業者の間の公正競争環境の整備を促進するという観点が不可欠。 ・そのため、プライスキャップ制度の緩和を行う場合には、会計の透明性の確保、不当な内部相互補助の防止、経営効率化インセンティブの確保のための代替制度の整備を条件とすべき。 ・また、ユニバーサルサービス制度との関係において、料金の低廉性を確保する観点から、プライスキャップ規制を適用することの是非について検討を行うことが適当とする報告書案に賛同。	○☆
NTT持株		現在プライスキャップ規制を受けているサービス（市内通話・専用）については、ネットワークのオープン化により競争が進展しており、また、加入電話の基本料についても、ドライカップを利用した直収電話の参入により、競争市場が形成されている。	いわゆる固定電話については、現時点では市場原理が十分に機能しない可能性があり（NTT東西のシェア：加

		したがって、プライスカップ規制の対象は、競争市場が形成されていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料に限定すべきと考える。	入者回線ベースで約94%（05年度末）、利用者利益保護等のためプライスカップ規制を課すことは適当であると考え、今後、プライスカップ規制の見直しを検討するに当たっては、IP網への移行の進展やご指摘のユニバーサルサービス制度との関係についても留意することが適当と考える。
	NTT東	現在プライスカップ規制を受けているサービス（市内通話・専用）については、ネットワークのオープン化により競争が進展しており、また、加入電話の基本料についても、ドライカップを利用した直収電話の参入により、競争市場が形成されている。したがって、プライスカップ規制の対象は、競争市場が形成されていないことからユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料等に限定すべきと考える。	
	NTT西	そもそもプライスカップ規制は、競争のない市場に対し、競争代替物として導入されたものと認識している。 しかしながら、現在、専用サービスはデータ伝送サービスを含めた競争下にあり、また、電話サービスにおいても、通話料についてはマイラインの導入により、基本料についてもドライカップを利用した直収電話の参入により、激しい競争市場となっている。 したがって、プライスカップ規制はその役割を終えてきており、基本的には廃止すべき。 なお、何らかの料金規制を存続させるとしても、その対象は競争が進展していない高コストエリアの加入電話の基本料等に限定すべき。	
(2) 制度見直しの必要性	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IP網への移行を想定したうえで、2009年度以降の加入電話の料金水準を維持し利用者保護を図ることが必要と考えるので、これを目的として制度の見直しを行うことを要望する。</li> <li>・なお、具体的な各項目に対する検討においては、PSTN網からIP網への移行速度、NTT東西のマイグレーションプランが不明確なことから、慎重な検討を要望する。</li> <li>・特に、ユニバーサルサービス制度との関連については、基金額の増加をまねき、競争事業者に過度の負担が発生しないよう留意することが必要。</li> </ul>	☆ 今後、プライスカップ規制の見直しを検討するに当たっては、IP網への移行の進展やご指摘のユニバーサルサービス制度との関係についても留意することが適当と考える。
	HOTnet	<p>料金水準については、数次に及ぶ規制緩和の実施により、事業者間の競争が進展したことに伴い低廉化している。料金に関する規制は、市場メカニズムが機能していることから、基本的に不要と考える。また、NTT東西のシェアが高いサービスであっても、「競争による代替的な電気通信役務が十分に提供されていない」とはいえない状況であると考え。本案のとおり、市場構造が動的に変化するなかで、プライスカップ規制については見直す必要があり、特に現行サービスの対象（音声伝送役務・専用役務）は適切ではないと考える。</p> <p>プライスカップ規制の対象は、社会経済活動にとって必要不可欠なサービスであって、市場原理が十分に機能していないと認められるサービスとしているが、ユニバーサルサービスの概念である「国民生活に不可欠なサービス」だけをその対象とし、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保するための手段として適用すべきと考える。</p>	いわゆる固定電話については、現時点では市場原理が十分に機能しない可能性があり（NTT東西のシェア：加入者回線ベースで約94%（05年度末）、利用者利益保護等のためプライスカップ規制を課すことは適当であると考え、今後、プライスカップ規制の見直しを検討するに当たっては、IP網への移行の進展やご指摘のユニバーサルサービス制度との関係についても留意することが適当と考える。
1) IP網への移行期における基準料金指数の在り方の検討	KDDI	<p>プライスカップ規制が、「お客様料金の値下げ+接続料の据え置き/値上げ」という競争阻害的な結果を招くことがないように、お客様料金と接続料水準が適切な関係に保たれることが必要であると考え。前述のドライカップ電話の例から、仮に、競争事業者が基本料市場から撤退せざるを得ないこととなれば、基本料が据え置かれた独占時代への回帰となり、お客様利益を損なうことになるものと考え。</p> <p>今後は級局別のスタックテストを実施するなどして、電気通信市場の競争を一層促進する観点から、お客様料金と接続料の関係の検証を継続していただくことを要望。</p>	☆

2) 加入者回線サブバケットの廃止の検討	KDDI	報告書案の指摘するとおり、加入者回線サブバケットの今日的意義は競争の促進によって失われつつあるものと考えられる。加入者回線市場での競争が促進されているか、お客様料金と接続料の関係等に競争阻害的な状態が発生していないかといった観点から、市場の状況を継続的に注視し、必要となる競争促進策を適時に講じていただく必要があるものとする。	☆
3) ユニバーサルサービス制度との関係に関する検討	KDDI	当社はユニバーサルサービス制度については、現在の固定電話のみではなく、技術の進展によって利用可能になったIP電話や携帯電話等、複数の手段から経済合理性の観点でいずれか一つを選択してユニバーサルサービス（音声通話）を維持していくことが、もっとも国民的利益に合うものとする。経済合理性の検討にあたっては、提供コストやお客様料金水準も総合的に勘案されることが必要。	☆ ご指摘の点については、P. 88「3. ユニバーサルサービス制度の見直し」に記載しているとおりであり、今後の検討に当たっての参考とすべきと考え

### 3. 新しい料金体系への対応の在り方

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 料金設定における不適正事案に関するガイドラインの策定	KDDI	お客様料金は本来、電気通信市場における自由な競争によって決定されるべきものであると考える。現在は、ボトルネック設備を有するNTT東・西の市場支配力によって競争メカニズムが十分に働かない状況。報告書の指摘するとおり、スタックテスト等の適時な対応によって公正競争を促進していただくことが必要である。
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドミナント規制、共同的市場支配力及びレバレッジの行使に関する制度整備とあわせ、料金設定における不適正事案に関するガイドラインを策定することは有効であるとする。</li> <li>・例えば、レイヤー型競争モデルの進展により、電気通信事業分野以外に主軸をおく企業の電気通信市場への参入が想定され、そうした事業者においては電気通信事業分野以外から得た収益による相互補助等により、競争事業者の事業運営を困難とする料金設定を行うような事例が出現してくることも考えられる。</li> <li>・従って、不適正事案を類型化しガイドラインに記述することで、こうした反競争的行為を事前に防止する必要があるものとする。</li> </ul>	○☆
(2) 役務別会計の見直し	KDDI	報告書の指摘するとおり、従来の役務別損益はその意義を減じていくものと考えられ、電気通信事業に即した内容を明らかにするため、適時の見直しが検討されることが適当と考える。	☆
	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、NGNへの移行が進展していく中、次世代サービスとレガシーサービスとの間の相互補助の有無等について、厳格な検証を行っていくことが公正競争条件を確保する上で不可欠。そのため、現行の役務別会計制度を見直し、より精緻な役務別会計制度を実現する必要がある。</li> <li>・なお、役務別会計は競争を阻害する不当な行為（不当な内部相互補助等）を監視するためのツールの一つであり、支配的事業者にのみ義務を課すことが適当である。</li> </ul>	☆
	イー・アクセス	役務区分による会計整理から市場実態に即した会計制度の在り方についての検討を行うことについて賛成。 ただし、本検討を行う際には、通信事業者に対して過度の負担とならないような制度の実現を要望。	○☆
	USEN	web 2.0型をはじめとした新しいビジネスモデルが登場し、ブロードバンドサービスの急速な普及に寄与しているのは事実であり、新しいビジネスモデルによって提供される通信サービスの料金メニューも多様化しつつある。その料金サービス水準については、各事業者のビジネスモデル	☆

		に基づく経営判断に原則委ねるべきと考える。ただし、市場支配力を有する事業者については、役員別会計の見直しも含め、市場支配力の濫用を防止するための、事前規制と事後の検証は必要と考える。	
(3) 料金の多様化に対応した利用者利益の保護			
1) ベストエフォート型サービス料金の在り方の検討	KDDI	通信市場のお客様料金については、その設定が公正競争を阻害するものでない限りは、市場の自主性に委ねることが必要であると考え、お客様利益の保護が常に検討されるべきことについては報告書の指摘するとおり。	○
	ソフトバンク	最低帯域保証型サービスメニューの設定について、ネットワーク中立性の議論とあわせて検討する必要があるものと考え、事業者が独自の戦略のもと、ユーザーズに応じた様々な料金設定を行えるよう環境整備をすることは重要。	☆
	イー・アクセス	ベストエフォート型サービス(ADSLアクセスサービス)の提供事業者として、引き続き詳細な情報提供の説明に努めたいと考える。	—
	ACCA	「ベストエフォート型サービスについて最低帯域保証型のサービスメニューを設けることも検討に値するが」とあるが、弊社のDSLサービスにおいては既に最低帯域保証型のサービスメニューを提供している。利用者利益保護の観点からもIP網に移行した場合でも同種のサービスメニューが利用できるようにしておくことが必要である。	☆
	テレサ協・MVNO協議会	【…このため、意見申出制度等を活用しつつ、可能な限りベストエフォート型サービスに係るサービス品質と料金の関係について、問題事例などの収集等に努めるとともに、国民利用者に対する一層の啓発活動などを行っていくことが望ましい。】 という報告書案に対し、 【…、問題事例などの収集等に努めるとともに、随時ガイドラインの見直しや国民利用者に対する一層の啓発活動などを行っていくことが望ましい。】 とガイドラインを適時に改定を行うことを要望する。	ご指摘の点を踏まえ、「…問題事例などの収集等に努め、必要に応じガイドラインの見直しを行うとともに、国民利用者に対する一層の啓発活動…」と修文。
2) 利用者保護法制の拡充	KDDI	通信市場のお客様料金については、その設定が公正競争を阻害したり、お客様利益を損なうものでない限りは、市場の自主性に委ねることが必要であると考え。 消費者相談センターや民間ADR等、既存スキームのいっそうの有効利用を進めることが重要であって、通信サービスの関係制度のみが他産業のサービスと比較して徒に専門化・複雑化することは、かえってお客様利益を損なう可能性もあり、慎重に検討されるべきものと考え。	☆
	ソフトバンク	・利用者保護法制については、電気通信事業法においても各種規定がなされているところであり、通信サービスという多数の利用者を抱える社会的インフラを提供している通信事業者にとって重要なものであると理解している。 ・報告書案において、新たな利用者保護法制の整備について検討を進めるとあるが、本件の検討にあたっては実際に運用を行う事業者の事業運営への影響についても十分に分析を行った上で検討を進めて頂くことを希望する。	☆
3) 標準的な料金バスケットの開発	KDDI	通信市場のお客様料金については、その設定が公正競争を阻害したり、お客様利益を損なうものでない限りは、市場の自主性に委ねることが必要であると考え。 各事業者は自らのサービスをお客様に選んでいただくために、お客様満足度を向上させる様々な取り組みを自主的に行っているところであり、報告書の提案する「標準的な料金バスケット」は、	☆ なお、標準的な料金バスケットの開発は、料金水準のトレンドを把握したり、利用者がサービスを選択する際の

		かえってお客様へのサービス提供価格の硬直化を招く可能性もある。新たな規制の設定については一般的に、その設定がサービス提供事業者に対しては意義の薄い規制強化となり、お客様のご迷惑とならないよう留意される必要がある。	情報提供の観点から検討するものであり、「サービス提供価格の硬直化」や「新たな規制の設定」というご指摘は当たらないものとする。
	ソフトバンク	「可能な限り中立的な標準的な料金バスケットを用いた料金指数の開発」を行うとする報告書案の考え方に賛同。なお、各種料金の比較等は日本国内の比較のみならず、海外における料金との比較が行われるケースも想定されることから、例えばOECDのバスケットモデル等の国際的に用いられている料金モデルとの整合性という観点も加味した上で開発を進めて頂く必要がある。	☆

第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方

1. ネットワーク構造の変化とネットワークの中立性

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
(1) ネットワークの中立性の原則  (2) 政策評価のパラメータとしてネットワークの中立性	KDDI	ネットワークの中立性を確保することは、全ての事業者に対して公平なビジネスチャンスを提供するという観点から重要な検討課題である。事業展開を行う各関係事業者が、公平な競争環境のもとでお客様へサービスを提供し、その結果として淘汰されていくことが市場メカニズムではあるが、機会の平等が確保されていなければ、競争進展は困難。一方、ネットワークの中立性は、各事業者の結果の平等性まで確保するものではなく、中立性の確保が、各事業者が事業合理性の有無に応じて個別のビジネス判断を行うことの妨げとならないよう留意すべき。	☆
	ソフトバンク	「IP時代の垂直統合型ビジネスモデルを前提にした場合、IP網の利用については、利用者の観点に立ち、ネットワークの中立性（network neutrality）を確保していくことが求められる」という報告書案の内容に賛同。 また、政策評価のパラメータとして「ネットワーク利用の公平性」及び「ネットワークコスト負担の公平性」という2点を掲げていることは適切。	○
	イー・アクセス	ネットワークの中立性の観点から確保される必要がある3つの原則について賛成。 特に、②については、次世代ネットワークにおいては端末がセッション制御及び次世代ネットワークアプリケーションの起点になると認識しているため、実質的にNTT東西に依存しない制御の仕組みを導入することが必要。	○☆
	J:COM	事業法上の利用の公平性の観点からも、報告書（案）に掲げられた原則に従うネットワークの中立性の確保に賛同、これを評価。 ただし、電気通信事業者としての視点から、政策評価パラメーター（a）及び（b）は、「（b）ネットワークのコスト負担の公平性」が担保（例えば、IPトラフィック増に伴う設備増強に対する適正なインセンティブが設定）されて初めて「（a）ネットワーク利用の公平性」が確保され得るものであり、並列して議論する際には注意を要するものとする。	○☆
	富士通	ブロードバンドの普及で世界的に先行する我が国において、利用者の視点からネットワークの中立性原則を具体的に検討することに賛同。利用者が求めるのは適正な対価で公平にかつ多様なサービスが提供されることであり、米国での「優先レーン禁止」の議論のように、ネットワーク中立性の原則によって、高度なサービスの提供自体を抑制するようなことがあってはならない。	○☆
	MCF	公正な競争環境を実現するにはネットワークの中立性のために報告書案に記載の3条件を確保することが必要であるという意見に賛成する。 しかし、現在の状況として通信レイヤーやプラットフォームレイヤーの利用が一部阻害され参入ができない、あるいは公平な利用環境にないという状況が現実起こっており早急な対応が必要。特に移動通信の場合は、プラットフォーム機能とキャリア端末が一体として提供されることが多いためコンテンツ・アプリケーションレイヤーに対する影響が甚大。 具体的には、「識別（Identification）情報（ユーザID等のユーザをユニークに識別するための情報で個人情報を含まない情報）やコンテンツ・アプリケーション仕様」の公開と利用環境の提供、端末からのアクセスにおける同等性の確保等が考えられる。 規制の対象としては、プラットフォームレイヤーと端末が一体で提供されているという移動通信の特殊性を考え、業務区域ごと占有率が25%を超える端末設備を有する第二種指定電気通信	○☆

		設備のプラットフォーム機能を対象とする必要がある。	
経団連		<p>レイヤー型ビジネスモデルへの移行により、ユーザは情報伝送路の選択を通じて、自由にコンテンツやアプリケーションを利用できるようになる中、いわゆる「ネットワークの中立性確保」のあり方については、ユーザが適正な価格により、多様なサービスを楽しむ観点から、検討されるべき。</p> <p>その際、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、競争を阻害することのないようにすべき。特に、物理網・伝送サービスレイヤーである情報伝送路は、全てのレイヤーにとって不可欠であり、差別的な取り扱いのないよう、常に競争状況をモニターすべき。</p>	○
US Chamber of Commerce		<p>米国商工会議所は、ネットの中立性に関するルールと例えば光ファイバケーブルのアンバンドルのような政府規制は不要と考える。こうした規制は次世代ネットワークのような新たな通信インフラへの投資を阻害し、革新的な技術の展開を遅らせ、消費者に少ない選択肢と高い価格しかもたらさない。</p> <p>米国商工会議所は、新たな競争的な技術に経済規制を課するという動きに反対する。「ネットの中立性」とインターネットのアンバンドル・ルールは正しいと認められない経済規制である。よって、米国商工会議所は、総務省に対し、こうした規制をいかなるブロードバンド・サービス提供事業者にも課さないことを求める。</p> <p>インターネットはまさに政府により規制が課されないことによって成功してきた。通信市場は、政府規制によってではなく、技術の進歩、事業者間競争及び消費者選択によって推進されるべきである。インターネットはその性質上グローバルなものであることから、いかなる規制も、その発端がどこであれ米国を含むあらゆるところに影響を及ぼす。</p> <p>すべての日本人がブロードバンドから利益を享受できるようにするためには、なお多大な投資が必要である。ブロードバンド・サービス提供事業者に「ネットの中立性」又はアンバンドル規制を課すことは新たな投資を阻害し、米国通信事業者を含む外国事業者が日本の通信市場に参入する意欲を削ぐこととなろう。</p>	☆
US Telecom		<p>報告書案で用いられている「ネットの中立性」の定義は米国における議論で用いられているよりもかなり広義のものである。米国では、「ネットの中立性」とは「インターネットの中立性」を簡略化したものであり、エンドユーザによる、公共のインターネットをホストとするコンテンツやアプリケーションへのアクセスについて述べているものであって、公共のインターネットにアクセスするために用いられないネットワーク（CATV、衛星テレビ放送、プライベートIP、フレームリレー、ATMネットワーク、企業のイントラネット等）については、一般にネットの中立性の守備範囲から除外されている。さらに、ナローバンドのネットワーク（ダイヤルアップのモデムアクセス）も除外されている。USテレコムにおいて「ネットの中立性」を議論する際、「ネット」は、ケーブル及び電話事業者、衛星及び電力線提供事業者により供給されるブロードバンドによる公共インターネットアクセス、及びWi-Fi、WiMAX等のような新興のブロードバンド・ワイヤレス・ネットワークを意味する。</p> <p>米国におけるネットの中立性の議論は、UNEのような物理的なレイヤーのアンバンドリングについてではなく、Google、Yahoo、eBay、SkyPe等のような事業者により</p>	☆



	<p>公共インターネットをホストとするコンテンツやアプリケーションへのエンドユーザのアクセスについてである。ISPによるアクセスの取扱いについては、特定の市場における競争状況次第では重要な公共政策的論点であるかもしれないが、そういった議論はブロードバンド・サービス市場における競争の度合いに関連して別の政策による考慮事項とされるべきである。一般的な問題として、ネットワーク供給事業者は、政府により課せられた相互接続によらず、ビジネスベースによる事業者間協議に基づく健全な卸アクセスの仕組みを作り上げてきている。</p> <p>ネットの中立性の議論における多くの利害関係者ならば上記のような「ネットワーク」の要素の定義に同意するであろう。「ネットの中立性」が結果すなわち字義どおりエンドユーザによるアクセスの可能性として定義される限りにおいて、そうした結果は望ましいものとして合意されるであろう。そうすると、問題はいかにして「中立的な」環境を作り上げるか、そして市場の失敗が生じたときにそれをいかにして認識するかである。最良の答えは、問題点の経験的証拠を探し出すことである。報告書案では、これまでのところネットの中立性に関して何ら問題は見られなと正しい認識を有している。米国では、連邦通信委員会（FCC）は、苦情を申し立てる一般的に適用可能な手続があれば生じうる類似の問題に対処するのに適切であるとして政府規制は不要と結論付けている。</p> <p>上記以外の答えとしては、エンドユーザの阻害可能性という潜在的で仮定的な問題はすべてのブロードバンド・ネットワークに対し、インターネットのエッジ（エンドユーザのPC、Googleのようなコンテンツ・アプリケーション提供事業者のルータやサーバ）にインテリジェンスがあるにもかかわらず単に「ダムパイプ」となるべきことを求めることによって回避しようとするものである。このことは、時にインターネットはそうして始まり、そしてずっとそうあるべきと議論されることもある。このアプローチの問題点は正確でないこと、さらに重要なのは重要で革新的なサービスの困込みについての議論であることである。この重要な点について、報告書案は正しく認識している。</p>	
--	--	--

## 2. ネットワーク利用の公平性

項目	提出者	意見	考え方
	(1) レイヤー間のインターフェースのオープン化	ソフトバンク	<p>ネットワーク側とエンド側の双方においてインテリジェンスを実装可能とするため、「ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除する必要がある」という報告書案の考え方に賛同。</p> <p>この点からも、NTT東西のNGNに関しては、当初より全ての設備・機能を指定電気通信設備として指定し、NGNの各機能についてアンバンドルを実施するとともに、十分なオープン性を確保することが必要。</p>
ACCA		<p>オープン性の確保によって、サービスの多様化と低価格化が推進されると考えられるが、一方、新規参入事業者の増加と階層化が進むことで、利用者IDの氾濫と個人情報の散逸化も懸念され、結果的に情報保護や利便性を低下させて、安全なサービス利用を阻害することも考えられる。したがって、レイヤー間あるいはサービス事業者間の利用者IDや認証の連携についても運用ポリシー化やルール化が求められる。</p>	☆

	NTT持株	NTTグループとしては、次世代ネットワークについて、ネットワークとアプリケーション・プラットフォーム間のインターフェース条件の開示によりグループ内外の事業者との同等性を確保するとともに、相互接続性の確保を図ることによりオープンなネットワークとしていくが、ネットワーク利用の公平性については、NTTグループだけでなく全ての通信事業者のIPネットワークにおいて確保すべき。	☆
	NTT東	当社のネットワークは、今後ともオープンなネットワークとして、相互接続性の確保を図っていく考え。	—
	NTT西	当社のネットワークは、今後とも、オープンなネットワークとしていく考えであるが、ネットワーク利用の公平性については、当社だけでなく全ての通信事業者が確保すべき。	☆
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また今後さらにリッチコンテンツ（例えば利用者発信型）が予想される。</li> <li>・現状を放置することは、日本のIT化の障害となる恐れが大きい。</li> <li>・根本的な解決策の検討と並行して、当面の方向性として、今回、NW利用の公平性（オープン化）を方針として打ち出したことは、評価（賛成）できる。</li> <li>・留意点は、NTTだけでなくすべての通信事業者が、事業展開の要件として、NW利用の公平性（オープン化）を確保すべきこと。</li> <li>・特定事業者に限定して、特定の制約をかけることは、成長期のブロードバンド市場の健全な発展を損なうおそれがある。</li> </ul>	☆
1) エンド側にインテリジェンスを持ったIP網			
2) ネットワーク（通信レイヤー）側にインテリジェンスを持ったIP網	KDDI	トラフィック増加に伴う設備への負荷の生じ方は、固定通信網と移動通信網では異なる。特に加入者アクセス部分については、1契約1回線が常時割り当てられる固定通信網と、お客様の移動を前提として複数のお客様に無線区間が割り当てられる移動通信網では、トラフィックコントロールに対する考え方も異なる。中立性を確保する上で、トラフィックコントロールに対する固定通信網と移動通信網の違いに留意することは必要。	☆
	イー・アクセス	セキュリティやQoSの安定した高い品質のサービスを確保するニーズに対応し、ネットワーク側にサービス制御機能を実装することに異論はないが、このことで、アンバンドルを困難にする可能性がある。したがって、この点の課題解決にあたっては、まずはプラットフォーム／サービス基盤上に、アンバンドルを原則とした機能毎の多様なオープン化が図られることが重要。	☆ なお、ご指摘を踏まえ、脚注30を追記。
	ニフティ	ネットワーク側のインテリジェンスについては、NGN事業者だけでなく、ISPについてもそれを利用できることが大事。それにより新たなサービスやビジネスの展開に道を開く。また、利用者がインテリジェンスあるネットワークと、従来のエンド側にのみインテリジェンスがあるインターネットについても、自由に選択できることも大事。これは過去インテリジェンスをネットワーク側に持たないインターネットにおいて、様々な事業者の参入により新たなサービスやビジネスが創造され、発展してきたことから重要。	○
	JAIPA	ネットワーク側のインテリジェンスについては、NGN事業者だけでなく、ISPについてもそれを利用できることが大事。それにより新たなサービスやビジネスの展開に道を開く。また、利用者がインテリジェンスあるネットワークと、従来のエンド側にのみインテリジェンスがあるインターネットについても、自由に選択できることも大事。これは過去インテリジェンスをネットワーク側に持たないインターネットにおいて、様々な事業者の参入により新たなサービスやビ	○

			ビジネスが創造され、発展してきたことから重要。	
3) 自由なインテリジェンスの実装形態の実現	イー・アクセス		垂直統合型のビジネスモデルにおいて、ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除できれば、市場への新規参入を促進させることが可能になるので、各レイヤー間のインターフェースの真のオープン化を確保し、IP網におけるネットワークの利用の公平性を確保する点に賛成。	○
	J:COM		ネットワーク利用の公平性の観点から、ネットワーク側とエンド側の双方においてインテリジェンスを持つ事が、特定のレイヤーの他レイヤーへの制御・支配の可能性を排除するという主旨に賛同。 しかし、基礎的電気通信役務のみならず、例えばアプリケーションレイヤー上で呼制御、端末制御が同時に実現されるIP電話サービスが、将来的にQoSの安定やエンドエンドの品質の確保を広い範囲に渡って求められると言った事態や可能性等を考慮すると、各レイヤーにインテリジェンスを持ち得る利用の公平性を確保すると共に、その利用の公平性に伴う一定の義務も考慮されるべき。 従って、各レイヤーにインテリジェンスを持ち得る仕組みを構築する際の議論は慎重に進められるべき。	○☆
	ニフティ、JAIPA		全体、なかでもとりわけ結論部分の趣旨、「ネットワーク側とエンド側の双方にインテリジェンスを実装することを可能にするということは、垂直統合型のビジネスモデルにおいて、ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるのを排除する必要があるということ」を意味する。換言すれば、各レイヤー間のインターフェースの真のオープン化を確保することにより、IP網におけるネットワークの利用の公平性が確保されるということになる。」に賛同。	○
(2) 上位レイヤーに対するオープン性の確保				
1) プラットフォーム機能のオープン化	KDDI		NTTグループとしての市場支配力は圧倒的であるため「通信レイヤーにおいてドミナンス性を有しており、上位レイヤーへの市場支配力の濫用が懸念される通信事業者の場合、その要請はより厳しいものとなる。 この点、NTT東西の次世代ネットワークの構築に関し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの円滑な流通を確保する観点から、プラットフォームレイヤーの機能のオープン性を確保し、各レイヤー間のインターフェース等のオープン化を図るといふ政策対応が特に必要になる」との報告書案の指摘は適切。オープン化を求める上では、その要件を予め明確に定義する必要がある。	○
	ソフトバンク		上位レイヤーへの市場支配力濫用を避けるため、「NTT東西の次世代ネットワーク構築に関し、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの円滑な流通を確保する観点から、プラットフォームレイヤーの機能のオープン性を確保し、各レイヤー間のインターフェース等のオープン化を図るといふ政策対応が特に必要」という報告書案の考え方に賛同。 更に、図表12・13・15ではプラットフォームレイヤーはネットワーク側に含まれることとされ、上位のエンド側との接続はプラットフォームレイヤーを介して行うことが想定されているが、自由なインテリジェンスの実装形態の実現という観点からいって、これは不適當。 コンテンツプロバイダ及びアプリケーションプロバイダによっては、有効なプラットフォーム・サービス機能をあわせて提供することが可能であると考えられるため、上位のエンド側との接続点はプラットフォームレイヤーだけでなく、通信サービスレイヤーにおいても設置されることが必要。	○ なお、図表については、ご指摘を踏まえて脚注49を追加。

		イー・アクセス	<p>ネットワーク設備を保有するすべての通信事業者にオープン性の確保を期待することは、新規事業者および中小規模事業者にとって追加投資やリソースの確保など過度な負担となりかねず規模に応じた配慮を踏まえながら、慎重に検討していくべき。しかし、通信レイヤーにおいてドミナンス性を有しており、上位レイヤーへの市場支配力の濫用が懸念される通信事業者（NTT東西）の場合は、オープン性を厳しく確保すべき。</p> <p>次世代ネットワークについては、まずは、競争事業者が同等の条件でNTT東西の次世代ネットワークを用いてサービス提供を行うことができるよう競争ルールを整備することが必要。</p>	☆
		ニフティ、JAIPA	<p>「通信事業者の構築する次世代ネットワークが上位レイヤーに対してオープン性を確保する必要があるという場合、ネットワーク設備を保有するすべての通信事業者がこうした要請に応えることが期待される。」という部分は非常に重要な指摘であり、趣旨に強く賛同。</p> <p>ネットワークの中立性の視点については、通信サービスレイヤーのプラットフォームレイヤーに対するオープン性の確保については当社もかねて主張してきたところ。すなわち現在では通信サービスレイヤーによって、プラットフォームレイヤーが一義的に決まってしまう、特定の通信サービスレイヤーからは、利用者がプラットフォームレイヤーを選択できない事態が発生している。（直収電話サービスにおけるISP選択など）</p>	○
		BT	<p>報告書案は、すべての通信サービス提供事業者はネットワークの中立性の義務を負うべきと記述しているが、当社は、市場支配力に対する効果的な卸レベルのアクセス規制に支えられて活発な卸レベルのブロードバンド競争がある限りはそうした義務は不要と考える。そうした状況ではない場合における、ドミナント事業者に対する卸規制と当該事業者がその市場支配力をてこ（レバレッジ）としてインターネット・サービスに行行使することを防ぐために当該事業者に課すネットの中立性に関する義務については、効果的な卸サービスの競争が起こるまでの間は必要であると考え。</p>	☆
2) 特定のアプリケーション機能に係る利用制限の妥当性の検証		ソフトバンク	<p>特定のアプリケーションや通信パケットについて利用制限を加えることは、QoS確保の問題、利用者間の公平性確保の問題、通信の秘密の侵害の問題等、様々な観点からの検討が必要であり、まずは、関係者からの意見収集及び事例の収集を通じて、検討を深めていくことが必要。</p>	○☆
		J:COM	<p>「(2) 上位レイヤーに対するオープン性の確保」について、一部ユーザによる特定アプリケーション機能の使用が、ネットワーク全体のサービス品質に影響を及ぼし、大多数の利用者利便を低下させる場合、通信サービスレイヤーを有する事業者は、結果的に一部アプリケーション機能の使用について、差別的取扱いをせざるを得ない場合が考えられる。しかしながら、それらが競争制限的行為であり、通信の秘密を害するものと判断されるのであれば、ユーザの利便性を確保する為（全体のサービス品質を確保する為）、通信量に応じた設備増強をせざるをえない。従って、</p> <p>① 上位レイヤーとのコスト負担の在り方 ② リッチコンテンツ等使用時におけるユーザ料金の在り方、</p> <p>について特定の市場参加者に過度の負担をもたらさないよう、慎重に検討する必要がある。</p>	☆

3) 下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保	ニフティ、JAIPA	この問題について関係者の意見を踏まえつつ、検討を深めていく必要があるという趣旨に賛同。例えばベストエフォートのサービス内容について、社会的コンセンサスを作る必要性がある。またISPによってポリシーが異なることを許容しつつ、共通ルールを作ることも必要。 ただ、ヘビーユーザを特定して帯域を通信事業者側で制限することは、今日では通常のISPでは行っているところは少数。ISPの場合はおおよそ次の2つのパターンでこの問題に対応している。①ネットワーク上で過度の帯域を専有するファイル交換ソフトなどの特定のアプリケーションが利用する帯域を制限することで、利用者に対してではなく、アプリケーションへの帯域制限により、全体のサービス品質を維持する。②1利用者当りの24時間の転送容量に例えば15GBといった制限を加え、それを越える利用を行った利用者に警告を与え、それに従わないものは約款に基づき契約解除する。これらについては、ネットワークの適切な運営のために必要な正当業務行為であると認識。	○☆
	USEN	当社が行なっているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザからの問合せ等により、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。 当社としては、通信事業者が特定のコンテンツに対して通信帯域の制限を行っているのであれば、ユーザおよびコンテンツプロバイダに対して即時にその情報を開示することが必要と考える。	本項目に記述のとおり、こうした問題については、関係者の意見等を踏まえつつ検討を深めていく必要があると考える。
	ソフトバンク	ネットワークに損傷を与えないという原則等に合致する限り、多様な端末が自由にネットワークに接続され、端末側でのサービス制御が行われるという選択肢を認めることが望ましいという報告書案の考え方に賛同。 端末側の基本機能確保や、認証制度の在り方等については、既存の標準化団体等の枠組みを活用することを念頭に、検討を進めることが適当。	○
	イー・アクセス	下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保についても、原則として賛成だが、現行の法制度で対応できなければ、法改正も視野にいれつつ、検討を進めることを要望。	○☆
	フュージョン	移动通信市場においては、これまで主要3グループによる料金サービス競争の中で料金の低廉化・サービスの多様化が実現してきており、また今後、新規参入事業者の登場や番号ポータビリティ制度の導入により、更なる競争促進が図られることが期待。 上記を実現するために、MVNOによる新規参入が期待されている。 先ず、携帯端末に関しては、下位(端末)レイヤーに対するオープン性の確保と、ネットワーク中立性の確保を担保することが必要。当該端末がITUや3GPP等の国際標準に合致している限り、自由にネットワークへの接続が行えるべき。	下位レイヤーに対するオープン性の確保については、本報告書案に賛同するご意見として承る。

### 3. ネットワークコスト負担の公平性

項目	提出者	意見	考え方
	(1) IPトラフィックの急増に対応した通信網増強の必要性		

		を考慮すると、現時点で統一的なルールを策定することは極めて困難であると想定されるため、まずは問題となる事例の収集から着手し、ファーザースタディを行うことが適当。	
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理論経済学的発想では、公共経済学は狭義 福祉（厚生）経済であり、市場の失敗を数値化して捉える必要がある。</li> <li>・その一方、益すべき者には応分を課する「受益者負担」を忘れてはならない。</li> <li>・今般の、NW補強のような公共財の提供は、この受益者負担が理にかなう。</li> <li>・例えば、高速道路では、大型トラックによるアスファルト損傷が激しいため、「大型車」区分を設けているのに、経済学的合理性が認められている。</li> <li>・ここでは、リッチコンテンツ供給事業者に負担させる方法、リッチコンテンツ利用者に負担させる方法などいくつか選択肢があるが、受益者負担するのが第一義と思料。</li> <li>・フリーライドを許容することは、経済学的観点から、最適な解を得られない。</li> <li>・行政当局として、設備投資インセンティブの観点から、NW増強のコストについて、通信事業者が確実に回収できる仕組みをつくるべき。</li> <li>・ただし、現実的には、そのような負担を求める方式（配信情報量を計測して課金）には、過大なコストが必要など、受益者負担が、結果として経済的合理性が認められないこともありうる。</li> <li>・そもそも、この問題の構造的な理由として、コンテンツ配信に関するインターネットの事業者多層構造も、その一つと考えられる</li> <li>・今後、この問題を構造的に解決するために、効率的なコンテンツ配信構造を構築する動きが出る可能性もある。</li> <li>・コンテンツプロバイダが利用者を直接収容することや、大手通信加入者収容事業者や携帯電話事業者による配信サービス直接提供する、「産地直販」が出現する可能性もある</li> <li>・行政当局としては、そのような事業者による取り組みに、従来のPSTN的な規制（縛り）をかけるべきではない</li> <li>・むしろ、日本の高度IT化推進の立場から、低廉高速なブロードバンド環境創出のため、事業者の効率的ネットワーク構築に向けた構造改革や創意工夫を支援すべき。</li> </ul>	☆
(2) 市場メカニズムとコスト負担の在り方	MCF	<p>通信事業者側にも多大なコストを負担して構築した仕様等は無償で利用されることについての懸念は多大である。この点に関しては、コスト負担の公平性の観点から適正な価格を前提としたオープン化が必要。</p> <p>適正な価格の算出については、個別事業者間の問題ではなくコンテンツ・アプリケーションレイヤー全体の問題であるため下記のようなスキームが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通信事業者はコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者代表と適正価格についての協議を行う。</li> <li>② 上記、協議が不調に終わった場合は、紛争処理委員会の仲裁、あっせん制度を利用する。</li> <li>③ 紛争処理委員会でも、不調の場合は、通信事業者のコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出を禁止するか、総務大臣の裁定により適正価格を決定する。</li> </ol> <p>但し、上記のようなスキームは多大な労力と時間を要す上に、立場の弱いコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が対等な立場で交渉することは非常に困難が想定される。</p> <p>よって、ネットワークの公平性が確保されているかどうかについては、「競争阻害の可能性あり」と判断される機能を特定し、“watch list”（要注視機能）として公表し、定期的な検</p>	☆

		証を行うことで規制の「牽制力」を機能させるという報告書案は現実的な対応として非常に重要であると考える。	
	NTT持株	大容量コンテンツ配信を促進するためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収できるようにすることによって設備増強のためのインセンティブを促進する仕組みが必要であり、そのことがコンテンツプロバイダを含めたブロードバンドサービス事業全体の発展のためにも不可欠。	☆ ネットワークの増強に要するコストの回収に当たり設備増強のインセンティブが削がれないようにすべき点については、今後の検討に当たって留意すべきと考える。
	NTT東	大容量コンテンツ配信を促進するためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収できるようにすることによって設備増強のためのインセンティブを促進する仕組みが必要であり、そのことがコンテンツプロバイダを含めたブロードバンドサービス事業全体の発展のためにも不可欠。	
	NTT西	映像コンテンツ等の配信に必要なネットワーク設備を構築・維持していくためには、ネットワークの増強に要するコスト等を確実に回収し、設備構築事業者の投資インセンティブを確保できる仕組みが必要であり、ブロードバンドサービス全体の発展のためにも不可欠。	
	BT	<p>もし市場支配力に対する効果的な卸レベルでのアクセス規制に支えられて活発な小売レベルでのブロードバンドの競争が存在するならば、垂直統合型のネットワーク事業者は異なる階層のサービスを提供することが許されるべきである。垂直統合型のネットワーク事業者が小売段階に向けて潜在的に差別的な有利性を排除するため、無差別性とドミナント事業者のネットワーク及び通信レイヤーサービスに他の競争事業者やコンテンツ・アプリケーション事業者が平等にアクセスできるようにするため、適切な卸レベルでの規制が展開されるべきである。</p> <p>ネットワーク事業者は、ネットワーク提供レベルでいかなるトラフィックについて消極的な差別をしてはならない。</p> <p>ネットワーク提供事業者は、ソリューションやピアリング協定を含むより高度なレベルのサービスの提供が許容されるべきである。こうした異なったサービスは顧客において公正かつ平等な条件で利用可能とされるべきである。</p> <p>顧客及び相互接続の値付けは競争により、ビジネスベースの交渉で設定されるべきである。しかし、関連市場が競争的ではない場合には、ネットワークアクセスに係るコストに基づく価格設定、具体化及び平等なアクセスといった適切な卸規制がなされるべきである。適切なアクセスラインの規制は、市場支配力が存在する場合に可能となるべきである。</p>	☆
1) 帯域別料金の妥当性	経団連	映像など大容量のデータ流通に伴うネットワーク拡充のコスト負担の問題については、利用者に負担が安易に転嫁されないよう、適切な負担のあり方についても検討すべき。	☆ ご指摘の点については、コスト負担の在り方の検討に当たって留意すべきと考える。
	ニフティ、JAIPA	最後の「設備保有事業者が今後本格的にIP網を構築し、従来ISP間で構成されていたインターネット接続市場に本体で参入してくることが想定されるが、」ということについては、事業者間料金精算の問題以前に、インターフェースのオープン化やインターネットとNGNの役割分担など、その前提となる議論を尽くすべき。	☆
	NTTコム	利用者への追加的料金が通信網の増強に真に使われたか否かを検証することは、トラフィックの把握のみならず、ISP事業の仔細や、追加的料金による利用者やトラフィックの増減への影	☆ ご指摘の点については、検証の可否を

		響などの要素も考慮が必要であり極めて困難。原則として利用者への追加的料金の徴収については、事業者のビジネス判断に委ねられるべき。	含めて今後の検討課題と考える。
	NTTドコモ	P79「通信事業者が利用者から徴収した追加的料金（収入）が、真に原因となった通信網の増強に当てられるのかどうかという点について検証が必要」といった記述やP79「当該追加料金の徴収はリッチコンテンツの配信に係る通信網増強のための費用として徴収するというのが議論の出発点」との記述は、通信網増強のためのコスト負担が適正になれず設備事業者のみにコスト負担が課されることが問題の背景と認識していることの現れであると受け止める。従って、当社が平成18年5月10日の追加意見招請にて述べさせていただいたとおり、ネットワークのコスト負担の公平性は「設備投資インセンティブの確保に係る論点」であると考えており、今後研究会で検討するに当たっては、細かな制度論議から出発するのではなく、各事業者の投資インセンティブの確保がいかになされるべきかの観点から検討が行なわれるべき。	☆ ネットワークの中立性は、利用者の観点に立って確保すべきとの観点から、「利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること」（P69）を原則の一つと考えており、通信網増強のために利用者から徴収される費用については、利用者にとって「適正な対価」であるべきとの考え方を前提としたものである。 なお、ネットワークの増強に要するコストの回収に当たり設備増強のインセンティブが削がれないようにすべき点については、今後の検討に当たって留意すべきと考える。
2) リッチコンテンツの配信に係る追加的料金徴収の妥当性	CTC	ベストエフォート型ブロードバンドサービスは、平均的なトラフィックを前提とした定額性料金を採用しているが、この体系は広くユーザに支持されており、ブロードバンドサービスが急激に普及した一因であると考えられることから、基本的には維持すべき。 一方で、今後、リッチコンテンツや個人のP2P通信などの流通が拡大した場合、それに伴うISP及び通信事業者の設備増強が必要となり、定額性料金を維持することが困難となるため、当該コストは、平均以上のトラフィックを流通させた起因者（コンテンツプロバイダ及びP2Pを利用するヘビーユーザ等）が負担すべき。 今後の関係事業者間でのコストシェアリングの検討にあたっては、特に、一部の大手事業者による寡占的な状態にあるISP間接続市場において、寡占的事業者に対する設備開放規制等を導入するなど、公正な競争条件を確保するための施策を検討することが必要。	☆ ベストエフォート型サービスの料金の在り方については、第4章3(3)に記述のとおり。
	USEN	IPトラフィックの増加はP2P通信、社会全般のインターネット活用の本格化等、いくつかの要因が考えられる。ようやくリッチコンテンツが出始めたばかりの中、FTHサービスの普及、各種インターネットサービスの相乗効果で、今後もトラフィックは相当量増加すると考える。 通信網増強は、個々の事業者が現状の料金の改定、帯域別料金の新設、顧客獲得コスト、広告モデルなどのビジネスモデル自体等を総合的に勘案し、当該事業者の経営判断に委ねるべきで、市場支配力を有する事業者以外の通信事業者の判断について、何らかの規制や検証は真に必要な場合以外には実施すべきではない。 また、このような状況下で、例えば、コンテンツプロバイダが直接接続する通信事業者以外のインフラコストを負担するなど、利用者やコンテンツプロバイダが、コンテンツ配信のためにさらにコストを負担する事は通信事業者に対しての二重払いとなり、常識的には考えがたいことである。 ただし、コンテンツへの優先接続などの通信事業者の利用促進策に対して対価を支払うことについては、検討の余地がある。	☆



3) コストシェアリングモデルと急速な技術革新	KDDI	P2P通信やリッチコンテンツを要因としたトラフィックの増加に伴い、通信網増強が必要になる事態、或いは懸念は既に発生しているが、現時点では直ちに統一的なルールを整備するまでの状況には至っていないと認識。ただし、今後、リッチコンテンツの流通が今以上に顕著になる可能性があることから、設備増強に係る適切なコスト負担の在り方について、時機を失することなく検討を行うことが必要。	○
	イー・アクセス	基本的に、ネットワークのコスト負担については、裁量範囲内で通信事業者が解決すべき問題と理解。また、公平性を巡る議論は多様であり、関係事業者間の取引関係（契約）が根底にある以上、市場の歪みや、真に問題点が生じていない限りは、契約自由の原則が尊重されるべき。この点、現時点においては、一概に公平性確保を図るというアプローチではなく、現状を分析し、予見性を高めつつ、方向性を定めてから、慎重に議論を進めるべき。	☆

#### 4. 米国におけるネットワークの中立性を巡る議論の動向

提出者	意見	考え方
US Telecom	我々は「ネットの中立性」に関する米国議会での検討状況についてより正確に記述すべきことを求める。報告書案は、米連邦議会がネットの中立性に関する FCC の原則を立法化するとの印象を与えている。ネットの中立性の問題は通信サービスに関するより広い立法の可能性を議論する中で出てきているものであり、最終的に結果がどうなるかは不透明である。非常に広範な選択肢が検討されており、執行府は、FCC は現在市場で生じている潜在的な濫用事案に対処するための十分な権限を有していると考えており、この分野における新たな規制の枠組みを設けることは時期尚早であると述べている。	ご指摘を踏まえ、「これを受け、連邦議会においてもネットワークの中立性を法制的に位置付けようとする動きが出てきており」と修正。

#### 5. 今後の検討の在り方

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	IPトラフィックの将来動向の見通しやIPトラフィック把握手法等について総合的に検証し、ネットワークの中立性の問題点及びその対応に関して、ファーザースタディを行うことに賛同。	○
イー・アクセス	ネットワーク中立性の議論について、本報告書案で議論の対象となる領域のその構成要素の整理を行ったことは、今後の議論を進めるに当たって非常に有意義である。 しかし、本報告書案での「ネットワーク中立性を巡る議論で重要なのは、単に概念的な議論ではなく、この考え方を一つの枠組みとして個別具体的な様々な政策課題が整理可能な点である」との指摘は適切ではあるが、ネットワーク中立性において前提としている「利用者の権利」についての明確な議論が無く、そのコンセンサスのないままに、「ネットワーク中立性」という言葉を用いて政策課題を整理することは、議論を矮小化する懸念がある。 弊社は利用者の権利をキャリアの論理で一方向的に制限を加えていく事については、インターネットという創造的なネットワークの特質を殺すことになりかねなく、慎重に進めるべき。一方で効率性・公平性の観点から、正当化される権利の制限もありうることも承知。 したがって、今後の検討に際しては、「ネットワーク中立性」を正当化する「利用者の権利」についても、十分に議論をして頂くことを要望。	☆
JAIIPA	当協会としては多いに関心があるところであり、今後積極的に関わって行きたい。	—

宇宙通信	<p>当社は、現在NTTのフレッツ網等を利用して行っているコンテンツ流通プラットフォームサービス（HitPods）や、同じくフレッツ網等を足回り回線に利用しているセミナー衛星中継サービスについて、次世代ネットワーク（NGN）への展開を検討しており、「垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保」等については、非常に関心を持っている。</p> <p>こうした観点から、当社は、衛星通信事業者という立場と共に、地上系通信網も利用した統合的ネットワークサービスを提供する事業者としても、本報告案記載の「検討の場」に参画することを希望。</p>	—
NTTコム	<p>インターネットは自由な価格設定と、世界中のISPによる意見交換や相互接続を通じ成長や新しいビジネスモデルを創出しているという観点から、従来同様、事業者間での継続的な意見交換が有益。その上で、必要に応じて行政当局と事業者間においても検討方法について対話を行うことが望まれる。</p> <p>パケット流通量等の把握は困難であり、また過度の情報開示は、ビジネスの阻害要因と成り得るため、慎重な取扱いが必要。</p>	☆
US Telecom	<p>報告書案はOSI参照モデルに言及しているが、ネットの中立性については何らかの措置を講じる前に更なる検討が必要との正しい結論に至っている。USテレコムとしては、今後の検討の際に総務省において以下の点について留意すべきことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討の枠組みを定めるに当たっては、ネットの中立性の結果として規制（介入）が必要との前提に立たないようにすること。</li> <li>・登場しつつあるIPベースの製品及びサービスにはライトタッチの規制を継続すること。</li> <li>・バリューチェーンにおける多様なプレーヤー間におけるビジネススペースの合意が促進される環境を育成すること。</li> <li>・インターネットの新たなビジネスモデルに対してはオープンな立場であること。</li> <li>・新たなネットワーク事業者が投資し、競争的なIPベースのインフラを構築するインセンティブを提供するとともに、そうした投資を削ぐような規制は避けること。</li> <li>・ピアリングやトランジットの関係が継続して円滑に機能するよう支援すること。</li> <li>・市場を注意深く見守り、いかなる失敗に対しても既存の法令により対処すること。</li> </ul> <p>米国のネットワーク事業者は既に任意で「理に適った」インターネットに合意している。我が構成員はその顧客に対し、「我々はコンテンツ、アプリケーション及びサービスを妨害したり、阻害したり価値を減じたりしない」ことを確約している。この理に適ったインターネットは、20年近くの間うまく機能してきており、我が構成員は、存在しない問題に対処するための先走った規制の必要性が見出せない。ネットの中立性の検討結果を期待している。</p>	☆
AT&T	<p>報告書案におけるネットワークの中立性に関する最も重要な提言は、現時点において総務省が採るべき行動は、ネットワークの中立性に関して業界関係者とさらに検討し、記載されている第一フェーズの検討を2007年夏頃を目処に完了するという結論である。当社は、現時点で検証以上の公道は提言すべきでないとの総務省の考えを支持する。</p>	○

第6章 その他の検討すべき政策課題

1. 端末レイヤーにおける競争促進の在り方

項目	意見		考え方
	提出者		
(1) IP化に対応した端末機能に関する競争環境の整備	ソフトバンク	・IP化に対応した端末機能に関する競争環境の整備を行うとする報告書案に賛同。 なお、IP化に対応した端末機能の標準化を進めるにあたっては、既存の標準化団体の枠組みを可能な限り活用すべき。	○☆
	JCTA	端末機能については、世界に先駆けた製品開発や標準化を行う必要があるとの認識は賛成であるが、国内・海外ベンダーの競争の中で利用者が海外製品も選択できることが利用者利益保護に繋がることから、海外関係者も参加した議論を経たうえで標準化等が行われることが必要。	○☆
	テレサ協	従来のビジネスモデルとは違う新しい端末市場を創出し、その活性化を図るための方策を早急に検討すべきであるという報告書案の見解に賛同。 通信以外の他の産業からMVNO参入を計画する企業は今後増加すると考えられるが、MVNOとして顧客へのサービスや製品を計画する際、端末レイヤーにおける公正な競争環境が整っていない現状では、事業予見性の観点で問題がありMVNO参入の最終判断ができない状況にある。 現行システムに関する端末レイヤーのオープン性確保については、早急なアクションを切に要望する。 IP化に対応した端末の基本機能や認証制度の在り方等について06年中に検討を開始し、07年中に結論を得ることが適当であるという報告書案の見解に賛同。この検討の中には携帯端末も含めるものと理解するが、07年中の早い時期に結論が得られることを希望する。	
(2) 携帯端末市場における競争促進	ソフトバンク	・販売奨励金やSIM機能の在り方については、市場原理に基づき事業者が個々に判断すべき問題であり、事業者が自由に戦略を選択できるような環境整備を行うべき。 ・本件について、幅広く関係者の参画を得た形で検討の場を設けるとする報告書案に賛同 なお、仮に販売奨励金の廃止やSIMロックの解除に関して新たなルールを策定することとなった場合には、事業者間の競争環境への影響についても十分に調査、分析を行った上で決定すべき。	☆
	モトローラ	今後の日本の携帯端末ビジネスモデルを検討するうえで、例えば高機能端末、新機能端末はこれまでの現行モデルを継続し、統一的かつ最適化されたサービスを提供し、一方で消費者に幅広い選択を提供するために、例えば、低価格端末や一部機能特化端末については、端末メーカーモデルを提供可能とすることを検討するという、「複数モデルの融合・混在方式」を検討することを提案。	☆
	NTT持株	携帯電話事業の発展は今後とも事業者やメーカーの自由な事業展開に委ねることが必要であると考えており、そのインセンティブを損ないかねない規制を講ずることは問題が多い。 従って、販売奨励金やSIMロックの在り方など携帯電話事業のビジネス展開は従来どおり各事業者の自由な経営判断に委ねるべき。	☆
	NTTドコモ	携帯電話事業の発展はNWと端末の双方の高度化によることから、安全・信頼性の確保とサービス多様化への対応のためには事業者やメーカーの自由な競争に委ねるべきであり、そのインセンティブを損ないかねない何らの規制を講ずる必要はない。 また、販売奨励金やSIMロックの在り方など携帯電話事業のビジネスモデルは自由な経営判断に委ねるべき。	☆

		従って、研究会を立ち上げて議論がなされるならば、諸外国と我が国では異なる通信事業者と端末ベンダーとの関係に基づきそれぞれのビジネスモデルが発展してきていることを踏まえた慎重な検討が行われるべき。	
1) 現行ビジネスモデルの課題	KDDI	<p>(1) 健全な競争と市場の活力 市場活力の維持のため、事業者の自由な事業活動を促進することを基本的な考え方として、今後の検討を行っていただくことを要望する。</p> <p>(2) 国際競争力との関係 我が国のベンダーの国際競争力と現在の携帯電話のビジネスモデルとの因果関係は、販売奨励金の廃止やSIMロックの解除が真にベンダーの国際競争力を強化し得るかといった観点から、ベンダー等の意見を踏まえて慎重に分析する必要がある。 販売奨励金の廃止は、お客様の端末購入サイクルを長期化し、販売台数を減少させる方向に作用するが、国際競争力との関係を整理した上で、産業政策的な面からも妥当かどうかを検討する必要がある。</p> <p>(3) 社会インフラとしての役割 国民の多くが所有することとなる携帯電話端末は、ユビキタス社会におけるインフラとして重要な役割を担うことが要求される。このため、端末の流動性を大きく抑制することとなる施策については、より慎重な判断が必要。</p> <p>(4) 市場の現状について ビジネスモデルが閉鎖型から開放型へ転換を余儀なくされているとの結論には、必ずしも説得力があるものではないと考える。 携帯事業者にとって、端末の商品力は、重要な他事業者との差別化要素であり、多様化するお客様のニーズに応じていく必要がある。こうした施策は、市場の競争原理の中で求められるものであり、今後も本質的に変わることは無いものと認識。</p>	☆ ご意見の(4)については、伝送速度の高速化や端末の処理能力の増大により、例えば無線LANとの共用端末が投入されている現状や、上位レイヤーで実現される様々なアプリケーションが登場してきている中で、閉鎖型モデルから、多様なプレイヤーが参加する開放型モデルへの移行が進んでいくものと考える。
	富士通	販売奨励金の廃止等の検討については、廃止を前提とした検討を行うのではなく、新たな市場の活性化・発展に向けた方策について、通信事業者、端末ベンダー等を交え、広く検討を行われることを希望。	☆
	CI AJ	<p>① 販売奨励金は、基本的に当該事業者の販売戦略等に任せられるべきものとする。ユーザの立場から考えると、幅広い選択肢が提供される事が、望ましい市場の在り方。また同様にSIMロックについても、当該通信事業者の販売戦略に任せられるべき。行政が主導して取り組むには、慎重を要する。</p> <p>② 販売奨励金やSIMロックについては、ユーザの利益を損なう可能性があるばかりでなく、産業界への影響も少なくないと考えられ、慎重な対応が望まれる。</p>	☆
	ウィルコム	販売奨励金等の事業者独自の施策については、他の業界においても慣例的に行われているもので、基本的には、公正競争を阻害するものでない限り事業者の自主性等、市場原理に委ねるべき。	☆
	2) 市場活性化に向けた取組みの必要性	KDDI	<p>現在の販売奨励金は、見直しの必要性がある場合には、事業者の自主的な取り組みによって解決していくべき。 機種変更にかかる販売奨励金は、端末使用期間毎に、短ければ低額／長ければ高額に設定されていること等を踏まえると、不公平性は必ずしも生じていないものとする。 一方、報告書案のとおり選択肢を設ける場合には、以下の点についてより慎重な検討が必要。 (1) 端末価格と販売奨励金</p>

		<p>販売奨励金は端末機種や発売時期によっても異なっており、販売奨励金の額に応じて通信料金を設定した場合、お客様が実際に支払う端末価格と通信料金における公平性は、かえって損なわれる可能性がある。</p> <p>(2) 携帯事業者による端末販売価格への関与の問題</p> <p>端末の販売は、携帯事業者と代理店間の契約、代理店とお客様間の契約の二つの契約から成り立っている。このため、前項の公平性を確保するために、携帯事業者が代理店における端末の販売価格をコントロールすることは、独占禁止法（第19条：再販売価格拘束）に抵触するため、認められない。</p> <p>(3) 選択肢を設けた場合の公平性確保</p> <p>販売奨励金を低廉に抑えた別の料金メニューを選択肢として設けた場合、一旦、従来のスキームで高額な販売奨励金を享受し、安価な端末を購入した後、即座に当該料金メニューへ移行することは、新たな利用者間の不公平を招くおそれがある。このため従来スキームで加入後一定の期間は、従来の料金メニューの支払を求める等の措置が必要。</p> <p>また、利用者間の不公平を是正するという本来の主旨から考えると、従来の販売奨励金を前提として低廉な価格で販売される端末については、当該端末の使用期間等についても一定の制限を設けることが必要となるものと考え、こうした措置が利用者に受け入れられるのか慎重な判断が求められる。</p>	
	イー・アクセス	<p>SIMロック及び販売奨励金の解除にあたっては慎重に議論すべき。SIMロック及び販売奨励金それぞれの解除にあたっての課題だけでなく、両者を関連付けた観点からの課題の洗い出しも必要。</p>	☆
	JCTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売奨励金やSIMロックが、携帯電話の加入者数の増加に効果を上げてきたと考えるが、今後は、利用者利益保護や携帯電話による情報流通促進の観点から、通信料金がより安価になることや、利用者が手軽に事業者を変更できることによりさらに競争が促進されることが必要。</li> <li>・このため、販売奨励金やSIMロックについてはできるだけ早く廃止することが望ましい。</li> <li>・なお、本件の議論は、関係事業者やベンダーだけでなく、消費者団体の参加を得て行うべき。</li> </ul>	☆
	テレサ協	<p>事業者ロックの解除はMVNOの新規参入を促進する面もあるため、携帯端末市場の競争促進に向けた検討については、これらを総合的に勘案したものであることが望ましいという報告書案の見解に賛同。</p> <p>端末販売奨励金の全廃もしくは厳格な金額制限を付与することを要望。その理由は不当販売に当る可能性が高いからである。</p> <p>すなわち、MNOは高い料金設定により獲得した資金を端末販売につぎ込み、端末/SIMロックと連動させて、端末市場を通信市場と固定的に結びつけたビジネスモデルを創出し、結果的に世界市場にふんだんにある各種端末の利用機会を、大幅に低減している可能性があることを認識。このことは、さらに、端末製造業者とMNOの特殊な関係を構築し、端末製造業者が廉価で高性能な端末を製造するインセンティブを失わせる事態を形成。さらに重要なことは、端末販売奨励金制度がその原資に乏しい資金力の弱いMVNO、もしくは端末開発経験のないMVNOに対する参入障壁にもなっているという点である。すなわち、MNOが端末販売奨励金を投入して端末を相対的に安く販売している一方でMVNOが同じ端末を（端末販売奨励金のなしの）原価で販売するとすれば、相互の競争になり得ない。</p> <p>以上述べたように、MNOがMVNO事業を受け入れた場合の最大の課題が端末の調達（availability）にあることを考えると、一刻も早く端末販売奨励金が廃止され、もしくは</p>	○☆

		<p>は大幅に制限されて、公平な競争が行われる環境が形成されることを強く希望する。</p> <p>SIMロック/事業者ロックの解除もMVNOの活性化に有効であるため、解除することを要望する。</p> <p>既に述べたように、MVNOにとってMNOが仕様を制定した端末を利用することは重要。この場合、MNO側に、自社ブランド検収が終了した白ロム状態のMNO仕様端末の供出を要望する。その上で、端末内部に独自のソフトウェア等をインストールするなど、MVNOとしての機能改良が必要となるので、以下をさらに要望する。</p> <p>端末内部リソースの制御によるアプリケーションサービス提供が想定されるので、i/v-アプリ及びMNOが保有する携帯電話向けアプリケーションのプラットフォーム及びそれを活用したソフトウェアダウンロード機能のMVNO（もしくはMVNE）による使用を開放することも重要。現在、MNOが保有する携帯電話向けアプリケーションのプラットフォーム及びそれを活用したソフトウェアダウンロード機能は、MNOの承認がないとCP（コンテンツプロバイダ）はアプリケーションを提供できない仕組みになっている場合がある。これは、公平競争の確保及び自由でかつバラエティに富んだサービス実現の観点から言えば、セキュリティ上の課題解決等の能力を有するMVNO（もしくはMVNE）では、MNOの規制がない形で、自由にCPに対してアプリケーション提供を促せることが望まれる。</p>	
	CIAJ	<p>携帯端末市場における国際競争力の強化については、諸外国ならびに海外競合ベンダーの戦略を見据えながら、我が国の強みを生かせる方策に取り組むべき。</p> <p>端末機器やシステムへの信頼性に対する要求は、ますます高いものになってくる。安全なユビキタス社会を保証するためには、機器に対する信頼性の担保、安全なシステムの開発など官民が共通の認識を持って取り組む必要がある。</p> <p>検討にあたっては、「携帯端末市場の国際競争力の強化」を念頭に「自由な市場環境」「ユーザの利便性向上」等の原則を担保し、幅広い分野の参加者を得てオープンな議論が行われるように要望する。</p>	☆
	フュージョン	<p>携帯端末に関しては、下位（端末）レイヤーに対するオープン性の確保と、ネットワーク中立性の確保を担保が必要。当該端末がITUや3GPP等の国際標準に合致している限り、自由にネットワークへの接続が行えるべき。</p> <p>また、現在の携帯電話事業のビジネスモデルは、販売代理店に対してMNOが販売奨励金を支給する一方、当該コストは利用者から料金の一部として回収している。これは端末販売の自由度を奪っている。技術的なオープン性の確保と合わせて、この点も是正する必要がある。</p>	☆

## 2. 紛争処理機能の強化

項目	提出者	意見	考え方
	総論		

		また、紛争処理委員会の機能向上という観点では、電気通信関連技術や経済学等に関するさらなる専門性の向上が不可欠。	
	JCTA	紛争当事者や対象事案の範囲が拡大されると、紛争処理の内容は多様化することから、紛争処理委員会の体制強化を行い、処理機能が強化されることが必要。 紛争事案は、電気通信事業法のみならずNTT法、独占禁止法に精神に照らし、多面的な見地により処理されることが必要。	迅速かつ円滑な紛争処理を確保するための機能強化の必要性については、本章2に記述のとおり。
	テレサ協・MVNO協議会	本項について、IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、迅速かつ円滑な紛争処理を確保するための機能強化を図ることが必要であり、紛争処理機能の強化の方向の報告書案の見解に賛同。	○
(1) 紛争当事者の範囲の柔軟な見直し	KDDI	サービスの融合が水平的、垂直的に進展する中で、紛争処理の対象を拡大していくことは適当。ただし、通信事業者間の相互接続とは異なる事業領域における一般の商取引においては、取引の成立の可否はビジネススペースでの協議の中で事業合理性を以って判断されることが基本であることから、紛争処理委員会が扱う事案は、電気通信事業法の目的に適う範囲に留めることが適当。	☆
	イー・アクセス	紛争当事者の範囲の見直し及び機能強化について賛成。これにより本機能利用スキームがより効果的になり、制度利用の活性化につながることを期待。	○
	MCF	コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおいては、サービスや業態別に多様な事案が想定されるためこれら個別事案について迅速に対応する必要があるという状況を考えると、紛争処理委員会での当事者の範囲を電気通信事業者と上位レイヤーの事業者間の紛争事案も取り扱えるように機能強化を図るという報告書案に賛成。	○
	NTTドコモ	IP化の進展により様々なビジネスモデルが登場し、競争も、またそれに伴う紛争も多様化することが考えられるため、まず紛争処理機能強化ありきではなく、競争の激化と業界の複雑化を踏まえ、透明性・客観性・中立性を従来以上に確保するための議論が必要。 従って、P89(1) 紛争当事者の範囲の柔軟な見直しにおいて「一方当事者を電気通信事業者とし、上位レイヤーの事業者を一方当事者とする場合も現行の紛争処理機能を扱うことができるよう機能強化を図ることが適当である」とあるが、異質な両当事者間における規範もしくは尺度の客観性・透明性・中立性が確保されていない段階の紛争においては、紛争処理スキームで結論を出すのではなく研究会等で更なる検討を行い、判断基準となる規範もしくは尺度が明らかにされることで透明性・客観性・中立性が確保されるよう慎重に判断されるべきであるため、その旨の記載が追加されるべき。	透明性・客観性・中立性を確保した紛争の解決には、研究会等において判断基準等を明らかにするとともに紛争処理事例を積み重ねていくことが有効かつ適切と考える。
(2) 紛争処理事案の範囲の見直し	イー・アクセス	土地等の使用に係る紛争事案のみならず、MVNOサービス提供に係る事案についても、紛争処理機能の拡充を図るべき。具体例としては卸電気通信役務によるMVNOサービス提供に係る事案が発生した際に、現状の事案の役務対象範囲を「接続」として整理されているままでは、対象範囲に含まれないことが想定される。	電気通信設備の接続と卸電気通信役務の提供に関する契約のいずれについても、紛争処理委員会によるあっせん又は仲裁の対象とされている(電気通信事業法第154条第1項、第155条1項及び第156条第2項)。
	電事連	「電柱等の使用全般についての紛争処理委員会によるあっせんや仲裁」については、前段の「電柱等の利用手続きの明確化や紛争事案のデータベース化を図る等の措置(第3章1(3))「設備競争の促進に向けた取組み」を参照)の実施結果に基づき、実態を踏まえて検討すべきものであり、現時点で「あっせんや仲裁を認めること」ありきで報告書へ記載するのは時期尚早。	電柱等の使用全般については、既に協議開始命令や利用条件等に係る裁定制度の対象となっていることから、対象範囲の拡大ではなく、あっせんや仲裁を認めることにより事業者の選択肢を広げ

			ようというものであり、適切と考える。
(3) 意見申出制度の改善	ソフトバンク	意見申出者の情報を開示しない仕組みを導入することについて賛同。こうした制度の導入により、意見申出者の権利が保護され、意見申出の件数も増加する可能性がある。	○
	NTT東	申出者を特定できる情報を開示しない場合、事実と反する又は推測に基づく等の無責任な意見申出の乱発を招くおそれがある一方、被申出者側としては、申出者が特定されないために十分な事実関係の調査等ができない可能性があることに留意する必要がある。 その際、十分な事実関係の調査等ができなかったことを理由として、被申出者が不利な判断を押し付けられることがないように十分に配慮していただく必要がある。	申出者を特定できる情報を開示しないことについては、「申出者の秘密保護に合理的根拠が認められる場合」を念頭に置いており、その具体的内容については、ご指摘の点も踏まえつつ本項目に記述のとおりガイドラインにおいて明確化することが適当と考える。
	NTT西	申出者を特定できる情報を開示しない場合、事実と反する又は推測に基づく等の無責任な意見申出の乱発を招くおそれがある一方、被申出者側としては、申出者が特定されないために十分な事実関係の調査等ができない可能性があることに留意する必要がある。 そもそも、意見申出制度は単なる噂や風説の類を扱う性格のものではなく、申出者の秘密保護に過度に傾斜した制度とする必要はない。	

### 3. ユニバーサルサービス制度の見直し

項目	意見		考え方
	提出者		
(1) IP化に伴うユニバーサルサービス制度の見直しの必要性	KDDI	<p>情報通信市場におけるユニバーサルサービスとは、「国民生活に不可欠」であって、国民全体に最低限のコミュニケーション手段として確保されるべきサービスであると考え。したがって、ユニバーサルサービスの受益者は電気通信事業者のみではなく国民全体であり、国が公的支援によって国民に提供を保証することが基本であると考え。</p> <p>これに対してブロードバンドサービス等は「国民生活の質的向上」に係るものであって、ユニバーサルサービスの概念とは根本的に異なるもの。サービスの普及における地域間格差を是正することを目的としたデジタル・ディバイド解消とユニバーサルサービス制度は厳密に区別して議論されるべき問題と考える。</p> <p>(1) 技術進展とサービスの多様化 国民生活に不可欠であって、国民全体に最低限のコミュニケーション手段として確保、維持されるべきユニバーサルサービスは、音声通話であると考え。しかし、音声通話を提供する手段は、従来のNTT固定電話だけであった時代から、技術の多様な進展等により、携帯電話やIP電話など複数の手段から選択可能な時代を迎えている。ユニバーサルサービスを技術革新の考慮を行わずに特定の技術のみで定義すれば、常にその更新が必要になることは報告書案の指摘の通りであり、音声通話を固定電話だけで維持するという現在の制度から、固定電話や携帯電話、IP電話等、複数の通信手段の中のいずれか一つを経済合理性の観点から選択することによって音声通話を維持するという概念に基づく制度へ枠組みを改めるべき。</p> <p>(2) ユニバーサルアクセス 報告書が提案する「ユニバーサルアクセス」はブロードバンドサービスに係る概念であると考</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しは、今後PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲等について、前広に検討していくものである。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、脚注57を追加し、明確化を行った。</p>



		<p>える。そうであれば、前述のとおり、現在でも公的支援によって解消施策が進められているデジタル・ディバイドはユニバーサルサービス制度とは別に論じられるべき課題。</p> <p>「ユニバーサルアクセス」についてはまずその定義や概念を明確にした上で、デジタル・ディバイド解消の問題との関係を整理し、併せて国民生活に不可欠なものに対する国や地方公共団体等の公的な負担による提供の必要性の視点からユニバーサルサービス制度の在り方を抜本的に見直していく必要。</p>	
	ソフトバンク	<p>「今後PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲やそのコスト算定の方法等について、これに先んじて前広に検討に着手することが必要である」とする報告書案の内容に賛同。</p>	○
	KVH	<p>ユニバーサルサービス制度の定義からみて、PSTNについてのみ適用している現制度はIP化の時代の流れに逆行し、携帯ビジネスやIP電話の進展にとって逆インセンティブを与えかねないものとする。なぜ、このIP化が叫ばれて久しい現在に、時代にとって代われようとしているPSTNを保護しなければならないか理解に苦しむ。時代の流れに逆らって現行体制を維持しようとするのは、経済合理性と市場メカニズムを歪めるもので賛同できない。また、不採算地域が全国の4.9%の地域であるとする合理的な説明もなく、本制度適用事業者は、毎月、使用電気通信番号を当局に報告しなければならないという煩雑さとも相まって、現行制度は多くの矛盾を内包。このことから、現状のPSTNに関する制度を早期に見直し、携帯電話及びIP電話を考慮にいれたユニバーサルサービス制度の検討にいち早く着手していただきたい。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しは、今後PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、対象となるサービスの範囲等について前広に検討していくものであり、具体的な制度の在り方については、07年中にその結果を取りまとめるべく検討の場を設け、フィージビリティスタディなどを行う予定である。</p> <p>なお、現行の制度の考え方については、平成17年10月の情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」等において整理されているところである。</p>
(2)見直しに際しての基本的視点	KDDI	<p>(1) 固定と移動 技術進展に伴って、ユニバーサルサービスを複数の手段で重畳的ではなく、経済合理性の観点から選択的に維持する考え方へ改めることが必要。その場合に維持されるべき機能は音声通話であって、モビリティそのものが必要最低限確保されるべき機能ではないことを前提に検討が進められるべき。</p> <p>(2) 重畳提供の問題 ブロードバンドサービスは、国民生活の質的向上に係るものであって、全国民に最低限確保されるべきユニバーサルサービスではないことを前提に議論が進められることが必要。なお、ユニバーサルサービスの提供に係る費用は受益者である国民が負担するものであり、費用規模の抑制が常に図られることが必要。</p> <p>(3) 料金の適正性 ユニバーサルサービスとして維持されるべきは音声通話であって、その料金水準は現在の市場価格等から決定されるべき。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の見直しを行うに当たっては、P90に記述のとおり、モビリティを有するサービスの扱い、利用者負担の問題、料金の低廉性の確保などの観点も含め、慎重に検討を行う必要があると考える。</p>
	ソフトバンク	<p>制度の見直しにあたっては、競争中立性及び技術中立性を確保するという視点が不可欠。具体的には、補填額が膨らむことによる電気通信事業者及びユーザの負担増大を避けること、及び必要以上に現在のPSTNを保護することによりIPへの移行の阻害を避けることが必要。</p> <p>更に、報告書案にもあるとおり、今ユニバーサルアクセスという概念を導入し、ユニバーサルアクセスの確保を見直しの中心とすることが適当と考える。なお、検討に際しては、報告書案に</p>	○☆

		ある、「真に確保されるべきブロードバンドアクセスとはどのようなものか、その要件について厳格化を図るとともに、コスト算定モデルの在り方についてもあわせて検討を行う必要がある」というアプローチが有効であると考える。	
	イー・アクセス	ユニバーサルアクセスの概念に基づく検討に賛成。 補填対象・負担方法の議論にあたっては、費用対効果の検証も合わせて必要。	○☆
	HOTnet	ユニバーサルサービス制度については、現時点では負担が発生していないことから、その趣旨について利用者の理解を得られるかが、制度定着の重要な課題。本案検討事項にある「ユニバーサルアクセス」の考え方については、適用範囲が広がることから、利用者が納得し負担することができるかという点についても慎重な検討を求める。	ユニバーサルサービス制度の見直しを行うに当たっては、P90に記述のとおり、制度設計の在り方如何によって、補填額が膨らみ、利用者の負担が著しく増大する可能性があるため、ご指摘の観点も踏まえつつ、慎重に検討を行う必要があると考える。
	富士通	制度の見直しに当たっては、ユニバーサルアクセスの概念の検討等も含め、補填対象が拡大し補填額が肥大化することの無いよう、フィージビリティスタディによる具体的な検討を踏まえて、慎重に検討すべき。	
	経団連	報告書案では、「ユニバーサルアクセス」の概念を含めて検討するとしているが、いたずらに負担が増大することのないよう、慎重に検討すべき。その際、昨今の急速な技術革新、市場環境の変化を踏まえ、受益者の対象範囲を含めて精査するなど、既存の基金制度を超えて、原点に立ち戻る形で制度自体の抜本的な見直しを行なうべき。	
	CIAJ	意見の要旨 PSTNとIP網が併存する中での、ユニバーサルサービスを検討する場合、ユニバーサルサービスの概念やその範囲を改める必要があると考える。また、幅広い関係者の参画や意見聴取が必要と考えられると共に、運営等のオープン化を希望する。  提出意見 ①PSTNとIP網が併存する中での、ユニバーサルサービスを検討する場合、ユニバーサルサービスの概念を改めると言う考え方に賛同。あわせてユニバーサルサービスの範囲も改める必要がある。PSTNとIP網では支える技術が異なるため、実現できるサービスも多少異なってくるものとする。よって、サービス内容に基づいた概念形成が行われることを希望する。 ②制度の見直しは、従来のPSTNでは考えられなかった様々な選択肢があるものとする。通信事業者、学識経験者、消費者団体、民間企業等の幅広い関係者からの意見聴取及び検討会などへの参画が必要と考える。 ③制度の見直しに当たっては、「公正かつ透明な手続きの確保に特に留意しながら検討を進めることが求められる。」とする考え方に賛同。これまでの検討会と同様に、その運営等をオープンにし、検討過程が明確になるような運営方法を希望する。	○☆
	ウィルコム	ユニバーサルサービスのサービスレベルについては、本制度が最終的には利用者に負担を求める構造となっていること、現在のユニバーサルサービスにより実際に負担が生じるのが、来年1月からであること等を考慮すると、現在のユニバーサルサービスに対する評価を一度行ったうえで、広く国民に対して今後のユニバーサルサービスの在り方を伺う等、慎重に議論していくべきものであると考える。	ご指摘を踏まえ、「制度運用の実態等も踏まえつつ、09年度段階で本格的な検討を行う」旨追記。
	NTT持株、NTT東	ユニバーサルサービスの在り方については、技術の変化等によりその内容が変化するものとするが、「いつでも、どこでも、誰にでも、最低限の通信手段を確保するためのもの」という考え方そのものは変わらないと考えており、その意味で当面それに該当するサービスは固定電話であ	○☆

		ると考える。また、ユニバーサルサービスの維持費用は最終的には広く通信サービス全体の利用者に負担を求めることになることから、その対象範囲の拡大については社会的なコンセンサスを得る必要がある等、慎重な検討が必要であると考え。	
	NTT西	ユニバーサルサービスの維持費用は最終的には広く通信サービス全体の利用者に負担を求めることになることから、その対象範囲の拡大については社会的なコンセンサスを得る必要がある等、慎重な検討が必要と考える。	
	NTTドコモ	ユニバーサルサービスは電気通信事業法において「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」とされているとおり不可欠性が低料金性、普遍性の理由とされているが、ユニバーサルアクセスの概念を検討する場合であっても、その低料金性や地域格差なくという条件を導き出す根拠は、現状「不可欠性」に見出さざるを得ないものとする。従って、「フィージビリティスタディ」で検討を行っていく際には、事業法における「国民生活に不可欠である」の意味を明確化することを起点とした不可欠性を念頭に置いた検討が先ず行なわれるべき旨が報告書に記載されるべきである。	ご指摘を踏まえ、P94「見直しに向けた基本的視点」において、「上記のユニバーサルサービスの基本的要件を念頭に置きつつ、」との文言を追加した。
(3)見直しに向けた検討スケジュール	KDDI	制度の次回見直し時期には、公的負担の在り方を含め抜本的に見直ししていく必要がある。ユニバーサルサービスの範囲や提供手段を従来のPSTNサービスの固定電話に限定することは適当でなく、複数の手段から経済合理性の視点で最適な提供手段を選択するという考え方とすることが必要であると考え。そのため、IPベースの電話の市場動向は十分に注視されるべきだが、ブロードバンド普及といったデジタル・ディバイド解消の問題は、必要最低限のサービスを確保するユニバーサルサービス維持の問題と分けて議論されるべき。	ご指摘を踏まえ、脚注57を追記した。
	ソフトバンク	制度の見直しについては、平成17年10月25日情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」において「今次見直し後の基金制度については平成17年度から19年度まで用いることとし、平成20年度以降の計算については必要な見直しを行っていくことが適当である」とされており、当初のこのスケジュールを維持するとともに、IP化の進展状況に合わせて適切な対応が可能となるよう、前広に検討を進めて頂くことが適当と考える。	ブロードバンドサービスの普及を念頭に置いた制度見直しの方向性について、07年中にその結果をとりまとめるべく検討の場を設け、フィージビリティスタディなどを行う予定。
	HOTnet	ユニバーサルアクセスの考え方にもよるが、2010年度にブロードバンドゼロ地域を解消するための基盤を整備するには、制度の見直しを2009年段階で本格検討をするのでは遅い。基盤を整備する段階からブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度を明確にして通信事業者側の負担や助成などを意識して進めないと、整備自体がすまないという結果が推測される。ユニバーサルサービス制度見直しの遅れが、特に条件不利地域におけるブロードバンドサービスの展開に不利・負担とならないようにすみやかに検討するなど配慮を望む。	ブロードバンド基盤の整備促進とユニバーサルサービス制度の在り方については、いずれも重要な政策課題ではあるが、両者を区別して議論を行う必要がある(脚注57参照)。

#### 4. 市場退出ルールの明確化

提出者	意見	考え方
KDDI	市場退出のルールが緩和された理由は規制緩和に基づくものであるが、仮に緩和がお客様利益を阻害していることがあれば、お客様保護の観点から、ガイドライン策定等、何らかの指針が設けられることが望ましい。事業者間の債務不履行等は重要な課題ではあるが、ルール策定にあたっては先ず、お客様保護の観点から検討が進められることが必要。	☆
ソフトバンク	市場退出ルールに関して、現行制度の問題点を整理し、ガイドラインを作成することに賛同。今後、規制緩和による参入障壁の低下やMVNOの進展等によって、多種多様な事業者が新た	○☆

	に電気通信市場に参入することが想定されているところ。一方で、電気通信業界における競争は激化しており、市場からの退出を余儀なくされる事業者も出てくるものと想定され、そうした場合における利用者保護の在り方について、より具体的なルール整備を行っておくことは有効。	
イー・アクセス	<p>預託金制度については、預託金の金額等各基準を明確化したうえで公表し、それに則り運用を行うようルール化すべき。</p> <p>指摘されている通り、新規参入事業者にとって本制度は参入障壁となるだけでなく、協議の長期化、また根拠のない預託金によっては経営を圧迫しかねない状況になる可能性がある。</p>	○
グローバルアクセス	<p>事業の休廃止に係る手続きのガイドライン化について賛同。</p> <p>なお、預託金制度の導入等、債務不履行リスクの扱いについてのルール化についても望ましいと考えているが、預託金等の協議が整うまで接続・工事等の手続きを停止することについては、接続事業者が、納期遵守等のため接続・工事等の手続きの早期再開のために預託金等の条件を飲まざるを得ない状況となり健全な協議が不可能となるおそれがあることから、指定電気通信設備との接続の場合については、協議中における接続・工事等の手続きを停止することは禁止すべき。</p>	○☆
NTT持株	<p>競争の進展に伴い事業者が市場から退出するケースが現実に多数発生しており、接続事業者に対する接続料債務の不履行リスクの扱いに関して、一定のルールを設けることが必要。</p> <p>当該ルールの設定にあたっては、例示されている預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、網改造費用の事前負担についても検討する必要がある。</p>	○ ご指摘の貸倒損失の接続料原価への参入等については、関係事業者の意見も踏まえつつ、今後その取扱いについて検討すべきと考える。
NTT東	<p>接続料債務の不履行リスクの扱いに関して、総務省において一定のルールを設けることは賛成。</p> <p>当該ルールの設定にあたっては、例示されている預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、要望事業者による網改造費用の事前負担、預託金等の債権保全措置の実効性を担保するための措置（例えば、債権者が求めた債権保全措置に応じない場合に当該債権者が採りうる対抗措置等）についても盛り込むべき。</p>	
NTT西	<p>接続料債務の不履行リスクの扱いに関して、総務省において一定のルールを設けることは賛成。</p> <p>当該ルールの設定にあたっては、例示されている預託金制度に加え、貸倒損失の接続料原価への算入、網改造費用の事前負担、預託金等の支払いに応じない場合に債権者が採りうる対抗措置等についても盛り込むべき。</p> <p>このようなルールを整備することが「造るより借りた方が得」となる仕組みを是正することにもなり、健全な設備競争を促進することにつながるものとする。</p>	

#### 5. その他行政に求められる事項

項目	提出者	意見	考え方
	(1) 競争ルールの透明性の確保		
	ソフトバンク	<p>「競争政策ポータルサイト」を開設し、総務省ホームページにおいて公表するとする報告書案に賛同。</p> <p>具体的には、各種ガイドライン等の一覧や、各種ルールの策定、見直しに関する議論の変遷の一覧等の掲載を要望。</p>	○
	イー・アクセス	各種法制度の運用を包括的に一覧できる仕組みとして、「競争政策ポータルサイト」を設けることに賛成。	○

(2) 電気通信番号の在り方	KDDI	IP化等の技術の進展に伴い、電気通信番号の在り方が適宜見直されることの必要性は報告書案の指摘のとおり。見直しに際しては、お客様利益の最大化の観点を基本に、関係事業者等との十分な意見交換を行っていただくことが必要。	○
	イー・アクセス	電気通信番号の付与については、新規参入事業者の事業開始時点において、その事業計画に大きな影響を与えないような、柔軟な運用がなされることを要望。 例えば、新規参入事業者の初期の電気通信番号付与時においては、総務大臣によって認可された開設計画の「加入数見込み」を考慮し、新規参入事業者が必要とする番号ブロックを付与するといった対応等が挙げられる。そうすることによって、電気通信番号の不足が原因のために、ユーザ獲得機会を喪失してしまう等の事業リスクを回避することが可能となる。 また、多くの番号ブロックを付与することにより、少ない番号ブロックに分けて、複数回にわけて付与する場合に比べ、相互接続等の初期コストを削減することが可能となり、新規参入事業者の市場への参入を契機とした競争が促進されるものと考える。	電気通信番号は有限な資源であり、電気通信事業法に基づき、公平かつ効率的な使用が図られるよう指定を行うことが適当と考える。
	エニーユーザー	インターネットインフラの向上に伴い、インターネット電話の品質は明らかに向上している。半面、携帯電話においては、電波の届かない場所、電波の悪い場所等により、通話音質がインターネット電話より劣る場合もあるにもかかわらず、音声品質基準は明確化されていない。今後のIP化時代において、インターネット電話イコール品質保証がないから電気通信番号の付与が認められないという既定のルールは、利用者の視点に立ち再検討が必要。	☆
(3) 国際的に生じる課題への対処	KDDI	IP化等の技術進展により、多くの技術的・制度的課題が国境を越えて発生することは十分に想像される。 行政においては事業者間の協議を基本とし、その協議が円滑に行われぬ場合等には積極的な支援を事業者に対して行っていただきたい。	○
	ソフトバンク	国際間のインターネット接続料金に関する問題については、ITU等にて行われている議論の方向性と歩調を合わせて進めることが重要。	○
(4) 競争ルールの国際的整合性の確保	ソフトバンク	規制の国際的整合性の確保は、市場のグローバル化を考慮した場合に重要であり、「各国の競争ルールの整合性が確保されなければ国内ルールの有効性が著しく減じられる可能性も否定できない」とする報告書案の内容に賛同。 規制の国際的整合性の確保の観点から、日本からの情報の発信のみならず、日本の制度設計において海外のベストプラクティスも積極的に参考とすべき。	○
	Vodafone (英)	PS T NからIPベースのネットワークへの移行における課題については、世界中の多くの規制当局及び事業者が、概ね同じ時期に直面しており、ほぼ同様の問題を抱えている。ベストプラクティス及び国際的な傾向を注意深く検討することは、非常に有益。総務省が認識しているとおり、現在、いくつかの最も興味深い規制の革新が、欧州連合において実施されている。総務省の報告書案は、これらの進展について肯定的に評価しているものと考える。	ご指摘の点については、本項目に記述のとおり。

第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて

提出者	意見	考え方
KDDI	<p>1. NTT組織問題の抜本的取組みと当面の措置            真の公正競争を実現するには、NTTの組織問題に抜本的に取り組む必要があるが、NTTの組織問題を検討する2010年までの当面の措置として、NTTグループの市場支配力の問題に対するルールの整備を行うことは、市場支配力の濫用を抑止する上で極めて重要。</p> <p>2. 新しい競争プログラムの策定方法について            報告書案が提言する、関係者の意見招請を含むプログレスレポートの作成は、行政手続きの透明性の確保からもとたいへん有効。IP化を含む現在の技術進展と市場構造の変化のスピードを増しており、競争プログラムは従来の整理のみにとらわれず、公正競争の確保とお客様利便の最大化の観点から適時に見直されることが適当。</p>	○
ソフトバンク	<p>報告書案において示されている各種検討事項について「競争促進プログラム2010」の中で、着実に推進して頂くことを要望。</p> <p>「競争推進プログラム2010」においては、多数の検討会等が発足されるものと想定されるが、総務省においてはこれらの多数の案件を推進していく上で必要な各種リソースを適切に確保の上、着実に政策策定を行って頂きたい。</p> <p>また、報告書案にもあるとおり、「競争推進プログラム2010」を進める過程において、検討事項ごとの定期的なモニタリング、審議会へのプログレスレポートの実施や、必要なりボルピングを実施することは有効。</p> <p>更に、通信関連法制の総合的な見直し及び通信・放送の融合法制について検討を行うことは重要であり、2010年に向け着実に検討を進めて頂くことを希望。なお、検討に際しては、通信・放送の融合が進展する中で、如何に公平な事業者間の競争環境を整備するかという観点を失うことなく、検討を進めて頂くことを希望。</p> <p>なお、電気通信市場における真にフェアな競争環境を整備するためには、「競争促進プログラム2010」における検討だけでなく、最終的には弊社共にて主張しているように、NTTグループの構造分離、資本分離を伴う「ユニバーサル回線会社」の設立が必要であると考えている。</p>	○ NTTの組織の在り方に関する議論は本懇談会の検討事項ではない。
J:COM	<p>本報告書により「新競争プログラム2010」が速やかに取りまとめられ、実施されることを強く望む。</p>	—
テレサ協・MVNO協議会	<p>本章について、報告書案の見解に賛同。</p> <p>加えて、通信事業に大きく影響を及ぼしながら旧態のハードウェア技術により制度設計がなされている電波法について、最新の技術動向を踏まえ、様々な視点から見直しを行い、抜本改正に向けて長期的な視点で検討に着手することを「新競争促進プログラム2010」に組み込むことが必要。</p>	○ 通信と放送に関する総合的な法体系の検討については、本懇談会における議論の対象外である。
富士通	<p>IP化の進展に伴い、通信と放送を連携した多様かつ高度なサービスの登場等、ブロードバンドインフラだけでなくサービス面でも日本が世界の先端となることが重要であることから、別途検討される2010年に向けた通信と放送に関する総合的な法体系の検討と、本報告書案に示された新競争促進プログラムとが、整合性を持った形で、かつ出来る限り早期に実現されることを期待。</p>	○

N T T 持株	<p>①国内競争の促進の観点だけでなく、現在世界最先端の我が国のブロードバンドインフラの更なる拡充を促進し、我が国産業全体の国際競争力の強化に繋げる観点も十分に考慮して検討を進めていただくとともに、②今後も新たな技術革新やビジネスモデルの創造が不断に行われるブロードバンド市場においては、各事業者による迅速かつ柔軟な事業展開・創造の芽を摘まないよう極力事前規制を課さないことが市場全体のダイナミックな活性化のために必要であることを踏まえて策定していただきたい。</p>	<p>☆ ご指摘の点については、新しい競争促進プログラムに定める各論点の検討の際に留意すべきと考える。</p>
N T T 東	<p>本報告書案の取りまとめにあたっては、国内の通信事業者間の競争だけに視点を当てたサービス競争重視の競争政策の観点だけではなく、現在世界最先端の我が国のブロードバンドインフラの構築を促進し、国際市場における関連産業の競争力向上や新規ビジネスの創造等を通じ、我が国産業全体の国際競争力の強化に繋がるような観点も十分に考慮して検討を進めることが必要。 また、実際の政策立案にあたっては、今後も技術革新やビジネスモデルの創造が不断に行われるブロードバンド市場においては、迅速かつ柔軟な事業展開・創造性の芽を摘むことがないよう、事前に規制を課すことなく、事業者の自由なビジネス展開を認めることが市場全体のダイナミックな活性化のために必要であることを踏まえ策定していただきたい。</p>	
N T T 西	<p>冒頭で述べたとおり、21世紀のブロードバンド時代にあたっては、従来の発想を転換し、事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様ニーズに即したサービスを提供する競争環境を整備することにより、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の更なる向上を図るべき。 また、ブロードバンド市場は、今後どのように発展を遂げるのか必ずしも見通せない将来性の高い市場であることから、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づき、事前規制を課すべきではなく、各事業者の自由な事業運営を保証すべきであり、万一それによって問題が生じるのであれば、事後的に問題を解決する姿勢に徹するべき。</p>	
経団連	<p>ルール型行政の推進を図り、透明な手続きにより新たな競争ルールを構築していく前提として、従前の施策に対する適正な評価が不可欠である。この点、補論において、これまでの競争政策の検証がなされているが、こうした検証・評価を継続し、競争ルールの整備に関するPDCAサイクルを確立することが重要であり、今後、情報通信審議会に競争促進プログラムの進捗状況の報告などが、納得性、予見性の高いルール作りの端緒となることを期待。</p>	<p>○ 情報通信審議会への報告及びPDCA方式の採用については、本章に記述のとおり。</p>
B T	<p>当社は、すべての利害関係者が新たな政策アジェンダである「新競争促進プログラム2010」に向けて対応するための時間とリソースの配分をすることができるよう、明確なタイムテーブルができる限り早期に利用可能となるよう提案する。 さらに、いつまでに新たな競争ルールの枠組みが実施され、いかなる追加のプロセス及び手続が検討されるかについて明確にされるべきである。</p>	<p>ご指摘の点については、第7章に記述のとおり。</p>

その他個別の論点

提出者	意見	考え方
ソフトバンク	<p>現状、事業用電気通信設備規則第11条では、停電時に通信が停止しないように自家発電機又は蓄電池の設置を義務付けているが、FTTRサービスにおける加入者回線設備等の一部設備については現状の電力供給状況や設備の特性等を考慮し（詳細は以下を参照）、技術適合基準を緩和して頂くことを要望。</p>	<p>ご指摘の点については、本懇談会における議論の対象外である。</p>

KVH	外資規制撤廃後の構成競争条件確保について、外資系事業者に対する参入障壁がないか調査して何らかのロードマップを作成してもらいたい。	☆
エニ－ユーザー	現行サービスの問題点の洗い出し、評価については、市場で認知され普及しつつある世界の新しい技術や仕組みを視野に入れ、検討していくべき。日本国内の規制により、日本企業によるインターネット・サービスが十分な利便性を提供できない場合には、国内ユーザが海外サービスへ流れていくことが十分に考えられ、これは日本のインターネット技術・サービスの競争力の低下にもつながりかねないと危惧される。	ご指摘の点については、第6章5(4)に係る検討の参考とする。
経団連	IP時代の通信・放送市場においては、公正・中立的な立場からのルール策定・執行、競争状況の監視が重要となるが、わが国では、事業者間調整に特化しており、しかも規制と産業振興部門が省庁内で一体となっている。利用者利益の向上に寄与する上でも、英米を参考に、通信・放送に関する独立規制機関の設置についても報告書に盛り込むべきである。	ご指摘の点については、本懇談会における議論の対象外である。
個人	競争的な環境整備により、都市部において急速にブロードバンドとその関連サービスの普及が進む一方で、競争環境が得られない地域との間では地域間格差が広がっていく。IP化の進展に伴う競争環境が得られない地域、特に条件不利地域を抱える地域においては、競争促進の観点よりもブロードバンドサービスの提供と安定的な運用を第一に考えるべきである。	同上